

これからの 社会に向かって



**私の納税が、
私たちの生きる未来をつくる。**

令和5年度 「税を考える週間」 講演会・説明会資料

令和5年10月
国税庁 広報広聴室

国税庁
NATIONAL TAX AGENCY

皆様、こんにちは。

本日の講演会では、「税の役割」や「税制の現状」といった税に関する基本的な情報から、「国税庁の使命」や「税務署の仕事」といった国税当局の組織の機構に関すること、更には、国税当局の取組である「適正・公平な税務行政の推進」、「納税者サービスの充実」、「災害への対応」、「酒税及び酒類行政」の内容について、ご説明させていただきます。

そのほか、「政策評価と税務行政の改善」、「国税庁の取組紹介動画」についても、順をおってご説明させていただきます。

はじめに

「税を考える週間」とは

実施期間 11月11日～17日

趣 旨 税の意義や役割について能動的に考えてもらい、
税に対する理解を深めてもらう

テーマ 「これからの社会に向かって」

「週間」の変遷

昭和29年～	「納税者の声を聞く月間」
昭和31年～	「納税者の声を聞く旬間」
昭和49年～	「税を知る週間」
平成16年～	「税を考える週間」

1

はじめに

はじめに、国税庁で実施している「税を考える週間」についてご説明します。

国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解してもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた施策を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を実施するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としております。

今年の「税を考える週間」では、「これからの社会に向かって」をテーマといたしまして、国民の皆様に適正・公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組をご紹介しますこととしております。

この「税を考える週間」の歴史を申し上げますと、昭和29年に、納税者の皆様の声を税務行政に反映させるため、「納税者の声を聞く月間」を設けたことから始まります。

そして、昭和31年からは、苦情相談を重点項目として期間を「月間」から「旬間」に改め、税務行政に対する納税者の皆様の意見や要望を積極的に聴き、各種の行事を通じて納税者の皆様との信頼を深め、納税者の皆様にとって近づきやすい税務署というイメージを作り、納税意識の向上を図ることを目的に実施しておりました。

また、昭和49年には、「旬間」の全般的な見直しを行い、毎年同じ時期に行うこととして「税を知る週間」に改称しました。「週間」の実施に当たっては、税を社会全体の役割の中で捉える見地から、納税者の皆様だけでなく国民各層が、税のよき理解者、協力者であるべきことを改めて認識し、広報広聴の対象とするとともに、各種の施策を通じて、声を聞くという受身の姿勢だけでなく、積極的に税の重要性、執行の公平性等を広報することを目的に実施しました。

そして、平成16年からは、国民一人一人が、我が国をどのようにして支えていくのか、公的サービスと負担をどのように選択するのかを含めて、税の在り方、国の有り様を真剣に考えていただく時期に来ているという観点から、単に税を知るだけでなく、能動的に税の仕組みや目的を考えてもらい、国の基本となる税に対する理解を深めていただくことを明確にするため「税を考える週間」に改称しております。

このように、この取組は大変歴史のあるものです。

税の役割



- 「社会の会費」である税とそのゆくえ
- 財政の現状
- 社会資本整備と公共サービスの費用
- 教育費
- 税の歴史と変遷

2

税の役割について、ご覧のような項目をご説明いたします。

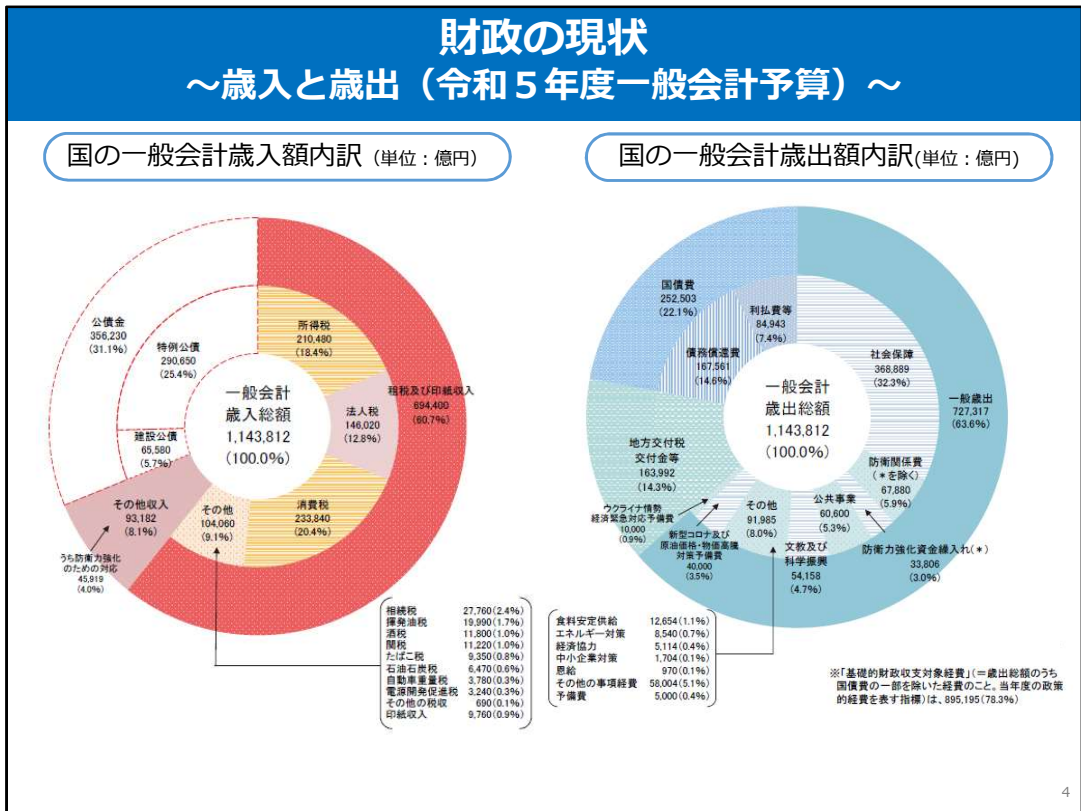


社会の会費である税とそのゆくえ
～支え合いにより成り立っている社会～

私たちの身の回りには、私たちが健康で文化的な生活を送るため、国や地方公共団体による多くの公共サービスが存在しています。公共サービスの内容は様々ですが、その費用は、主に税金によって賄われています。つまり、必要な費用を、共通の会費として私たちが負担しているのです。

その会費を、私たちがどのように負担するかは、法律によって定めることとされています。これが、租税法律主義です。私たちが、その法律によって割り振られた負担をきちんと引き受けることによって、様々な公共サービスは維持されています。

日本国憲法第30条には「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と定められており、私たちがそれぞれの納税の義務を果たすことにより社会は成り立っています。



財政の現状

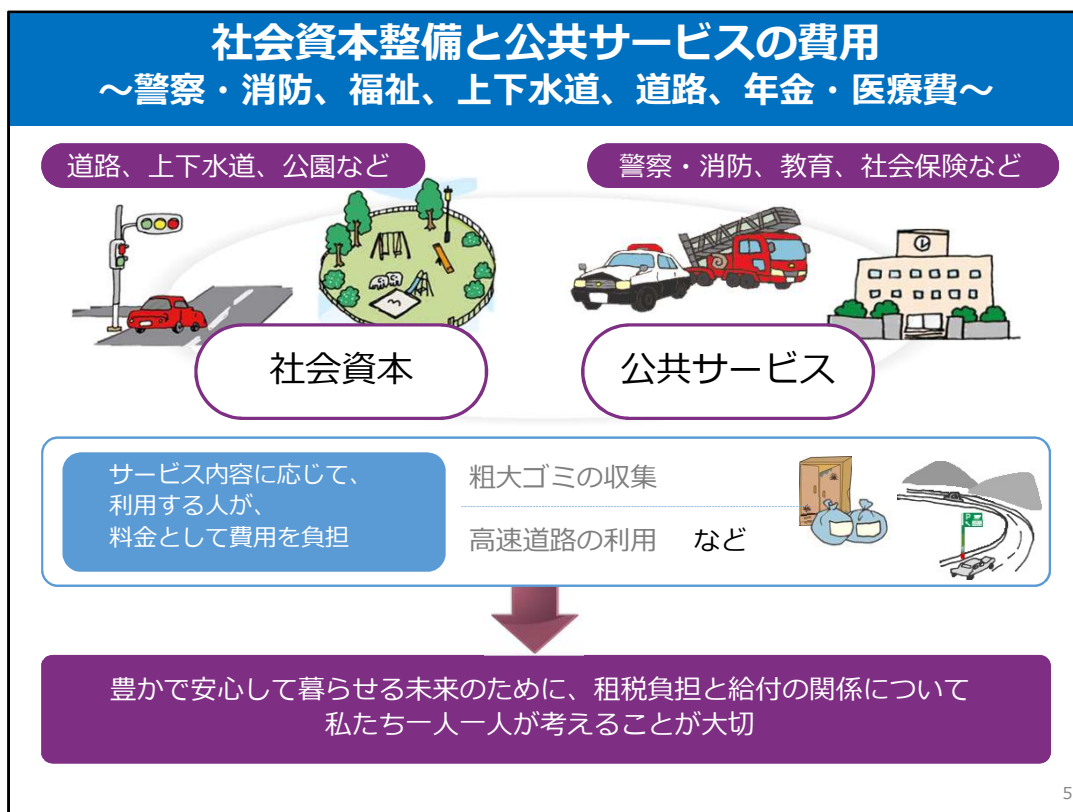
～歳入と歳出（令和5年度一般会計予算）～

我が国の歳入と歳出の図になります。

令和5年度当初予算の歳入は114兆3,812億円であり、そのうち約60.7%は所得税、消費税、法人税などの「租税及び印紙収入」で賄われ、約31.1%は将来世代の負担となる国の借金「公債金」に依存しています。

次に、国の歳出では、約22.1%が国の借金である国債の元利払いに充てられる費用「国債費」となっています。その国債費の一部を歳出から除いたものを「基礎的財政収支対象経費」といい、当初予算で89兆5,195億円計上されています。

その中には、教育などに関わる「文教及び科学振興費」のほか、私たちが安心して生活していくために必要な医療、年金、介護生活保護、社会福祉などに使われる「社会保障関係費」、地方公共団体の財政力の違いに応じ、公共サービスに格差が生じないように調整するために支出する「地方交付税交付金等」、住宅対策や市街地、道路、上下水道などの整備などに使われるほか、災害が起こったときの復旧事業のためにも使われる「公共事業関係費」などが含まれています。



社会資本整備と公共サービスの費用

～警察・消防、福祉、上下水道、道路、年金・医療費～

私たちの生活に欠かせない、道路、上下水道、公園などの公共施設、いわゆる「社会資本」や、警察・消防、教育、社会保険などの充実した「公共サービス」を利用する際に利用料がかからないのは、利用の有無に関わらず、「税」という形で私たちが負担し合っているからです。

一方、粗大ゴミの収集や、高速道路の利用など、一般のゴミの収集や、一般道路の利用といった通常の公共サービスと異なる場合は、そのサービス内容に応じて、利用する人が料金として費用を負担する必要があります。

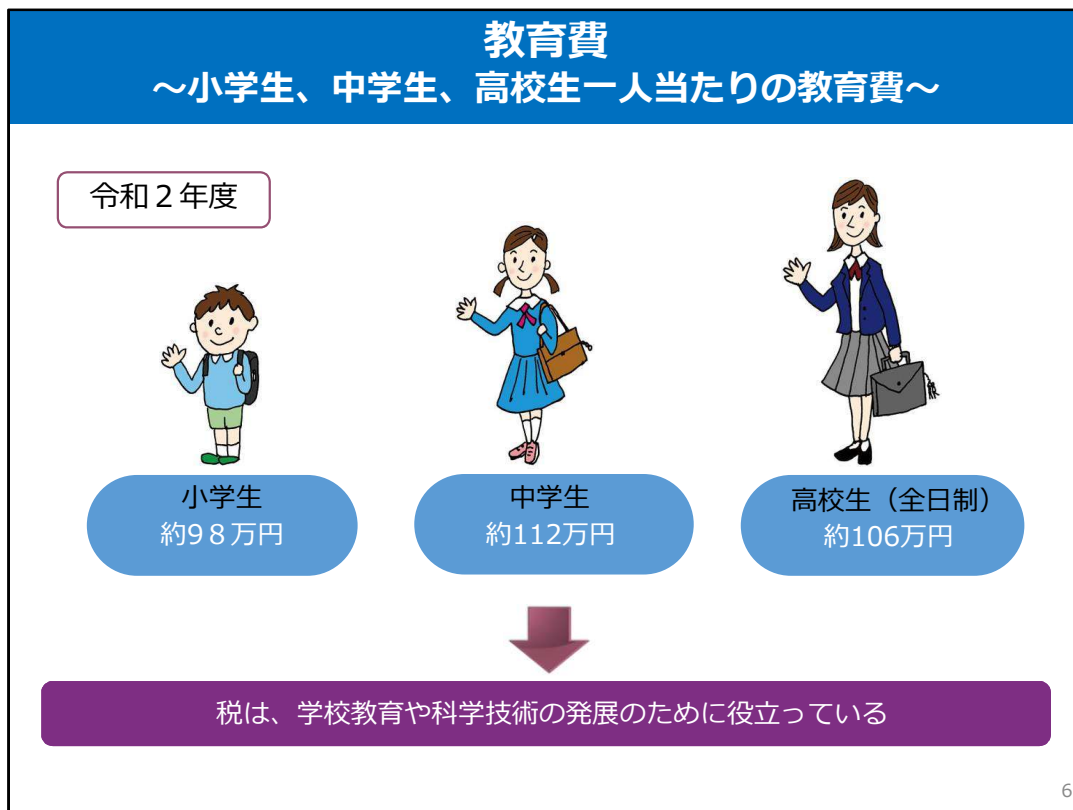
これからの日本社会と税を考えると、少子高齢化社会の進行に伴い、例えば高齢者が増えることによる社会保障関係費が増える一方で、その費用である社会保険料を負担する働き手が減り、税等による負担が増えるかもしれません。

このように、今後、豊かで安心して暮らせる未来のために、租税負担と給付の関係について私たち一人一人が考えることが大切となってきます。

(参考)

身近な財政支出

警察・消防費 (令和3年度)	5兆2,963億円	一人当たり	約42,201円
ゴミ処理費用 (令和3年度)	2兆4,384億円	一人当たり	約19,429円
国民医療費の公費負担額 (令和2年度)	16兆4,991億円	一人当たり	約130,794円



教育費

～小学生、中学生、高校生一人当たりの教育費～

税は、私たちの学校教育や科学技術の発展のためにも役立てられています。

歳出のうち「文教及び科学振興費」が、学校教育や科学技術のために使われる予算です。

例えば、教科書の無償配付や全国学力調査の実施、国立大学法人・私立学校の助成、スポーツ振興などのための「教育振興助成費」、公立学校の校舎改築などのための「文教施設費」、経済的理由により修学が困難である優れた学生などのための「育英事業費」、将来に渡る持続的な研究開発などの科学技術の振興を図るための「科学技術振興費」などが含まれています。

ところで、公立学校の児童・生徒一人当たりの年間教育費の負担額はどのようになっているのでしょうか。

令和2年度の調査では、公立学校の小学生では一人当たり約98万円、公立学校の中学生では一人当たり約112万円、公立学校の高校生では一人当たり約106万円となっています。

(参考：高校卒業までの期間中における公費負担額のイメージ)

小学生	約975,000円×6年間	=	約5,850,000円
中学生	約1,122,000円×3年間	=	約3,366,000円
高校生	約1,063,000円×3年間	=	約3,189,000円
合計			約12,405,000円

税の歴史と変遷 ～大宝律令と租・庸・調～

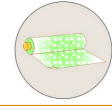
租
(そ)

男女の農民が納付する税
税率は収穫の約3%



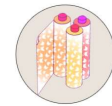
庸
(よう)

都での年間10日間の労働する税
又は布を納める税



調
(ちょう)

布や絹などの諸国の特産物を納める税



「庸」と「調」は、男子のみに課税され、
その税は農民の手で都に運ばれました。

飛鳥時代（701年）に成立した大宝律令に規定

7

税の歴史と変遷

～大宝律令と租・庸・調～

税の仕組みができたのは、701年の飛鳥時代まで遡ります。その時代に成立した大宝律令には、「租・庸・調」という税の制度が盛り込まれました。

「租」は、男女の農民に課税され、税率は収穫の約3%でした。

「庸」は、都での年間10日間の労働、又は布を納める税でした。

「調」は、布や絹などの諸国の特産物を納める税でした。

「庸」と「調」は、男子のみに課税され、農民の手で都に運ばれました。

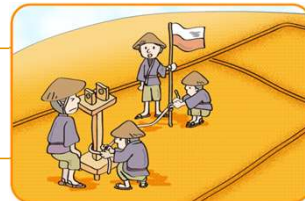
税の歴史と変遷 ～明治時代の税（地租改正）～

地租改正

明治政府は歳入の安定を図るため、
1873年に地租改正を実施

地租とは

地租とは、地価を課税基準
として賦課された税



江戸時代に年貢を免除されていた
武家地や町地なども課税の対象となりました。

地価の3%を地租として貨幣で納めた

8

税の歴史と変遷

～明治時代の税（地租改正）～

明治時代、政府は歳入の安定を図るため、廃藩置県に伴い1873年（明治6年）に地租改正を実施しました。

その内容とは、年貢を廃止して、地価を課税基準として地租を賦課し、貨幣で納めさせるもので、税率は地価の3%とされました。江戸時代には、年貢を免除されていた武家地や町地なども課税の対象となりました。

この地租改正事業は、地価の決定のために、土地の測量や地価の見積りを行う必要があったことから、数年間に渡って行われました。

これにより土地に課税されることが一般的となり、このことが、土地私有制の基礎となりました。

税の歴史と変遷 ～シャウプ勧告と新しい時代の税制～



昭和24年にシャウプ使節団が来日



シャウプ勧告書

シャウプ勧告書の基本原則を、税制改正に反映

国税と地方税に渡る税制の合理化・負担の適正化

基礎控除額を引き上げて
負担を軽減

富裕税を創設

青色申告制度導入

納税貯蓄組合制度導入

9

税の歴史と変遷

～シャウプ勧告と新しい時代の税制～

日本における長期的・安定的な税制と税務行政の確立を図るため、昭和24年、カール・シャウプ博士を中心に7人で構成された税制使節団が来日しました。これがシャウプ使節団です。シャウプ使節団は、全国各地を周って日本の課税の実情を調べ、8月にはシャウプ勧告をまとめ、9月に発表されました。そのシャウプ勧告には、国及び地方公共団体の税に対する、税制面、財源配分面などについての体系的な改革案が示されていました。

その内容は、所得税を税制の根幹に据え、基礎控除額を引き上げて負担の軽減を図ると同時に、その減収分は高額所得者へ富裕税として課税されるというものでした。また、申告納税制度の水準の向上を図るための青色申告制度や、確実な納付のための納税貯蓄組合制度も導入されました。

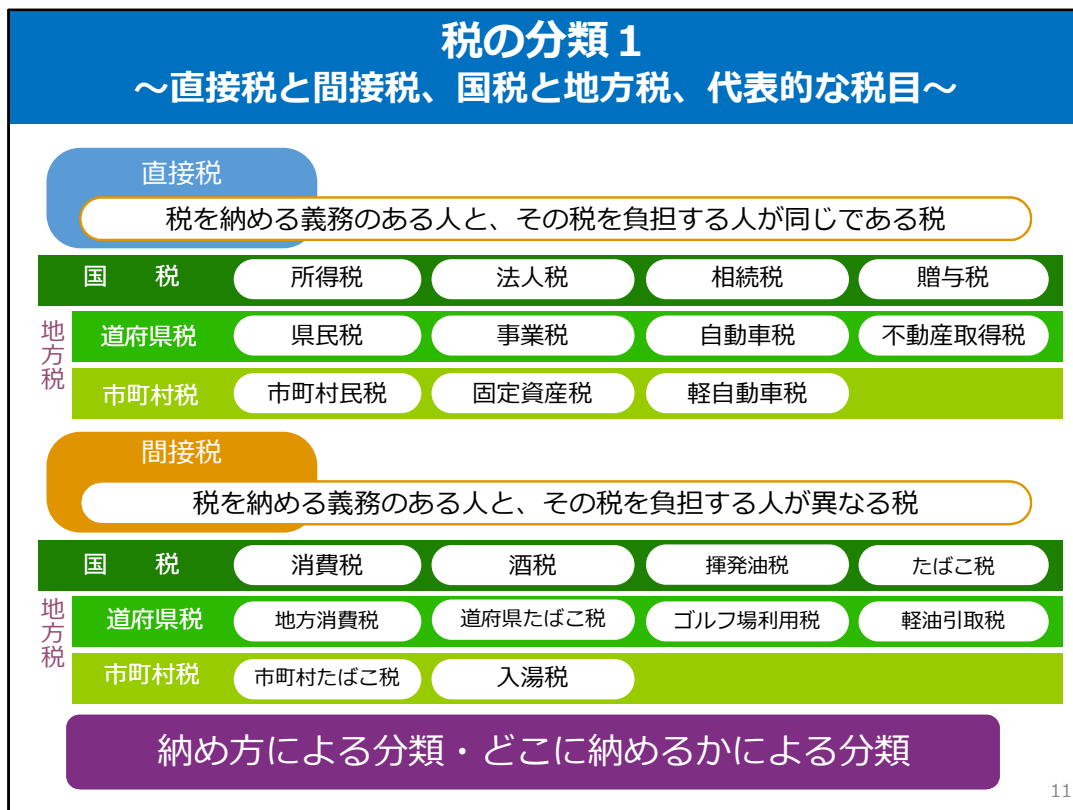
税制の現状

- 税の分類 1
- 税の分類 2
- 税収の推移
- 消費税の概要



10

税制の現状について、ご覧のような項目をご説明いたします。



税の分類 1

～直接税と間接税、国税と地方税、代表的な税目～

税の納め方によって分類すると、直接税と間接税に分類できます。

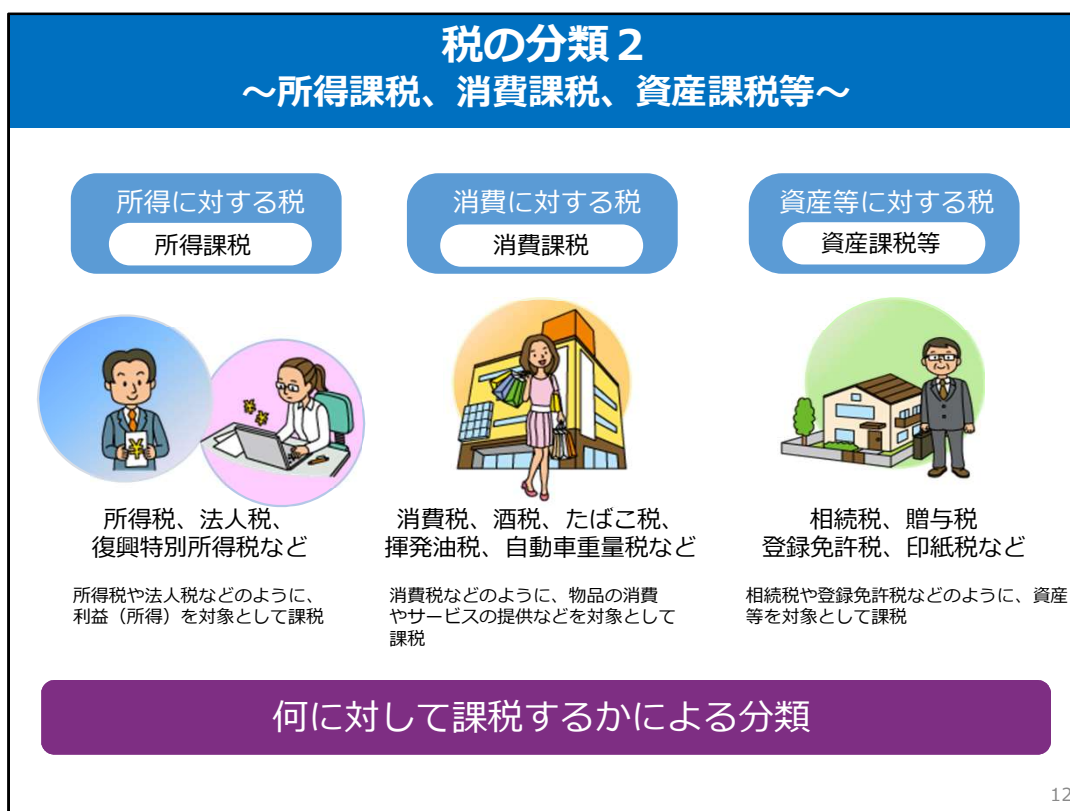
直接税とは、所得税や法人税などのように、税を納める義務のある人と、その税を負担する人が同じである税金をいいます。

間接税とは、消費税などのように、税を納める義務のある人と、その税を負担する人が異なる税金をいいます。つまり、間接税は、税を納める義務のある人の納めた税が、物やサービスの価格に上乗せされて消費者の負担に移っていきます。

これを「租税の転嫁」といいます。

また、税をどこに納めるかによって分類すると、国税と地方税に分類できます。

国税とは、国に納める税金をいい、地方税とは、地方公共団体に納める税金をいい、更に道府県税と市町村税に区分されます。



税の分類 2

～所得課税、消費課税、資産課税等～

税を何に課税するかによって分類すると、所得課税、消費課税、資産課税等に区分されます。

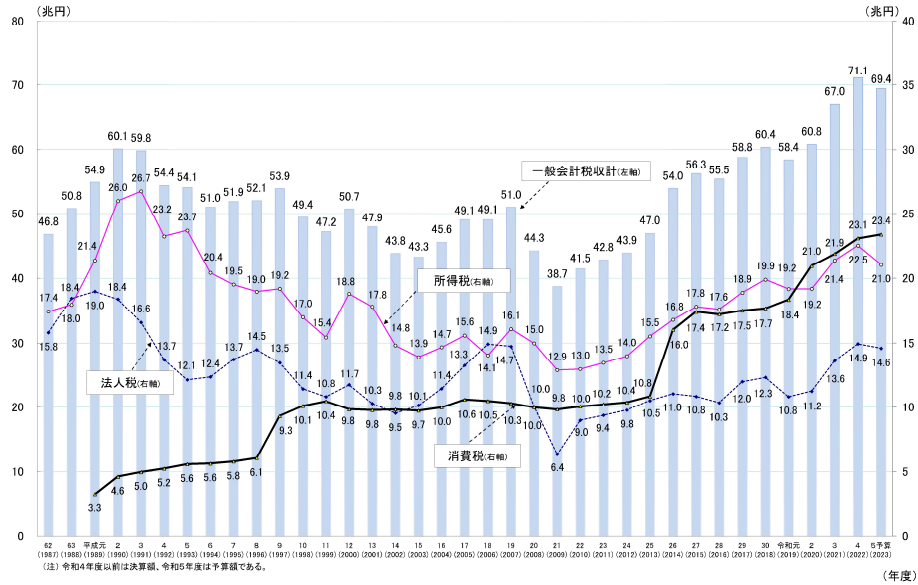
所得課税とは、個人に対する所得税や会社に対する法人税などのように、所得と言われる利益の部分に税を負担する能力を見出して、所得の大きさに応じて税負担を求めるものです。

消費課税とは、消費税や酒税、たばこ税等のように、物品の消費やサービスの提供などを対象として課税される税をいいます。

資産課税等とは、相続税や贈与税、登録免許税、印紙税等のように、資産の取得や保有などに着目して課税される税をいいます。

税収の推移 ～税目別税収の推移グラフ～

税目別の税収の推移



税収の推移 ～税目別税収の推移グラフ～

税収は、景気の動向や税制改正といったものの影響により変動します。

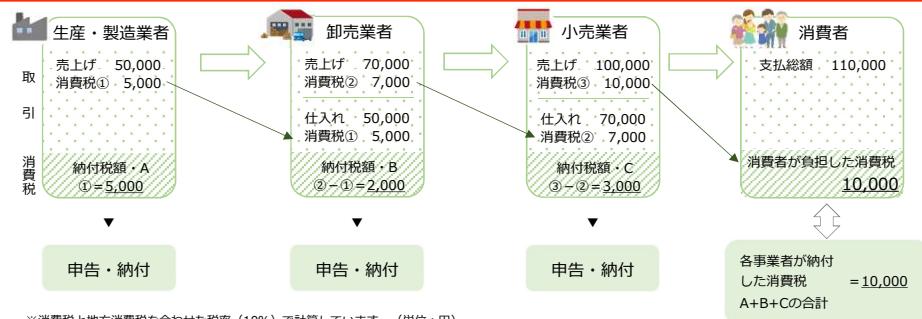
所得税や法人税の税収は景気動向に左右されやすい一方、消費税の税収は税率によって変動はあるものの、比較的安定しています。

所得税は、これまで行われてきた度重なる税率構造の累進性の緩和や各種控除の拡充などにより、個人所得課税の負担は大きく軽減されてきています。昭和61年当時70%だった最高税率は、平成27年分以降は45%となっています。

法人税の基本税率は、グローバル化に対応するとともに国際競争力を強化する観点から、税率を引き下げてきました。また、リーマンショック後の景気の低迷により税収が落ち込むなど、法人税収は景気の動向により大きく変動しています。

消費税の概要 ～基本的な仕組み～

消費税は、広く商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課される税であり、事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて転嫁され、最終的に商品等を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。



※消費税と地方消費税を合わせた税率（10%）で計算しています。（単位：円）

税率（令和元年10月～）

区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2%	1.76%
合計	10.0%	8.0%

軽減税率の適用対象

> 軽減税率は、次の①及び②を対象としています。

- ① 飲食料品の譲渡
- ② 週2回以上発行される新聞の譲渡
(定期購読契約に基づくもの)

※ 外食やケータリングのような一定のサービスを伴う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象外です。

14

消費税の概要

～基本的な仕組み～

消費税は、広く商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課されます。

また、消費税は税を納める義務のある人と、その税を負担する人が異なる間接税です。具体的には、事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて転嫁され、最終的に商品等を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担しますが、申告と納付は事業者が行います。

これを図を用いて説明すると、

まず一番左の生産・製造業者は、製品を卸売業者に販売し、税込の売上55,000円を受取り、そのうちの消費税5,000円を国に納付します。

次に、卸売業者は、仕入れた商品を小売業者に販売し、税込の売上77,000円を受け取ります。そのうち7,000円が消費税ですが、仕入れの際に製造業者に対して消費税5,000円を支払っています。そのため、7,000円から5,000円を差し引いた2,000円を国に納付します。

このように、事業者は、その売上げに対して課税されますが、税の累積を排除するために、売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除した差引税額を国に納付することとなります。

そうしますと、最終的に、消費者の皆様が負担する10,000円は、製造業者、卸売業者、小売業者の各取引段階で、それぞれ国に納付された金額、すなわち図中のAからCの合計額10,000円と一致することとなります。

以上のように、消費税は、製造、卸、小売といった取引の各段階で、販売価格に含まれて転嫁されていくことが重要ですので、消費税の転嫁拒否を含む買いたたき等については、関係省庁において厳正に対処することとしています。

なお、参考ですが、消費税は、国内の消費者に最終的な負担を求める税です。このため、輸出取引については、輸出側では免税とし、輸入取引については、輸入側が輸入の際に課税する仕組みとなっています。

また、左下の表のとおり、令和元年10月以降、国と地方を合わせた消費税の税率は標準税率10%、軽減税率8%となります。

この軽減税率の適用対象について、簡単に説明します。

軽減税率は、①飲食料品の譲渡と、②週2回以上発行される新聞の譲渡を対象としています。あくまでも譲渡が対象ですので、外食やケータリングのような一定のサービスを伴う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象外とされています。

消費税の概要 ～税と社会保障の一体改革～

消費税率の引上げ

> 少子高齢化が急速に進み、社会保障費が増え続けている中、安定的な財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぎ、全世代型に転換する必要があったことから、**消費税率が5%から10%に段階的に引き上げられました。**

平成26年4月

5%

→

8%

→

令和元年10月

10%

軽減税率
8%

飲食料品など

なぜ消費税？

- ・税収が安定しています
- ・経済活動に中立的です
- ・負担が世代間で公平です
- ・高い財源調達力があります

> この消費税率の引き上げによる増収分については、**すべて社会保障に充て、待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化など子育て世代のためにも充当されることとなりました。**

消費税の増収分は全額を社会保障に充当し、「**全世代型**」の社会保障制度に転換

消費税の使い道は高齢者中心

転換

→

新たに待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化などにも消費税収を充当し、使途を子育て世代にも拡大

より子育ての
しやすい環境

より充実・
安心な老後

支え手の
広がり

消費税の概要

～税と社会保障の一体改革について～

令和5年10月1日からインボイス制度が開始しましたが、その導入の背景について少しご説明したいと思います。

少子高齢化が急速に進み、社会保障費が増え続けている中、安定的な財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぎ、全世代型に転換する必要があったことから、消費税率が5%から10%に段階的に引き上げられました。そして、この消費税率の引き上げによる増収分については、すべて社会保障に充て、待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化など子育て世代のためにも充当されることとなりました。

また、この消費税率の10%への引上げと同時に、所得の低い方々への配慮の観点から、食料品などに対して軽減税率が導入され10%と8%の2つの税率が混在することになりました。そのため、正しい消費税の納税額を算出するためには、どの取引や商品に、どちらの税率が適用されるかを明確にする必要があります。

そこで、売手が発行する請求書に「消費税率」や「消費税額等」を明記するインボイス制度が実施されることになりました。

インボイス制度について、次のページをご覧ください。

消費税の概要 ～インボイス制度について～

インボイス制度とは

- > 複数税率に対応したものとして、令和5年10月1日に開始した仕入税額控除の方式です。
- > インボイスとは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

消費税額の計算方法等

- > 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて**(仕入税額控除)**計算します。

計算方法 **納付税額 = 売上税額 - 仕入税額**

仕入税額控除の要件

仕入税額控除 ↑

	～令和5年9月 区分記載請求書等 保存方式	令和5年10月～ インボイス制度
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	インボイス等の保存

インボイス制度特設サイト

- > 国税庁HPにインボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。(※画像は10月2日現在のもの)
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

特設サイト

消費税の概要

～インボイス制度について～

現在の消費税率は、先ほど説明した通り、標準税率の10%と軽減税率8%の複数税率となっています。インボイス制度は、この複数税率下において適正な課税を確保する観点から令和5年10月1日に開始した、仕入税額控除の方式です。

このインボイス制度によって、消費税等を正確に把握することができるようになるほか、売手は納税が必要な消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となり、消費税の転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。

このように、インボイス制度は、社会保障の充実・安定化のために活用されている消費税を、事業者の方に正確に納めていただくために必要な仕組みです。

ここで「仕入税額控除」とは何かを説明するために、前のページでも少し触れましたが、消費税の基本的な仕組みについて改めて確認します。

消費税の納付税額は、商品の販売やサービスの提供といった、課税売上げに係る消費税額（売上税額）から、商品の仕入れや事務所の家賃、支払手数料といった課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）を差し引いて計算します。前のページで用いた数値を例に、卸売業者における消費税額の計算方法を説明すると、売上税額7,000円から仕入税額5,000円を差し引いた2,000円が納付税額となり、この仕入税額5,000円を差し引くことを「仕入税額控除」といいます。

この仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たす必要があります。具体的には資料の下の方に記載しているとおり、一定の事項が記載された帳簿と、インボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。インボイス制度の開始により、この保存すべき請求書が「インボイス」に変わるということが、ポイントになります。

また、国税庁のホームページに「インボイス制度特設サイト」を設けております。特設サイトでは、①オンライン説明会といった説明会の開催案内、②インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）、③インボイス制度に関する取扱通達やQ & Aなどを掲載しています。必要に応じてご参照ください。

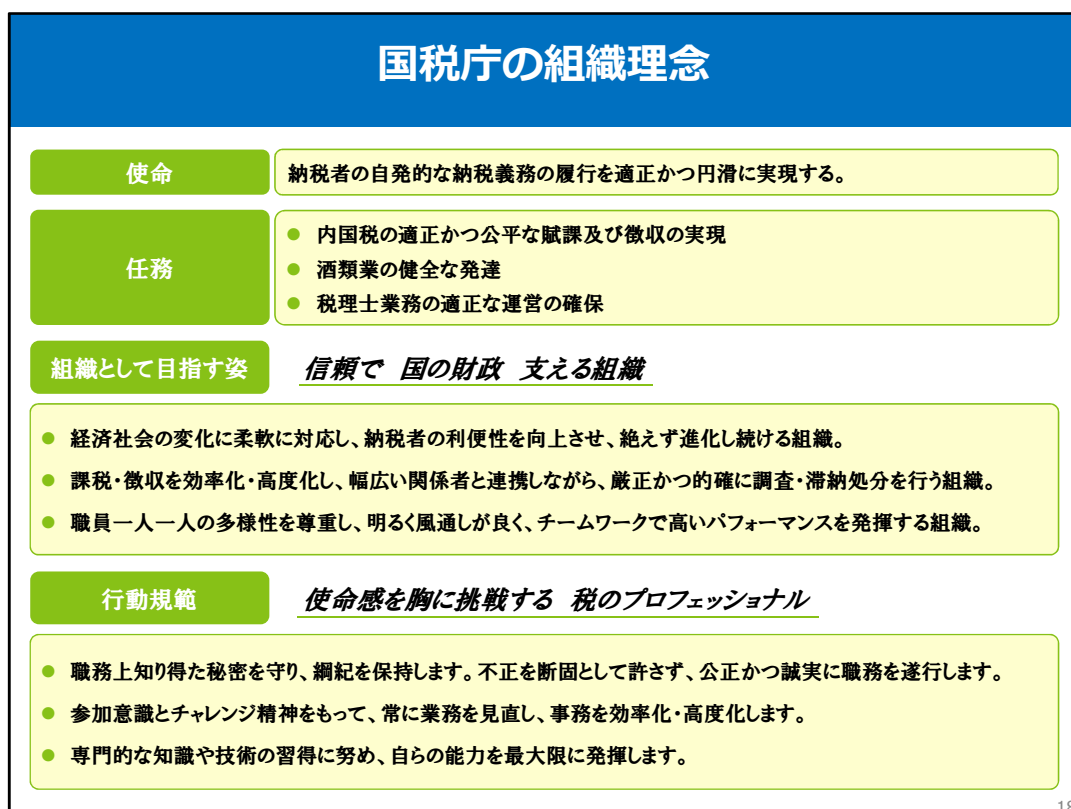
国税庁の使命



- 国税庁の組織理念
- 税務行政の将来像
 - ▶ 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
 - ▶ 税務を起点とした社会全体のDXの推進
 - ▶ “納税者目線”の徹底
 - ▶ AI・データ分析の活用

17

国税庁の使命について、ご覧のような項目をご説明いたします。



18

国税庁の組織理念

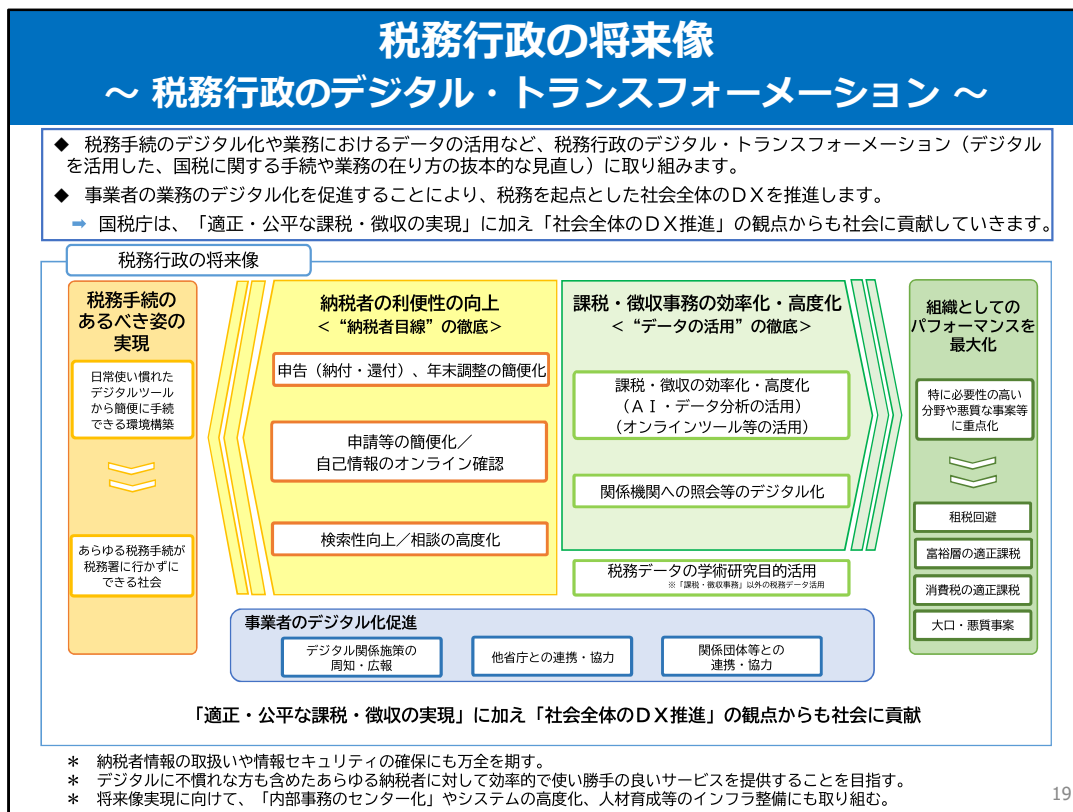
我が国の税金は、納税者の一人一人が、自ら税務署へ所得などの申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を納税者が自ら納付する申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行することが必要です。

そのため、国税庁の「使命」は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」とされています。

国税庁がその「使命」を果たすため、遂行すべき「任務」は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています。

国税庁がその「使命」や「任務」を果たすため、どのような組織を目指して組織運営を行っていくべきかを示す「組織として目指す姿」や、個々の職員が日々の職務を行うに当たって重視すべき規範・価値観を示す「行動規範」を取りまとめ、「国税庁の組織理念」として職員に示すとともに、公表しています。

平成13年に「国税庁の組織理念（国税庁の使命）」が制定されてから約20年が経過し、この間、国税組織を取り巻く環境は大きく変化しました。国税庁では、こうした変化を踏まえ、令和3年4月に新たな「国税庁の組織理念」を制定しました。国税職員が力を合わせ、国税庁の使命・任務を果たすため、「使命感を胸に挑戦する 税のプロフェッショナル」として日々の職務を遂行し、新しい組織理念を実践してまいります。



税務行政の将来像

～ 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション ～

令和5年6月に改定した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023（にーまるにーさん）ー」について、改定後の内容について、概要をご説明いたします。

今回の改定においては、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に加え、新たに「事業者のデジタル化促進」を大きな柱とし、この3つの柱に基づいて、施策を進めていくこととしています。

黄色部分、納税者の利便性の向上については、カスタマージャーニー（※）等といった方法も用いながら、「納税者目線」を大切に、各種施策を講じていくこととしています。その結果として、スマートフォン、タブレット、パソコンなどといった日常使い慣れたツールから簡単・便利に手続を行うことができる環境を構築することで、税務手続のあるべき姿である「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

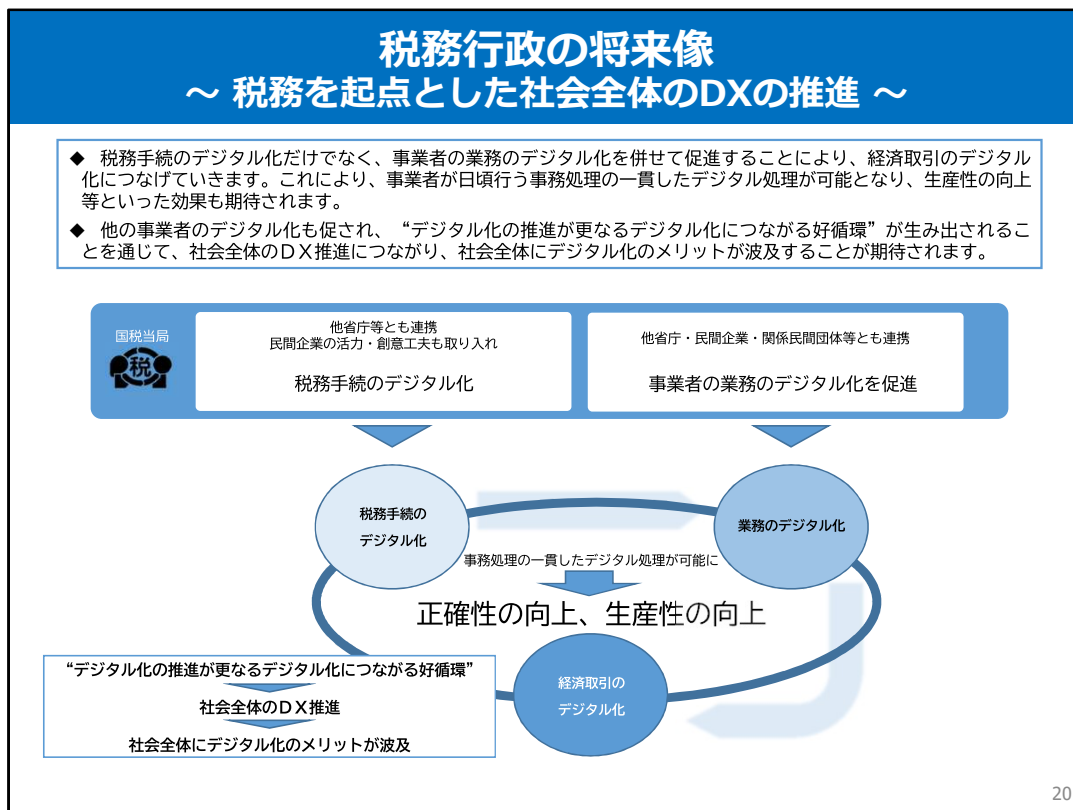
緑色部分、課税・徴収事務の効率化・高度化については、業務に当たってデータを積極的に活用することを明確化しています。AIやデータ分析、オンラインツール等を活用するほか、地方公共団体等、他の機関への照会等もデジタル化を進めます。結果として、特に必要性の高い分野や悪質な事案等にマンパワーを重点化することで、組織としてのパフォーマンスを最大化することを目指します。

最後に青色部分、今回新たに追加した事業者のデジタル化促進については、デジタル関係施策の網羅的でわかりやすい周知・広報や、関係団体等とも連携・協力したデジタル化の機運醸成など、事業者のデジタル化を促進する施策に取り組んでまいります。税務手続だけでなく、事業者が日ごろ行う事務処理の一貫したデジタル処理を可能とすることで、正確性の向上や生産性の向上等といった効果が期待されるものと考えていますが、税の観点から考えても、税務手続のデジタル化が更に進捗することや、税務処理の正確性向上、税務調査等の場面における検索性の向上など、様々なメリットが期待できるものと考えています。

このように、国税庁の本来の任務である「適正・公平な課税・徴収の実現」といった観点に加えて、「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していくというメッセージを、明確化したいと思っております。

- なお、欄外に記載していますが、
- ・ 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期すことは当然とし、
 - ・ デジタルに不慣れな方、いわゆるデジタルデバイドも含めて、あらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスの提供を目指していくほか、
 - ・ 今回は参考資料に掲載していますが、センター化や次世代システムへの移行等といったインフラ整備も併せて取り組んでいきます。

※「カスタマージャーニー」とは、顧客（納税者）が行う一連の手続の流れを時系列で整理し手続全体を俯瞰することで、現状の問題点などを整理するマーケティング手法のことをいう。



税務行政の将来像 ～ 税務を起点とした社会全体のDXの推進 ～

令和5年6月の改定で新たに打ち出した「社会全体のDXの推進」について紹介いたします。

こちらは、事業者側のデジタル化促進による好循環を示したイメージです。

事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を推進することは政府全体として取り組む重要な課題の一つとされており、国税当局も政府の一員として取り組んでいく必要があります。

これまで国税当局では、税務手続のデジタル化に注力してきましたが、今後は、他省庁や関係民間団体などとも連携し、事業者が日ごろ行う事務処理を一貫してデジタル処理することを可能とすることで、事業者の正確性の向上、生産性の向上を図ります。

こうした税務手続のデジタル化だけでなく、事業者の業務のデジタル化も併せて促していくことが重要であり、経済取引のデジタル化の推進、更に社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されています。

税務行政の将来像 ～ “納税者目線”の徹底～

- ◆ 普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。
- ◆ そのためのアプローチとして、実際に納税者が「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適なUI/UXの改善を図っていくため、想定される典型的な納税者像（ペルソナ）を設定し、当該ペルソナが税務手続を行う際のカスタマージャーニーを具体化することで現状の問題点を可視化し、改善策を検討していきます。
- ◆ 具体的な施策としては、以下のとおり、「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の実現に向けた自動入力項目の拡大等の申告や申請等手続の簡便化、検索や相談のデジタルを活用した高度化等に取り組みます。

申告（納付・還付）、年末調整の簡便化	申請等の簡便化／自己情報のオンライン確認	検索性向上／相談の高度化
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 給与情報等の自動入力（申告手続の簡便化） →申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」）の実現 ▶ e-TaxのUI/UX改善 →各種e-Taxソフトの統合による導線の整理 ▶ キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付 ▶ 年末調整手続の簡便化 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ e-Taxの「マイページ」の充実 ▶ 納税証明書のオンライン取得・納税情報の添付自動化 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ オンライン相談の充実 →チャットボットの充実、ホームページの検索性向上 ▶ 電話相談の高度化・利便性向上 →国税相談専用ダイヤルの導入 ▶ SNS（国税庁公式LINE）を利用した情報の配信

21

税務行政の将来像 ～ “納税者目線”の徹底～

納税者の利便性の向上については、カスタマージャーニー(※)等といった方法も用いながら、“納税者目線”を大切に、各種施策を講じていくこととしています。

具体的な施策についていくつか説明します。

左側の「申告、年末調整の簡便化」については、申告において給与所得者の源泉徴収票に係る情報を自動入力できるようにするなど、納税者が数回のクリックやタップで申告を完了できる「日本版記入済み申告書」の実現に向けて取り組んでいます。

中央の「申請等の簡便化/自己情報のオンライン確認」については、e-Tax上にマイページを開設し、個人の納税者が自身の申請・届出の提出状況などを確認できるようにしました。

右側の「検索性向上/相談の高度化」については、国税庁ホームページで導入している「税務相談チャットボット」の対象手続の拡充及び回答の精度の向上に努めております。

このように国税庁では”納税者目線”を大切にし、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる」社会の実現に向けて取り組んでいます。

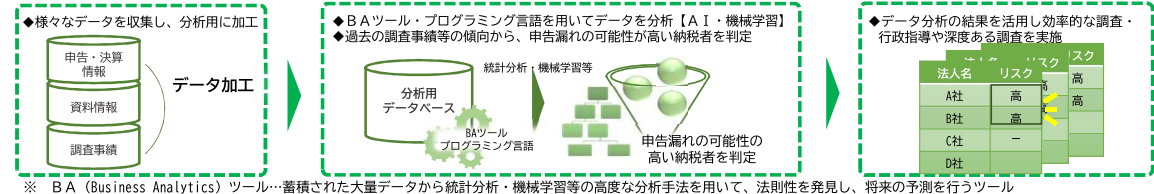
※「カスタマージャーニー」とは、顧客（納税者）が行う一連の手続の流れを時系列で整理し手続全体を俯瞰することで、現状の問題点などを整理するマーケティング手法のことをいう。

税務行政の将来像 ～AI・データ分析の活用～

AIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいきます。

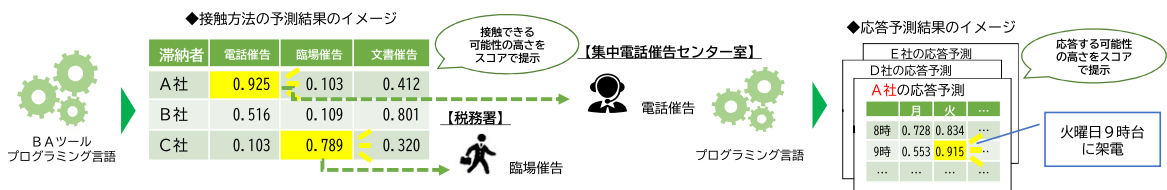
1 申告漏れの可能性が高い納税者の判定

収集した様々なデータを、BAツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。



2 滞納者への最適な接触方法等の予測

BAツール・プログラミング言語を用いて、滞納者の各種情報（過去の接触実績、申告書データ、業種等）を基に、滞納者ごとに接触できる可能性の高い方法（電話催告、臨場催告、文書催告）を予測し、効率的な滞納整理を実施します。
集中電話催告センター室においては、滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析し、曜日・時間帯ごとの応答予測モデルを構築した上で、応答予測の観点を追加したコールリスト（AIコールリスト）に基づき架電する等により、応答率の向上を図ります。



税務行政の将来像 ～AI・データ分析の活用～

国税庁においては、AIも活用しながら、幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいきます。

上段は、課税の分野の取組です。納税者本人から提供される申告・決算情報のほか、第三者から提供される資料情報、更には実際に税務調査を行った際の情報といったデータを分析用に加工します。これらのデータを、BAツールやプログラミング言語を用いて統計分析・機械学習の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。

また、下段は、徴収の分野の取組です。国税局や税務署では、滞納している納税者の方に連絡を取る必要がありますが、電話をしても様々な理由により応答できないといった場合があります。そこで、個々の滞納者の情報や、過去の架電履歴等のデータとAIを活用して、滞納者が電話に回答する可能性の高い曜日・時間帯を予測するモデルを構築し、この応答予測モデルに基づいて架電する取組を、集中電話催告センター室において令和4年7月から行っています。

こうしたデータ分析は、デジタルの利点を活用するという観点から非常に重要なものと考えており、引き続き積極的に取組を進めてまいります。

税務署の仕事

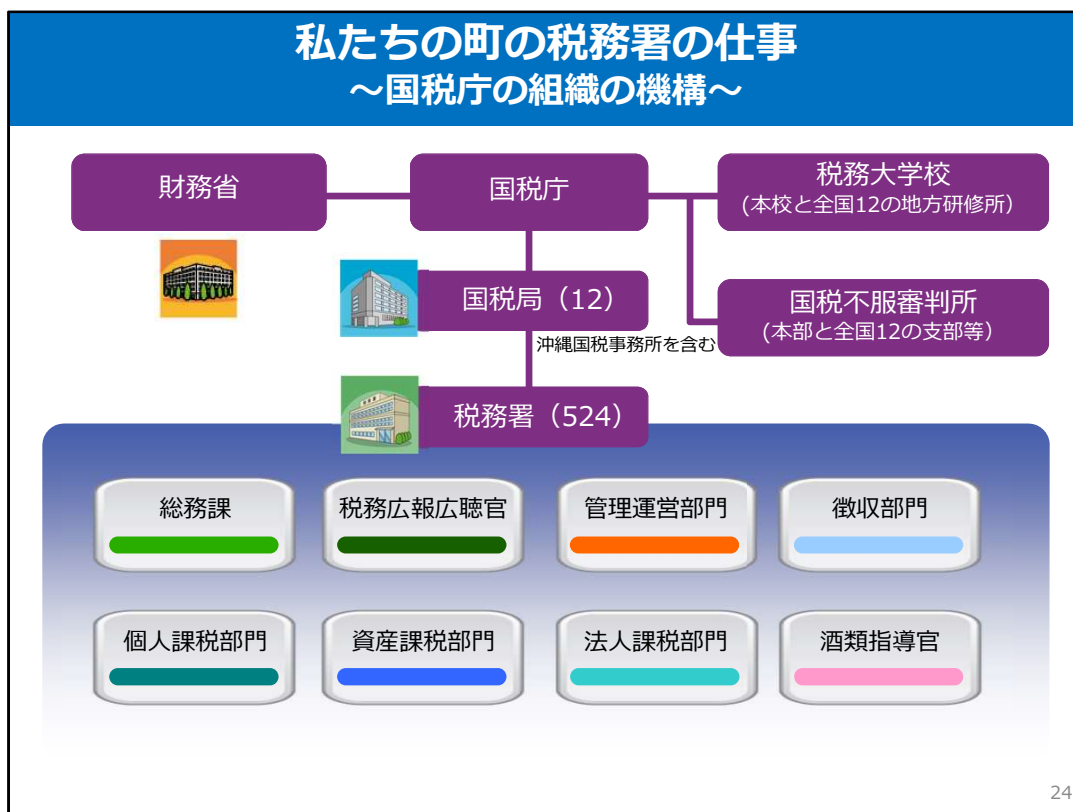


- 私たちの町の税務署の仕事

- ▶ 国税庁の組織の機構
- ▶ 管理運営部門の仕事
- ▶ 徴収部門の仕事
- ▶ 個人課税部門の仕事
- ▶ 資産課税部門の仕事
- ▶ 法人課税部門の仕事
- ▶ 酒類指導官の仕事

23

税務署の仕事について、ご覧のような項目をご説明いたします。



私たちの町の税務署の仕事 ～国税庁の組織の機構～

国税庁は、内国税の賦課・徴収を担当する行政機関であり、昭和24年に大蔵省（現財務省）の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に沖繩国税事務所を含む12の国税局、524の税務署が設置されており、国税庁本庁は、税務行政の執行に関する企画・立案等を行い、国税局と税務署の事務を指導・監督しています。

国税局は、国税庁の指導・監督を受け、管轄区域内の税務署の賦課・徴収事務について指導・監督を行うとともに、大規模・広域・困難事案等について、自らも賦課・徴収を行っています。

税務署は、国税庁や国税局の指導・監督の下に、国税の賦課・徴収を行う第一線の執行機関であり、納税者と密接なつながりを持つ行政機関です。

そのほか、税務職員の研修機関である税務大学校、また、特別の機関として、納税者の不服申立ての調査・審理に当たる国税不服審判所があります。

私たちの町の税務署の仕事 ～管理運営部門の仕事～

管理運営部門

提出書類の收受、各種用紙の交付、納税証明書の発行、国税の領収、税に関する一般的な相談などの**窓口関係事務**を担当

国税の債権管理、還付手続、申告書の入力などの**内部事務**を担当

その他、**延納・物納に関する事務**などを担当

納税者の利便性向上のため、受付窓口を「管理運営部門で一本化」

納税者



電話相談センター

ワンストップサービス

課税部門での個別的な相談（事前予約制）



25

私たちの町の税務署の仕事 ～管理運営部門の仕事～

税務署の管理運営部門は、提出書類の收受、各種用紙の交付、納税証明書の発行、国税の領収、税に関する一般的な相談などの窓口関係事務のほか、国税の債権管理や還付手続、申告書の入力などの内部事務、延納・物納に関する事務等を担当しています。

また、税務署では、受付窓口を一本化をして、それを担当しているのが管理運営部門になります。

私たちの町の税務署の仕事 ～徴収部門の仕事～

徴収部門



国税が、その納期限までに納付されないときは督促を行い、なお納付されない場合には、**滞納整理**を実施

滞納整理の具体的な進め方

財産の調査

財産の差押え

差押財産の換価（売却）

換価代金等の配当

納税者の状況によっては、納税緩和制度を適用

- ・ 国税の納付を猶予する 「納税の猶予」
- ・ 差押財産の換価を猶予する 「換価の猶予」
- ・ 滞納処分の執行を停止する 「滞納処分の停止」



26

私たちの町の税務署の仕事 ～徴収部門の仕事～

国税が、その納期限までに納付されないときは督促状を発することとなり、それでも納付がされない場合には、徴収部門において滞納整理を行います。

滞納整理に当たっては、まずは自主的な納付を促します。その上で、納付が困難な事情がある場合には、事業や財産の状況など、滞納者の個々の実情を十分に伺った上で、法令等の規定に基づき、納税の猶予などの納税緩和制度の適用を行っています。

一方で、自主的な納付を促しても納付の意思が認められないような場合には、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との公平性を確保するため、搜索等により財産を把握し、差押え及び換価等の滞納処分を行います。

私たちの町の税務署の仕事 ～個人課税部門の仕事～

個人課税部門

「所得税及び復興特別所得税」や個人事業者の「消費税及び地方消費税」の、申告等の相談・指導・調査を担当

個人事業者向けの各種説明会の開催や記帳指導を担当

毎年、所得税の確定申告期間（2月16日～3月15日）には、多くの納税者が確定申告を行っており、令和4年分の所得税及び復興特別所得税については、2,295万人が申告を行っています。



e-Taxを利用すれば、自宅のパソコン・スマートフォンから申告・納税・申請等が行えます



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、確定申告書の各項目に自動で入力・計算することができます

27

私たちの町の税務署の仕事 ～個人課税部門の仕事～

個人課税部門は、所得税及び復興特別所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税について、申告等の相談・指導・調査を行っています。また、個人事業者向けの各種説明会や記帳指導も行っています。

毎年2月中旬から3月までの確定申告の期間には、多くの納税者の方々が確定申告を行っており、令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告者数は、約2,295万人に上りました。

私たちの町の税務署の仕事 ～資産課税部門の仕事～

資産課税部門

相続税や贈与税のほか、所得税のうち土地や株式等の譲渡所得について、申告等の相談・指導・調査を担当



相続税・贈与税、土地や株式等の譲渡所得の申告相談等



路線価図の作成

納税者の自宅・取引金融機関等に出向き調査を実施
申告内容に誤りがあれば、
・正しい申告を指導
・更正処分等を実施

土地評価の基準となる路線価の決定

28

私たちの町の税務署の仕事 ～資産課税部門の仕事～

資産課税部門は、相続税や贈与税のほか、所得税のうち土地や株式等の譲渡所得について、申告等の相談・指導・調査を行います。納税者の自宅や取引金融機関等に出向き調査を行い、申告内容に誤りがあれば、正しい申告を指導し、更正処分等を行います。

また、相続税や贈与税の計算に必要な土地評価の基準となる路線価などを決める事務も、資産課税部門の仕事です。

私たちの町の税務署の仕事 ～法人課税部門の仕事～

法人課税部門

株式会社等の企業における法人税や消費税、源泉所得税や印紙税等について、申告等の相談・指導・調査を担当

国際化・高度情報化の進展に対応するため、国際税務専門官や情報技術専門官が配置され、広域的な調査等を担当



法人税などの
申告相談



国際化に
対応した調査



高度情報化に
対応した調査



大規模法人の
調査

国際税務専門官

情報技術専門官

特別国税調査官

申告等の相談

内部で申告
内容の審査

必要に応じて
税務調査の
実施

会計処理
税法適用の
適否検討

正しい申告
の指導
更正処分等

29

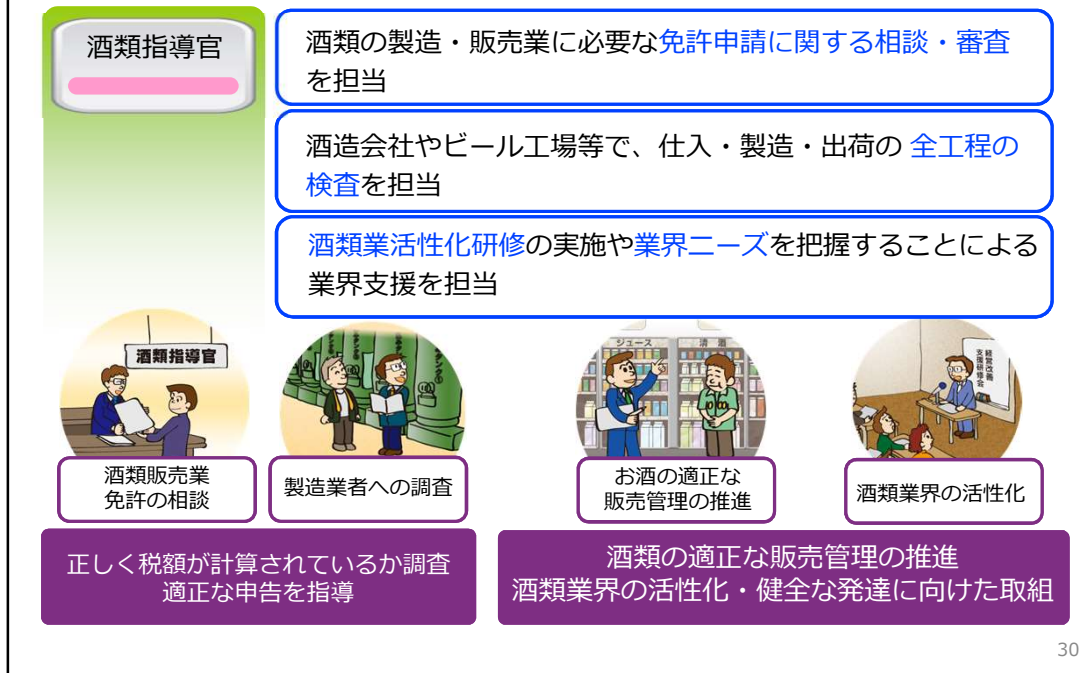
私たちの町の税務署の仕事 ～法人課税部門の仕事～

法人課税部門は、株式会社等の企業の法人税や消費税、源泉所得税や印紙税等について申告等の相談・指導・調査を行います。

また、税務署によっては、経済取引の国際化・高度情報化の進展に対応するため、国際税務専門官や情報技術専門官が配置され、調査等を広域的に行っています。

企業から申告書が提出されると、まず内部で申告内容の審査を行い、その後必要であれば税務調査で企業を訪問します。それから、帳簿書類等を基に会計処理や税法適用の適否を検討します。申告内容に誤りがあれば、正しい申告を指導し、更正処分等を行っています。

私たちの町の税務署の仕事 ～酒類指導官の仕事～



私たちの町の税務署の仕事 ～酒類指導官の仕事～

酒類指導官は、酒類の製造・販売業に必要な免許申請に関する相談・審査を行うほか、清酒やビール工場等に出向き、仕入・製造・出荷の全工程について検査を行います。その際には、正しく税額が計算されているかどうかを調査し、適正な申告を指導します。

また、酒類産業行政の担当としての役割を担い、中小企業施策等の情報提供や、酒類の適正な販売管理の推進、酒類業界の活性化・健全な発達に向けた取組を行っています。

適正・公平な 税務行政の推進




- 税務行政の運営の考え方
- 調査において重点的に取り組んでいる事項
- 記帳・帳簿等の保存制度
- 無申告事案への対応
- シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要
- 査察調査
- 確実な税金の納付
- 国際的な取引への対応

31

適正・公平な税務行政の推進について、ご覧のような項目をご説明いたします。

税務行政の運営の考え方 ～国税庁開庁時のGHQハロルド・モス氏の演説～




国税庁は、内国税の賦課・徴収を担当する行政機関
昭和24年に大蔵省（現、財務省）の外局として設置

**正直者には尊敬の的
悪徳者には畏怖の的**

ハロルド・モス氏から贈られたスローガン

適正に申告している納税者からは、
国税庁に対する信頼を獲得


反対に、**悪質な納税者**に対しては、
適正な調査を実施



内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るために

広報活動や租税教育などの支援活動を実施

善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないように、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、的確な指導や調査を実施



32

税務行政の運営の考え方

～国税庁開庁時のGHQハロルド・モス氏の演説～

国税庁は、内国税の賦課・徴収を担当する行政機関であり、昭和24年に大蔵省、現財務省の外局として設置されました。その国税庁開庁式の中で、発足に重要な役割を果たしたハロルド・モス氏は、国税庁に一つのスローガンを贈りました。

「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的」

適正に申告している納税者からは、国税庁は任務を全うしていると認められるように、反対に悪質な納税者からは、的確な調査を行う等で恐れられるようにといった、国税庁のあるべき姿が示されています。

国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るために、各種広報活動や納税者が納税義務を理解し実行することを支援する租税教育活動、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、的確な指導や調査の実施により誤りを確実に是正する活動を行っています。そういった活動には、納税者である国民の皆様の理解と信頼を得ることが何より必要なのです。

調査において重点的に取り組んでいる事項 ～適正・公平な税務行政の推進～

実地調査で把握した1件当たり申告漏れ所得金額 (令和3事務年度)

申告所得税	調査件数	31千件	法人税	調査件数	41千件
	1件当たり申告漏れ所得金額	1,337万円		1件当たり申告漏れ所得金額	1,479万円

調査において重点的に取り組んでいる事項

- ① 消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査等を実施
- ② 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査等を実施
- ③ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握
- ④ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応
- ⑤ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行

33

調査において重点的に取り組んでいる事項 ～適正・公平な税務行政の推進～

国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話での連絡などによる簡易な接触を行うなど限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

実地調査は、納税者の事業所などにおいて帳簿などを確認し、申告に誤りがあれば是正を求めるものです。実地調査で把握した1件当たりの申告漏れ所得金額は、令和3事務年度においては、申告所得税は1,337万円、法人税は1,479万円となっています。

現在、調査において重点的に取り組んでいる事項は、①消費税の適正課税の確保のための十分な審査と調査等、②資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査等、③的確な無申告者の把握、④シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応、⑤納税者の主張の正確な把握と適正な課税処理の遂行の5点です。

①について、消費税は、国の租税収入のうち最も金額が大きい税目であり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めています。また、輸出物品販売場制度を悪用して、不正に消費税免税物品の売買等を行った者への対応については、税関当局とも連携し、厳正な課税処理に努めています。

②について、増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度などによって得た情報を活用し、実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

③について、無申告は、適正な申告・納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報の更なる収集・活用を図るなどし、的確に無申告者を把握し、積極的に調査を実施しています。

④について、シェアリングエコノミー等の新分野の経済活動については、業界団体や仲介事業者などを通じて利用者（納税者）へ適正申告を呼びかけるなど、適正申告のための環境作りに努めています。また、情報収集・分析の充実に努め、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、行政指導や税務調査を行っています。

⑤について、調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続の遵守を徹底しています。

調査において重点的に取り組んでいる事項 ～消費税不正還付への対応～

消費税不正還付の主な事例

- ・ 架空の国内仕入れ及び架空の輸出売上げを計上する事例
- ・ 輸出物品販売場（免税店）制度を悪用し、ブローカー等の指示の下、外国人旅行者等が免税価格で購入した商品を国内転売することで不正に利益を得る事例

消費税不正還付に対する調査結果

令和3事務年度（令和3年7月から翌年6月）に、消費税還付申告法人に対する実地調査による追徴税額は約372億円、そのうち、不正計算に係る追徴税額は、約111億円（対前年比で約330%の増加）に上る。

消費税不正還付への対応

- ① 還付申告書の厳格な審査の実施
- ② 悪質な手法等に着目した積極的な調査の実施及び広報活動を通じた未然防止の取組み
- ③ 組織体制の充実（専門部署の設置・拡充）

34

調査において重点的に取り組んでいる事項 ～消費税不正還付への対応～

国の租税収入のうち、最も金額が大きい税目は消費税です。

多くの納税者の方々が正しく申告・納税をする一方、消費税制度を悪用し、取引をしたように見せかけるなど虚偽の内容を申告して、消費税の還付を不正に受けようとする事案が後を絶ちません。

不正の手口は多種多様ですが、主な事例を2つ紹介いたします。

1つ目は、架空の国内仕入れ及び架空の輸出売上げを計上していた事例です。

事業者が国内で商品を取引する際には、消費税が課されますが（課税取引）、国外に商品を販売（輸出）した場合には、消費税が免除されます（免税取引）。事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を差し引いて申告を行います。この差引後の金額がマイナスとなった場合は、消費税の還付を受けることができます。

この仕組みを悪用し、国内で仕入れた商品を国外へ輸出したかのように虚偽の申告をして、不正に消費税の還付を受けようとしたというものです。

2つ目は、輸出物品販売場制度（免税店制度）を悪用した事例です。

免税店において、一定の外国人旅行者等（免税購入対象者）に対して、所定の手続を行うことにより、商品を輸出する場合と同様に、消費税を免税で販売することができます。

この場合、外国人旅行者等は免税価格で購入した商品を国外に持ち出す必要がありますが、近年、国内事業者であるブローカー等の指示の下、多量・多額の免税購入を行った上で、国外に持ち出さずに国内転売することで不正に利益を得ていたというものです。

また、同様の手口で、免税店が主導して不正を行うといった、さらに悪質な事例も把握されています。

このような、消費税不正還付に対する調査結果として、令和3事務年度（令和3年7月から翌年6月）に、消費税還付申告法人に対する実地調査による追徴税額は約372億円、そのうち、不正計算に係る追徴税額は、令和3年7月から令和4年6月で約111億円となっており、対前年比で約330%の増加となっております。

消費税不正還付への対応として、国税庁では、申告から行政指導・調査から徴収まで各段階に応じた適切な対応を行うよう、関係部署が連携して、①還付申告書の厳格な審査の実施、②悪質な手法等に着目した積極的な調査の実施及び広報活動を通じた未然防止の取組みを行うなど、組織を挙げて取り組んでいます。

③組織体制の充実にも力を入れており、国税局には統括国税実査官を設置するほか、税務署に消費税専門官の設置、定員の増員を行うなど、専門部署の設置・拡充を行うことで、積極的に調査を実施しています。

なお、専門的な知識やノウハウを持つこれらの国税局職員や税務署消費税専門官が一般の税務署職員と連携し消費税調査を実施することで、国税組織全体の調査能力向上にも取り組んでいます。

調査において重点的に取り組んでいる事項 ～富裕層に対する適正課税の取組～

いわゆる「富裕層」とは

資産（有価証券・不動産等）の大口所有者、経常的な所得が特に高額な者など

富裕層への取組

- 情報収集機能の充実
 - ・ 国外財産調書制度・財産債務調書制度の活用
 - ・ 外国税務当局との情報交換ネットワークの拡充など
- 調査体制の充実
 - ・ 重点管理富裕層プロジェクトチームを全国の国税局（所）に設置
 - ・ 富裕層のうち、特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、関係する個人や法人を含めた一体的な管理、分析を実施

富裕層に対する調査事例

- ・ 租税条約等の情報交換規定に基づき、海外金融機関から得た利息等の申告を行っていない事実を把握、また、所有する外国法人について外国子会社合算税制を適用すべき事実を把握
- ・ CRS情報により、外国法人から得た役員報酬の申告漏れを把握するとともに、それを原資とした資産運用により得た配当所得が申告漏れとなっていた事実を把握

35

調査において重点的に取り組んでいる事項 ～富裕層に対する適正課税の取組～

国税庁では富裕層に対する適正課税の確保が重要との観点から、有価証券や不動産といった資産を多数所有している個人や経常的な所得が特に高額な個人などをいわゆる富裕層として管理しています。

このような富裕層については、国外財産調書や財産債務調書などの法定調書、外国税務当局との情報交換ネットワークを活用し、積極的に情報を収集しています。

また、富裕層に関する情報収集・分析を更に強化する観点から、全国の国税局に重点管理富裕層プロジェクトチームを設置し、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、その関係する個人や法人を含めて一体的に管理し、情報の収集・分析を行い、課税上の問題が認められる場合には調査を実施しています。

このような取組を通じて、今後とも富裕層に対する適正課税の確保に向けた取組に一層努めていきます。

記帳・帳簿等の保存制度 ～個人の白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度～

1. 対象となる白色申告者

事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う全ての方
(申告の必要がない方も対象)

2. 記帳する内容

売上げなどの収入、仕入れや経費について、取引年月日や金額等を帳簿に記載

3. 帳簿書類の保存

帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を保存する必要

36

記帳・帳簿等の保存制度

～個人の白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度～

1. 対象となる白色申告者

個人の白色申告の方については、確定申告の必要がない方、つまり、申告義務が無い方を含めて、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方に記帳と帳簿書類の保存が義務付けられています。

2. 記帳する内容

白色申告の方が記帳する内容は、収入金額や必要経費について、取引の年月日、相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

3. 帳簿書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。

4. 各種説明会・記帳指導のご案内

税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方が分からない方などのために、各種説明会の開催や記帳指導を実施しています。

無申告事案への対応 ～無申告法人・個人に対する取組～

令和3事務年度

無申告法人1,482件に対して調査を実施
法人税について91億円
消費税について82億円の追徴課税



個人が無申告者に対しては、3,828件調査を実施
所得税について190億円の追徴課税

37

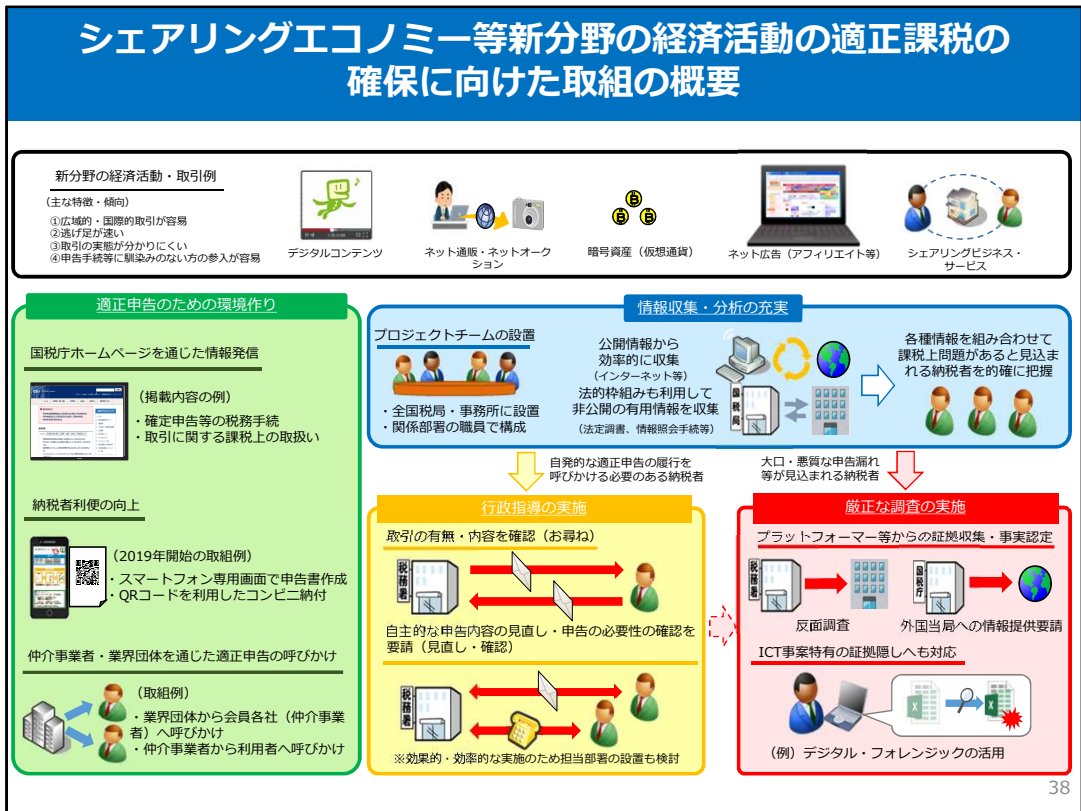
無申告事案への対応

～無申告法人・個人に対する取組～

無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要がありますが、その存在自体の把握が困難であることから、更なる資料情報の収集及び活用を図り、的確な課税処理に努めていくことが必要です。

令和3事務年度は、事業を行っていると思込まれるにもかかわらず申告していない無申告法人1,482件に対して調査を実施し、法人税について91億円、消費税について82億円の追徴課税を行いました。そのうち326件は借名口座を用いて利益を隠蔽するなど意図的に無申告であった事案であり、法人税について63億円、消費税について36億円の追徴課税を行いました。

同様に、所得税の申告義務があるにもかかわらず申告していない個人の無申告者に対しては、3,828件を調査し、所得税について190億円の追徴課税を行いました。



シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要

近年、経済活動のデジタル化の更なる発展により、デジタルコンテンツ配信、ネット広告、暗号資産、シェアリングエコノミーなど、新分野の経済活動が広がりを見せています。

これらの経済活動は、ネットワーク上で行われているものであり、①広域的・国際的な取引が比較的容易である、②逃げ足が速い、③取引の実態が分かりにくい、④申告手続等に馴染みのない方も参入が容易である、などといった特徴を有しており、国税庁としての確に対応しなければ、適正な申告を行っていない納税者を見逃すことになりかねません。

こうした新分野に対する適正申告のための環境作りとして、①国税庁ホームページを通じた申告等の税務手続や取引に関する課税上の取扱いの情報発信、②申告・納付手続の利便性の向上、③仲介事業者や業界団体等を通じた適正申告の呼びかけなどに取り組んでおり、こうした取組を引き続き、推進していくこととしています。

さらに、情報収集・分析の充実の観点では、情報照会手続等の法的枠組みも活用して情報収集を行い、収集した情報を的確に分析することにより、課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、行政指導や税務調査を実施して、適正課税の確保に努めていくこととしています。



査察調査 ～査察制度とは～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追究し、それにより多くの人に注意を促す一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。その目的を達成するため、一般の税務調査とは別に、偽りその他の不正の行為により故意に税を免れた納税者に、正しい税を課すほか、強制的権限を行使するなど犯罪捜査に準ずる方法で調査を行い、その結果に基づき検察官に告発し、公訴の提起を求めます。

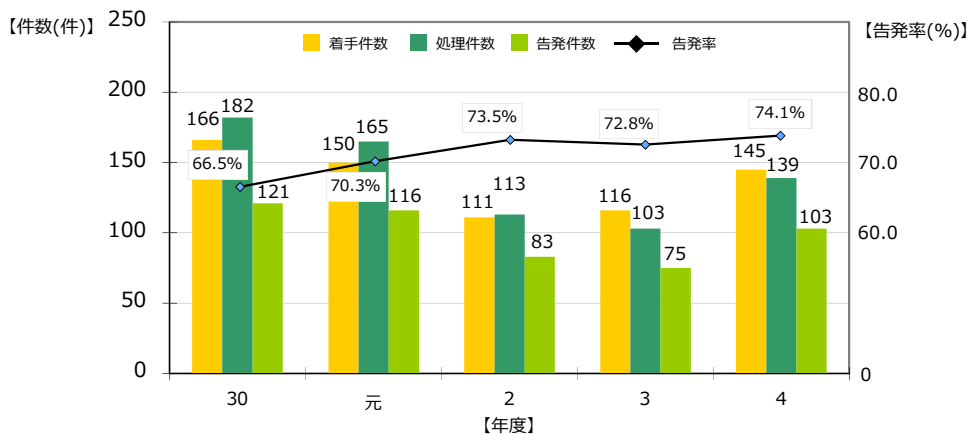
査察調査 ～査察調査の状況～

経済取引の広域化・
国際化・ICT化
金融取引の多様化

脱税事件の
複雑・巧妙化

資料情報の
充実・強化
効率的な調査展開

着手・処理・告発件数と告発率の推移



査察調査

～査察調査の状況～

経済取引の広域化・国際化及びICT化はもとより、金融取引の多様化などにより、脱税の手段は複雑・巧妙化しています。

国税庁では、資料情報の充実・強化、効率的な調査展開などにより、悪質な脱税者に対して、積極的な立件・告発を行っています。

令和4年度に査察調査に着手した件数は145件でした。また、令和4年度中に処理、つまり検察官への告発の可否を最終的に判断した件数は139件、そのうち検察官に告発した件数は103件であり、新型コロナウイルスの影響を強く受けた令和2年度、3年度と比較して、告発件数は大幅に増加し、また、告発率は74.1%と高水準となりました。

査察調査 ～査察事件の判決の状況～

査察事件の一審判決の状況

項目 年度	判決件数 (件)	有罪件数 (件)	有罪率 (%)	実刑判決人数 (人)
2	87	86	98.9	6
3	117	117	100	5
4	61	61	100	3



脱税は、
社会公共の敵

41

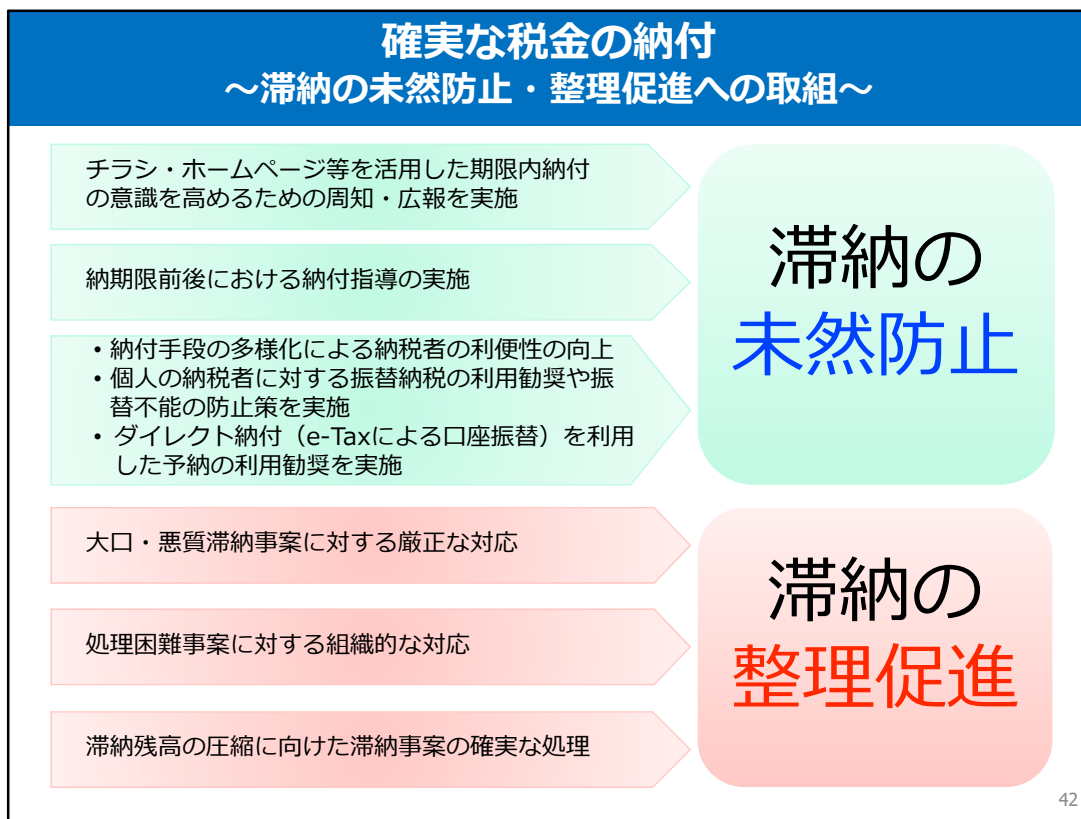
査察調査

～査察事件の判決の状況～

令和4年度中に一審判決が言い渡された件数は61件であり、すべての事件で有罪判決が出され、また実刑判決が3人に出されました。

多くの納税者の方々は適正な申告納税を行っておられますが、一部に悪質な脱税者がいることは非常に残念なことです。

脱税はいわば社会公共の敵というべきもので、このような脱税を摘発するため、全国の国税査察官は国民の皆様のご理解、ご支援を得て日々努力しています。



確実な税金の納付

～滞納の未然防止・整理促進への取組～

令和4年度末における滞納整理中のものの額は、約8,949億円になっています。

国税庁では、まずは滞納が発生しないようにすることが重要であると考えており、チラシ・ホームページ等を活用した期限内納付のための周知・広報や、はがきや電話による納期限の前後における納付指導等を通じ、滞納の未然防止に取り組んでいます。

なお、納税者が国税を納付しやすい環境を整備するため、国税の納付手段として、金融機関や税務署の窓口での納付のほか、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、バーコード又はQRコードを利用したコンビニ納付、e-Taxにより口座振替ができるダイレクト納付、インターネットを利用したクレジットカード納付、スマホアプリ納付といった多様な納付手段を順次導入しています。

さらに、ダイレクト納付を利用して予納していただくことで、納期限前であっても、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができ、計画的な納付が可能となっています。

その上で、滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との公平性を確保するため、大口・悪質滞納事案などについて厳正・的確な滞納処分を実施するなど、滞納事案の確実な処理を行い、滞納の整理促進に取り組んでいます。

なお、滞納処分の執行に当たっては、滞納者の個々の実情に即しつつ、法令等の規定に基づき適切に対応しています。

確実な税金の納付 ～集中電話催告センター室～

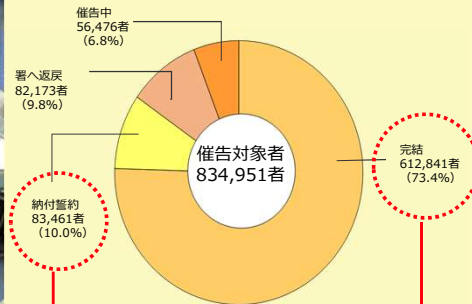
集中電話催告センター室 (納税コールセンター)



集中電話催告センター室の 滞納整理状況

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況

令和4年7月から令和5年6月末までに電話催告の対象となった834,951者のうち、完結に至ったのは612,841者(73.4%)となっています。



「完結」・「納付誓約」が全体の約8割

43

確実な税金の納付

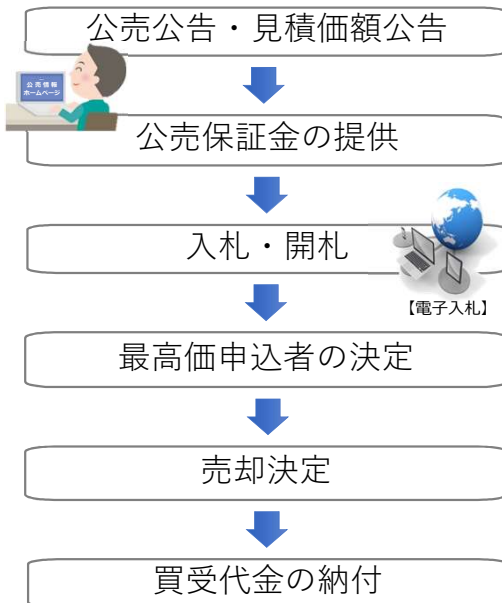
～集中電話催告センター室～

新たに発生した滞納事案については、できるだけ早期に滞納者に接触を図ることが、速やかな納付につながり、処理を促進する上で有効です。そのため、国税庁では各国税局に設置する集中電話催告センター室において、電話や文書による納付催告を実施しています。

これにより、令和4年7月から令和5年6月末までの1年間で、納付催告の対象となった約83万5千者のうち、完結に至ったのは約61万3千者、納付の誓約をしたのは、約8万3千者となっています。割合で言うと、完結に至ったのは73.4%、納付の誓約をしたのは10.0%となっています。

確実な税金の納付 ～公売の実施～

<公売の流れ>



<公売で売却した財産の例>



44

確実な税金の納付 ～公売の実施～

公売は、滞納となった税金を徴収するために差し押さえた財産を、強制的に売却して、その代金を納税に充てるという制度であり、差し押財産の換価手続の一つです。

令和3年7月から令和4年6月末までの1年間で、全国で204回の公売を実施し、その結果、不動産、自動車、宝飾品など約1,740物件が売却され、その売却価額は約43億円となっています。

なお、公売手続については、従来から実施している、民間のオークションサイトを活用して競り売りを行う「インターネット公売」に加えて、令和5年4月から、国税庁の公売情報ホームページ上からオンラインにより必要書類の提出や入札等の手続を行うことができる「電子入札」を開始しています。

そのほか、国税局や税務署の掲示板に紙媒体で掲示していた公売公告を公売情報ホームページにも併せて掲載するなど、電子化に取り組んでいます。

このようにインターネットの活用や手続の電子化を進め、利便性向上を図ることによって、多くの方に公売に参加していただき、差し押さえた財産をより高価な価額で売却するよう努めています。

【参考】

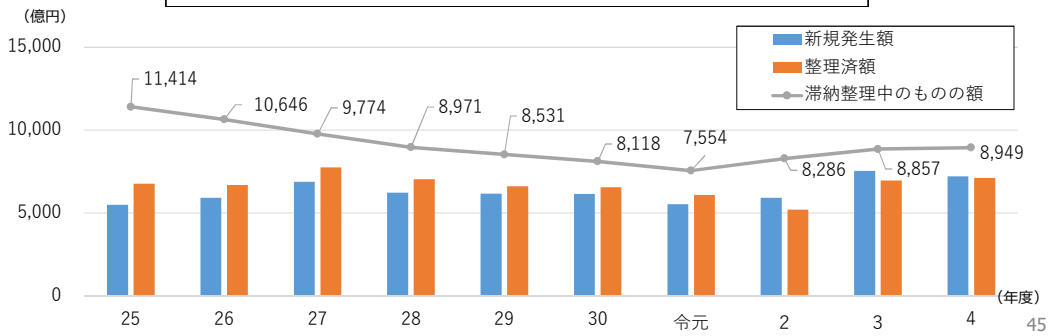
令和4年度のインターネット公売では、延べ約1万人の方の参加があり、自動車、宝飾品及び不動産など約500物件が売却され、その売却総額は約2億円となっています。

確実な税金の納付 ～悪質な滞納者に対する厳正な対応～

悪質な滞納者への対応

- ・適時の**財産調査・捜索**の実施
- ・**差押え・公売**などの滞納処分を厳正・的確に実施
- ・**プロジェクトチームの編成**による組織的な滞納処分の実施
- ・**国税を徴収するための訴訟**の提起
- ・**滞納処分を免れるために行った財産の隠蔽行為等**の告発

滞納整理中のものの額、新規発生滞納額、整理済額の推移



確実な税金の納付

～悪質な滞納者に対する厳正な対応～

滞納者の中には、様々な事情を抱えている方もいるため、滞納整理に当たっては、滞納者の個々の実情を十分に把握し、法令等の要件に該当する場合には、分割納付を認めて納税を猶予するなど、適切に対応しています。

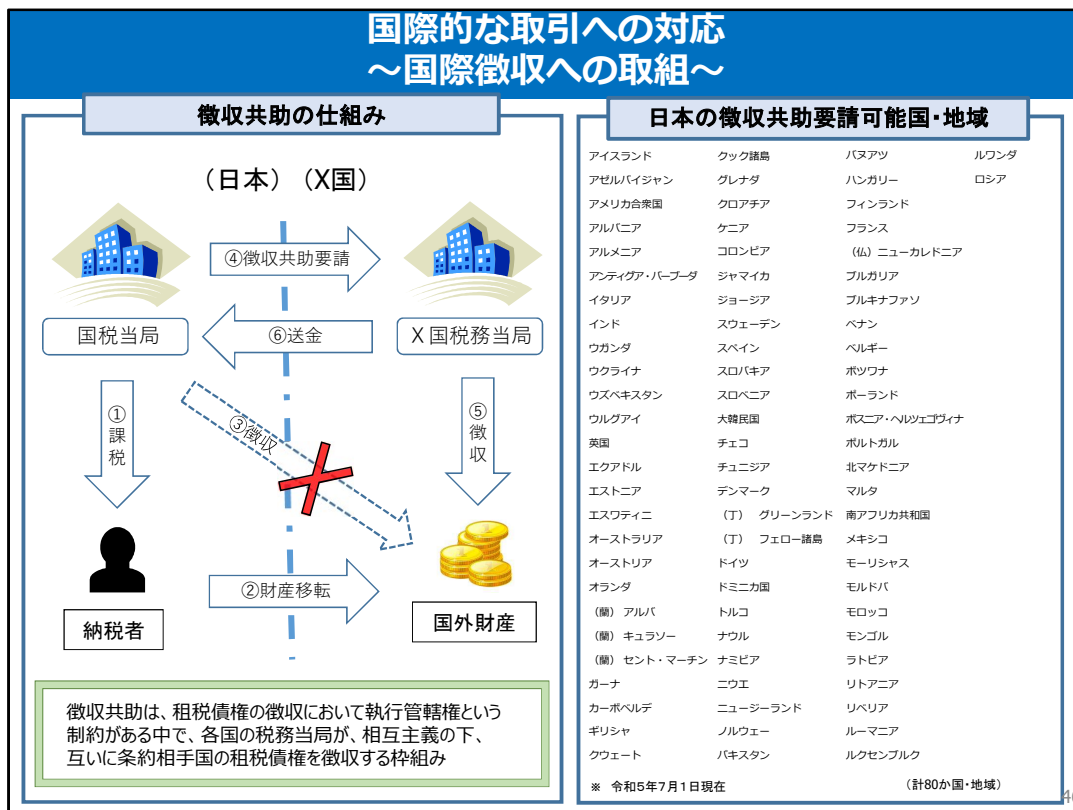
一方、納付の意思が認められなかったり、納付の約束の不履行を繰り返すような悪質な滞納者には、プロジェクトチームを編成して組織的に捜索や差押えなどの滞納処分を実施するほか、国税当局の側から滞納者の行った財産の贈与等を取り消す詐欺行為取消訴訟を提起するなど、厳正に対処しています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行等を免れようとする特に悪質な滞納者については、滞納処分免脱罪の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

このような取組などにより、令和4年度末における滞納整理中のものの額は約8,949億円となり、ピーク時である平成10年度の2兆8,149億円の約3割となっています。

【参考】

詐欺行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者（国）を害する行為（詐欺行為）の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます（国税通則法第42条、民法第424条参照）。

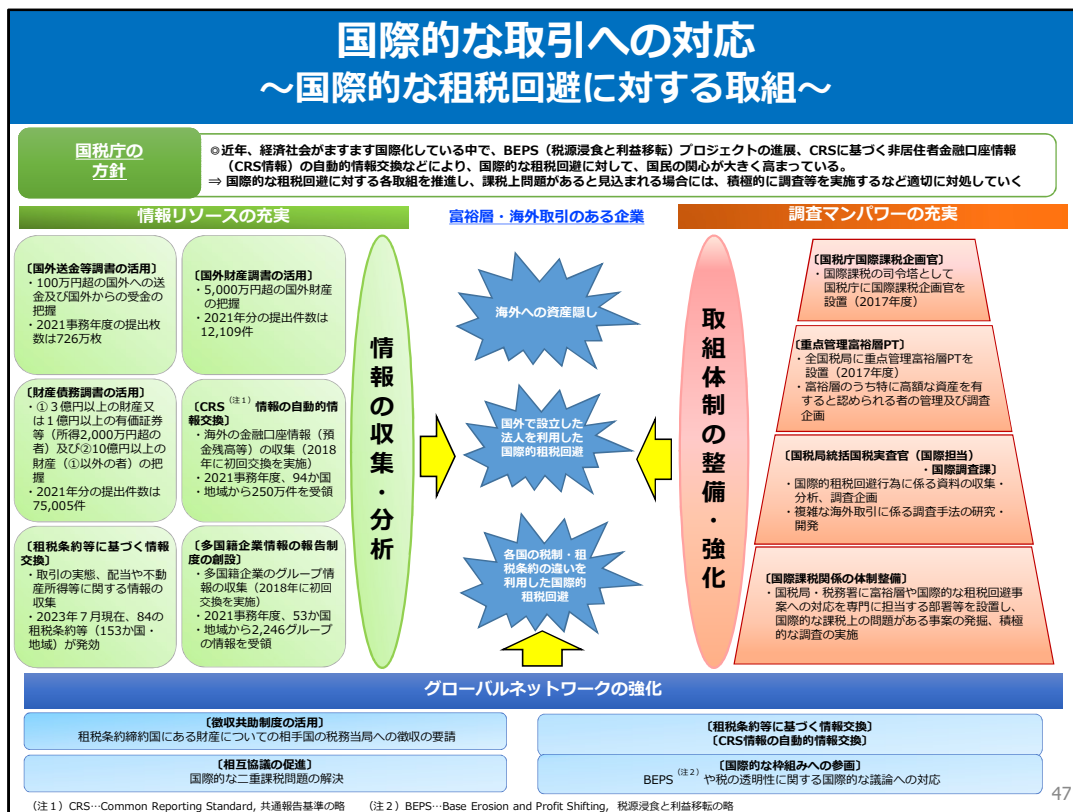


国際的な取引への対応 ～国際徴収への取組～

近年、経済活動のグローバル化などを背景として、滞納者が日本の徴収権限の及ばない海外に財産を移転させる、滞納者が海外に居住するなどの国際的な滞納事案が発生しています。

日本をはじめ、各国の税務当局は滞納している税金を徴収するため、国外では差押え等の滞納処分をすることができません。このため、租税条約等において、各国の税務当局が互いに条約相手国の税金を徴収する徴収共助という仕組みがあります。国税庁でも、徴収共助の制度を活用し、国際的な滞納税金の徴収に積極的に取り組んでいます。

なお、租税条約等に基づき、我が国から徴収共助要請が可能な国と地域は、令和5年7月1日現在で80の国と地域となっております。



国際的な取引への対応

～国際的な租税回避に対する取組～

国税庁では、図の中央にある富裕層や海外取引のある企業による、海外への資産隠し、国外で設立した法人を利用した国際的租税回避などに適切に対応するため、次の3つの取組を推進しています。

① 1つ目は、情報リソースの充実です。国税庁では、外国への送金、外国からの送金に関して金融機関から提出される資料である国外送金等調書や租税条約等に基づく外国との情報交換による情報など、あらゆる機会を通じて情報収集を行っているところです。2018年9月には、CRSによる金融口座情報と多国籍企業情報の外国税務当局との初回の情報交換を開始しています。

② 2つ目は、調査マンパワーの充実です。富裕層は海外で資産運用を行うことが多いことから、富裕層の中でも特に多額の資産を保有している方を、関係者や関係法人も含めてグループで管理して情報を収集し、分析を行うチームを全国に設置しています。その分析の結果、課税上問題があると見込まれる場合には、的確に調査を実施しています。

③最後の3つ目は、グローバルネットワークの強化です。先ほどお話しした租税条約等に基づく外国との情報交換を実施するほか、OECDなどにおける取組に積極的に参加し、外国との協調に努めています。

国税庁としましては、情報リソースの充実、調査マンパワーの充実、グローバルネットワークの強化等の取組を今後も推進し、国際課税に係る課題に積極的に対応してまいりたいと考えております。

国際的な取引への対応 ～BEPSプロジェクト～

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転) プロジェクトとは

- ・ 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に国際課税ルールや各国の税制が追いつかず、多国籍企業の活動実態と国際課税ルール等の間にずれが生じていた。
- ・ BEPSプロジェクトは、多国籍企業がこのようなずれを利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと (BEPS) がないよう、国際課税ルールを世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すプロジェクト。

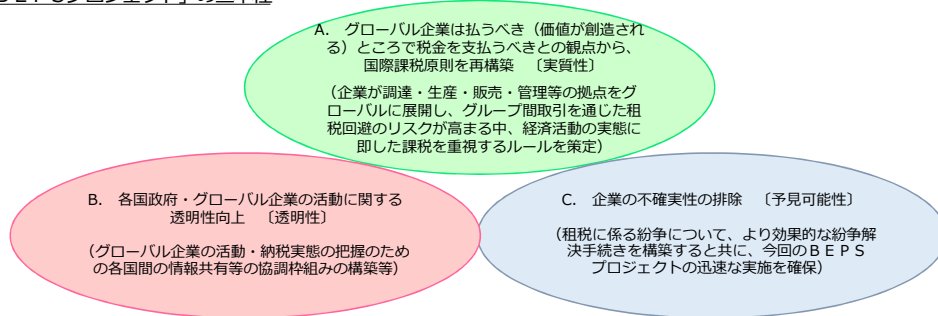
経緯

- ・ 2012年6月、OECD租税委員会が本プロジェクトを立ち上げ。
- ・ G20 (財務大臣) からの要請も受け、2013年7月には、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施に当たり、OECD非加盟のG20メンバー 8か国 (中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア) も議論に参加。
- ・ 2015年10月には「最終報告書」を公表し、G20財務大臣に報告。11月のG20サミットにも報告。

現在の取組み

- ・ 現在、「BEPS実施フェーズ」として、以下の取組を実施中。
 - ① 各国での法整備、租税条約の改正作業等のモニタリング
 - ② 残された課題についての継続検討
 - ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み (技術支援等を含む) の構築

「BEPSプロジェクト」の三本柱



48

国際的な取引への対応 ～BEPSプロジェクト～

多国籍企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した租税回避によって税負担を軽減する、BEPS (ベップス) という問題が国際的に大きな問題となっています。

多国籍企業によるBEPSに対処するためには、国際課税ルール全体を見直すことが必要であることから、OECD租税委員会は、2012年6月にBEPSプロジェクトを立ち上げ、G20とともに議論を進めてきました。

その結果、2015年10月に様々な勧告を含む最終報告書が公表され、G20サミットに報告されました。

現在は、各国での勧告の実施に必要な法整備の状況などのモニタリングがスタートしており、更に、BEPSプロジェクトの成果を開発途上国等に広めるための取組も始まっています。

なお、2016年6月の租税委員会本会合を京都で開催するなど、日本はこれまでBEPSプロジェクトに対し、積極的に関与してきました。今後も、引き続きBEPSへの対応のための議論を主導していきます。

納税者 サービスの充実

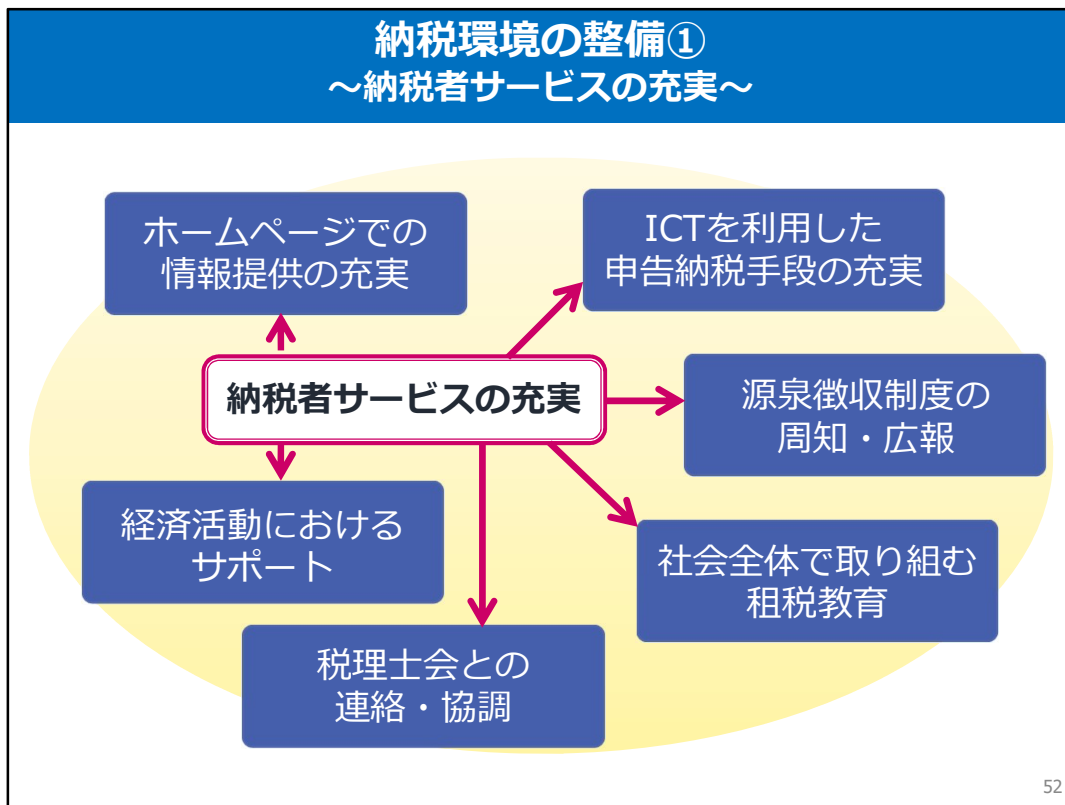


－ 納税環境の整備①

- ▶ 納税者サービスの充実
- ▶ デジタル社会の実現に向けた取り組み
- ▶ 国税庁ホームページの充実
- ▶ チャットボット・タックスアンサー
- ▶ 確定申告書等作成コーナー
- ▶ スマートフォンを利用した所得税申告について
- ▶ e-Taxのメリット
- ▶ 〔法人税等の電子申告〕申告データの円滑な電子提出のための主な環境整備施策
- ▶ キャッシュレス納付の利用拡大
- ▶ キャッシュレス納付
- ▶ 電子納税証明書

51

納税者サービスの充実について、ご覧のような項目をご説明いたします。



納税環境の整備①
～納税者サービスの充実～

国税庁では、普段は税になじみのない方でも簡単・便利に手続を行うことができるよう、納税者サービスの充実に努めるため、納税者目線を大切にしつつ、次のような取組を行います。

ホームページでの情報提供の充実

納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、申告等のために必要な税務情報及び法令解釈を明確にするための情報を、ホームページなどを通じて提供します。

ICTを利用した申告納税手段の充実

e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ICTを活用した納税者にとって利便性の高い申告・納税手段の充実に推進します。

経済活動におけるサポート

納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会や移転価格税制に関する事前確認に対応します。

源泉徴収制度の周知・広報

源泉徴収制度についても、源泉徴収義務者に対する更なる周知・広報を通じ、その適正な運営が図られるよう努めます。

税理士会との連絡・協調

納税者が適正な申告納税を行う上で、税理士の果たす役割は重要であることから、e-Taxの普及及び定着、書面添付制度の活用など税理士会との連絡・協調に努めます。

社会全体で取り組む租税教育

租税教育については、社会全体で取り組むべきとの考え方の下、充実に向けた支援に取り組み、関係省庁、教育関係者、税理士会等民間団体と連携します。

納税環境の整備①

～デジタル社会の実現に向けた取り組み～（政府の方針）

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）

目指すべきデジタル社会の実現に向けて構造改革や施策に取り組むとともに、それを世界に発信・提言するための羅針盤となるものとされ、国税庁に関するデジタル社会の実現に向けた取組として、「確定申告の利便性向上に向けた取組の充実」、「国税関係手続のデジタル化の推進」などの施策も掲載されている。

重点計画の基本的な考え方

デジタル社会により目指す社会の姿

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

デジタル社会の実現に向けての理念・原則

⇒「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向けて、個々人の多種多様な環境やニーズ等を踏まえて、利用者目線できめ細かく対応していくことにより、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できるようにする。

→10原則（デジタル改革基本方針）

- ①オープン・透明②公平・倫理③安全・安心④継続・安定・強靱⑤社会課題の解決⑥迅速・柔軟
- ⑦包摂・多様性⑧浸透⑨新たな価値の創造⑩飛躍・国際貢献

→デジタル3原則（国の行政手続オンライン化原則）

デジタルファースト / ワンスオンリー / コネクテッド・ワンストップ

→業務改革(BPR)と規制改革の必要性 など

53

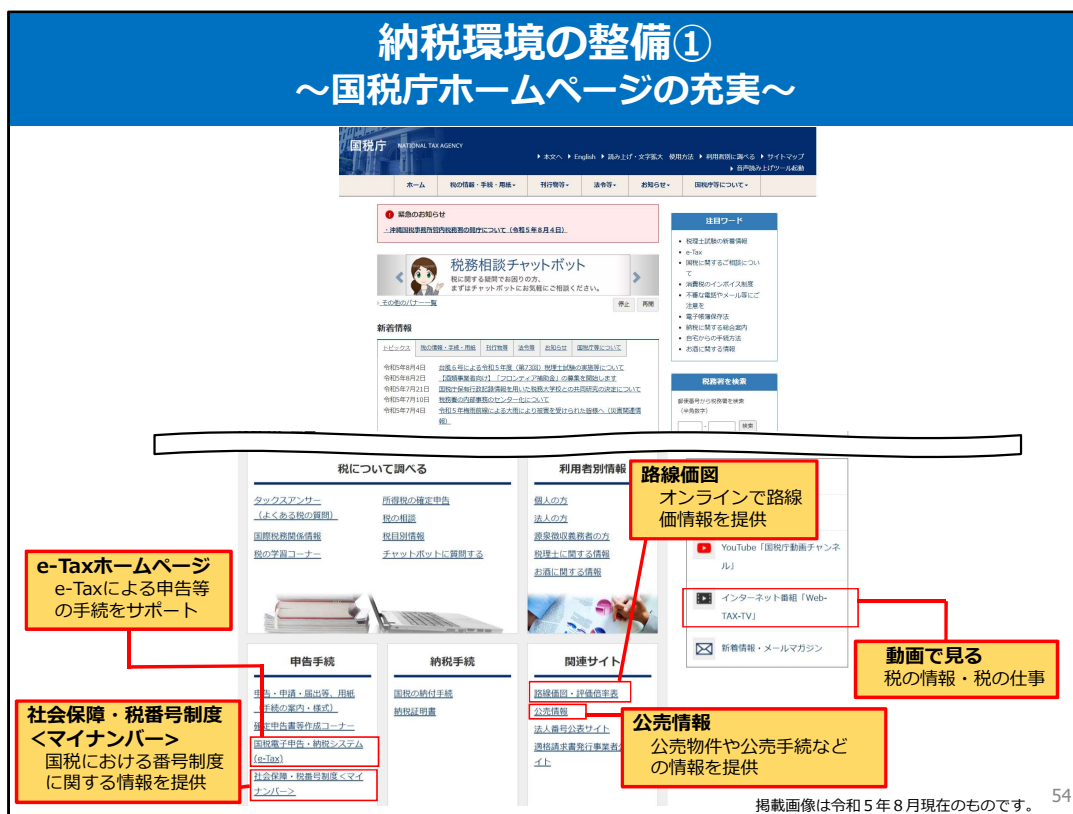
納税環境の整備①

～デジタル社会の実現に向けた取り組み～（政府の方針）

デジタルの活用によって、我々を取り巻く環境もめまぐるしく変化しています。政府全体でみると、2021年9月に日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足し、これからの日本が目指す社会の姿である「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現に向けて、国や地方公共団体、民間事業者などの関係者と連携して社会全体のデジタル化を推進する取組を進めているところです。

目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が取り組むべき個別を掲げた「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が、令和5年6月9日閣議決定され、「確定申告の利便性向上に向けた取組の充実」、「国税関係手続のデジタル化の推進」などの国税庁の関連施策についても掲載しています。

誰一人取り残されることなく、多様な幸せが実現できる社会を実現するためには、個々人の多種多様な環境やニーズ等を踏まえて、利用者目線できめ細かく対応していくことにより、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できるようにするといった理念やデジタル3原則といった各種原則、BPRなどをあらゆる施策や取組において徹底していく必要があります。



納税環境の整備①

～国税庁ホームページの充実～

国税庁ホームページでは、申告・納税の手続などに関する情報を提供しており、誰もが容易に利用できるよう、検索機能や利用者の目的に沿った案内機能の向上を図るとともに、文字拡大や音声読み上げ機能など、視覚に障害のある方や高齢者の方の利便性に配慮しています。

また、スマートフォンやタブレットなどの様々な閲覧環境に対応した表示に努めています。

国税庁ホームページでは、税に関する情報の提供のため、国税庁の業務内容、統計情報、報道発表資料、法令解釈通達、質疑応答事例などが閲覧できるほか、税に関する情報や国税庁の様々な取組に関する情報を動画と図解で解説するインターネット番組「Web-TAX-TV」、相続税などの課税における土地の評価額の基準となる路線価や評価倍率など、税務手続に役立つ情報を提供しています。

また、「暮らしの税情報」や「所得税の確定申告の手引き」といったパンフレットや手引き、そのほか申告書や各種届出書の様式などを閲覧・印刷することができます。

その他、国税庁ホームページは、インターネットを通じて税務手続が行える「e-Tax」、確定申告書等の作成やe-Taxによる提出をサポートする「確定申告書等作成コーナー」のほか、身近な税についての質問を解決するための「タックスアンサー」など、申告や納税などの税務の窓口としての役割、納税者の皆様からのご意見やご要望を寄せていただく「ご意見・ご要望」を設けて、広聴窓口としての役割を果たしています。

納税環境の整備①

～チャットボット・タックスアンサー～

- ◆ 24時間いつでも税に関する相談ができる「税務相談チャットボット」を国税庁ホームページに導入しており、これまでに、「所得税の確定申告」、「年末調整」に加えて、令和4年5月からインボイス制度、令和5年1月からは消費税の申告についても相談を開始しました。引き続き、その拡充及び精度向上にも努めています。
- ◆ チャットボットやタックスアンサーについては、調べたい情報がより簡単に見つかるよう検索性の向上などに取り組んでいきます。

1 チャットボットによる相談

① 相談内容を選択

② 相談画面

相談のしかたは2通り
① メニューから選択
② 文字で入力

2 チャットボットへの質問件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
所得税確定申告	40万件	434万件	634万件	578万件
年末調整	25万件	49万件	56万件	—
消費税確定申告	—	—	—	8万件
インボイス制度	—	—	19万件	20万件

(注)「令和5年」は、5月31日現在の件数を示す。
「年末調整」の集計期間については、以下のとおり。
(令和2年～令和3年) 10月から12月で集計 (令和4年) 10月から翌年1月で集計

3 タックスアンサー～自分に合った状況から探す～

Q1 あなたが知りたい情報を教えてください

Q2 何に関する情報を知りたいですか

Q3 どのような状況について知りたいですか

Q4 税目等について詳しく教えてください

Answer 以下の情報が見つかりました。

- 1100. 所得控除のあらまし
会社員 年金受給者 自営業者 不動産賃貸業者
- 1120. 医療費を支払ったとき（医療費控除）
会社員 年金受給者 自営業者 不動産賃貸業者
- 1122. 医療費控除の対象となる医療費
会社員 年金受給者 自営業者 不動産賃貸業者
- 1126. 医療費控除の対象となる入居費用の具体例
会社員 年金受給者 自営業者 不動産賃貸業者

55

納税環境の整備①

～チャットボット・タックスアンサー～

国税庁においては、チャットボットやタックスアンサーなどのデジタル相談の充実や利便性の向上を図り、利用者自身で税に関する疑問を解決できる環境の整備に努めております。

チャットボットはAIが24時間いつでも自動で回答するウェブサービスで、利用方法はスライドの左側に記載のとおり、相談内容を選択し、「メニューから選択」または「文字で入力」のどちらかの方法で質問すると、簡潔な回答と参考情報のリンクが表示され、短時間で必要な情報にアクセスできます。

タックスアンサーでは、スライド右側に記載したとおり、4つの質問に答えることで、必要な情報を検索する「自分に合った状況から探す」機能のほか、ライブイベント等に応じて検索できるようにするなど検索方法を充実することで、情報の探しやすさを向上させております。

今後もチャットボットやタックスアンサーは、最適なUI/UXの実現へ見直しを進めていくとともに、調べたい情報がより簡単に見つかるよう検索性の向上にも取り組んでまいります。

納税環境の整備① ～確定申告書等作成コーナー～

1 国税庁HPへ

確定申告書等作成
コーナーへアクセス



2 申告書の作成

画面の案内に沿って
金額等を入力すると、
自動で税額等を計算



3 税務署へ提出

作成した申告書を
e-Tax送信



さらに便利に

- ✓ マイナポータルと連携して控除証明書等のデータを一括取得
- ✓ 取得したデータを確定申告書の該当項目へ自動入力

56

納税環境の整備①

～確定申告書等作成コーナー～

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書等は、e-Taxを利用して送信することができます。

令和4年分確定申告期においては、確定申告書等作成コーナーで作成された所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンを通して作成されたものを含めて1,200万件と、全提出人員2,295万人の約53%を占めています。

今後も、この確定申告書等作成コーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者の方々に利用していただけるよう取り組んでいきます。

さらに、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、マイナポータル経由で、申告に必要な各種控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できるので、控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です。

今、ご説明しました確定申告書等作成コーナーをご利用いただくと、初めて申告される方でも、比較的簡単に、ご自身で確定申告書を作成できますので、是非、ご利用ください。

納税環境の整備①

～スマートフォンを利用した所得税申告について～



スマホ専用画面
イメージ

- ▶ 給与所得（勤務先から給与収入がある方）、雑所得（年金収入や副業の収入がある方）がある方のほか、青色申告決算書や収支内訳書を作成される方については、**スマートフォンを利用して確定申告**ができます。
- ▶ スマートフォンの**カメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影**することで、確定申告書等作成コーナーへ**自動入力**することができます。

スマホ申告の対象範囲
(NEW は令和4年分確定申告(令和5年1月上旬～)から対応)

【対象所得】	【各種控除等】
▶ 事業所得※ NEW	▶ すべての所得控除
▶ 不動産所得※ NEW	▶ 政党等寄附金特別控除
▶ 給与所得	▶ 災害減免額
▶ 雑所得	▶ 外国税額控除
▶ 一時所得	▶ 予定納税額
▶ 特定口座年間取引報告書 (上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)	▶ 本年分で差し引く繰越損失額
▶ 上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分)	

※1 スマホ専用画面は、作成可能な年分のうち、最新年分のみご利用になれます。
 ※2 上記以外の所得、各種控除等がある場合は、パソコンと同じ画面で作成可能です。
 ※3 スマホ専用画面で事業所得、不動産所得が利用可能となるのは、確定申告書等作成コーナーで青色申告決算書・収支内訳書を作成した場合に限ります。

57

納税環境の整備①

～スマートフォンを利用した所得税申告について～

確定申告書等作成コーナーでは、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。

給与所得（勤務先から給与収入がある方）、雑所得（年金収入や副業の収入がある方）がある方のほか、青色申告決算書や収支内訳書を作成される方についても、スマートフォンなどに最適化したデザインのスマホ専用画面から所得税の確定申告書を作成することができます。

また、マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォンでマイナンバーカードの電子証明書を読み取って、e-Tax送信を可能とするといったサービスも提供しています。

さらに、令和3年分確定申告から、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影し、必要な項目を申告書へ反映する機能を追加しました。

なお、パソコンから確定申告書等作成コーナーを利用してe-Tax送信する方についても、マイナンバーカードの読み取りに当たってICカードリーダーの代わりに対応スマートフォンを利用することも可能です。

納税環境の整備① ～e-Taxのメリット～

自宅からネットで手続

税務署へ出向くことなく、インターネットを利用して申告、申請・届出、納付の各種手続を行うことができます。

【e-Taxの利用可能時間】

- 確定申告時期 : 全日（土日祝日等を含みます。）
24時間（メンテナンス時間を除きます。）
- 確定申告時期以外 : ① 火曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）
24時間（休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始します。）
- ② 月・土・日・休祝日（メンテナンス日を除きます。）
8時30分～24時

※ 国税庁e-Taxホームページ「e-Tax利用可能時間」により、確認可能です。

添付書類の提出省略

所得税の確定申告において、添付書類（生命保険料控除の証明書など）の内容を入力して送信することにより、添付を省略することができます。

※ 一部の書類を除きます。

還付がスピーディー

e-Taxで提出された還付申告は、還付金を3週間程度で受け取ることができます。



是非、マイナンバーカードで e-Tax をご利用ください。

マイナポータル「もっとつながる」でe-Taxとの連携を設定すると、マイナポータルからe-Taxを利用することができます。

※ 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

イータックス

検索



58

納税環境の整備①

～e-Taxのメリット～

e-Taxを利用すると、税務署に行かなくても、自宅やオフィスなどから、申告などの手続が行えます。

また、e-Taxの利用可能時間は、確定申告時期は土日祝日等を含めた全日24時間利用可能です。

確定申告時期以外は、休祝日と年末年始を除き、火曜日から金曜日については24時間利用可能です。

ただし、休祝日の翌稼働日は、8時30分から利用開始となることにご留意願います。

なお、月・土・日・休祝日はメンテナンス日を除き、8時30分から24時まで利用可能です。

次に、e-Taxで所得税申告を行う場合は、生命保険料控除の証明書や寄附金控除の証明書などの添付を省略することができますので、これらの書類を別途書面により提出する手間や費用の負担を減らすことができます。

また、自宅等からe-Taxで申告された還付申告については、処理期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮しており、早期に還付金を受け取ることができます。

このようにe-Taxで申告を行うと様々なメリットがありますので、是非、マイナンバーカードでe-Taxをご利用ください。

納税環境の整備①

～〔法人税等の電子申告〕 申告データの円滑な電子提出のための主な環境整備施策～

提出情報等のスリム化

- ・イメージデータ（PDF形式）で送信された添付書類の紙原本の保存不要化
- ・勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【書面申告も同様】

データ形式の柔軟化

- ・法人税申告書別表(明細記載を要する部分)・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化（CSV形式）

提出方法の拡充

- ・e-Taxの送信容量の拡大
- ・添付書類等の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）
- ・通算親法人による通算子法人の法人税に関する申告書等の提供

提出先の一元化

- ・国・地方税当局間の情報連携を通じた財務諸表の提出先の一元化
- ・連結納税法人（親法人・子法人）に係る届出書の提出先の一元化

認証手続の簡便化

- ・法人税申告における電子署名の簡素化（経理責任者の電子署名等の不要化）【書面申告も同様】
- ・委任を受けた役員又は社員の電子署名による電子申告を可能

参考：電子申告の義務化の対象法人

- ・資本金の額等が1億円超の普通法人等は、法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税が「電子申告の義務化」の対象
- ・通算法人は、資本金の額等に関わらず、法人税及び地方法人税が「電子申告の義務化」の対象

59

納税環境の整備①

～〔法人税等の電子申告〕 申告データの円滑な電子提出のための主な環境整備施策～

経済社会においては、ICT化や働き方の多様化が進展しています。

税務手続においてもICTの活用を推進することによって、納税者がスムーズに申告等を行うことができる納税環境を整備し、また、データの円滑な利用を進めることによって、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図ることが大切であると考えています。

そのため、法人税等の申告データについては円滑に電子提出できるように、提出情報等のスリム化、データ形式の柔軟化、提出方法の拡充、提出先の一元化、認証手続の簡便化の利便性向上施策を講じ、環境整備を行いました。

なお、資本金の額等が1億円超の大法人等が法人税等を申告する場合には、e-Taxを利用することが義務化されています。

環境整備施策の詳細や大法人の電子申告義務化につきましては、e-Taxホームページに掲載していますので、そちらをご確認いただければと思います。

【参考】

資本金の額等が1億円超であるかどうかについては、「事業年度開始の時」に判定します。

なお、消費税の申告において、期間特例を受けている法人の各課税期間の消費税申告についても、「事業年度開始の時」に判定します。


納税環境の整備① ～キャッシュレス納付の利用拡大～

選べるキャッシュレス納付

ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)

振替納税

\\ どれも簡単で便利だよ! //



インターネットバンキングによる納付

クレジットカード納付

スマホアプリ納付

キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組

- ①現金管理等に伴う社会全体のコストの縮減、②非対面による納付の実現、③更なる納税者利便の向上のため、次の取組みを実施しています。
- ・ 金融機関や関係団体などと連携したキャッシュレス納付の周知・広報、利用勧奨
- ・ 地方公共団体と連携したキャッシュレス納付の周知・広報、利用勧奨
- ・ 「ダイレクト納付」の利便性の向上（令和6年4月以降）

60

納税環境の整備①

～キャッシュレス納付の利用拡大～

国税のキャッシュレス納付には、e-Taxを利用して口座振替ができるダイレクト納付、預貯金口座から自動的に口座引落としを行う振替納税、インターネットバンキングを利用した電子納税、クレジットカードやスマートフォンの決済アプリ（Pay払い）を利用した納付があります。

これらの手続は税務署や金融機関に出向くことなく納付が行えるメリットがあります。

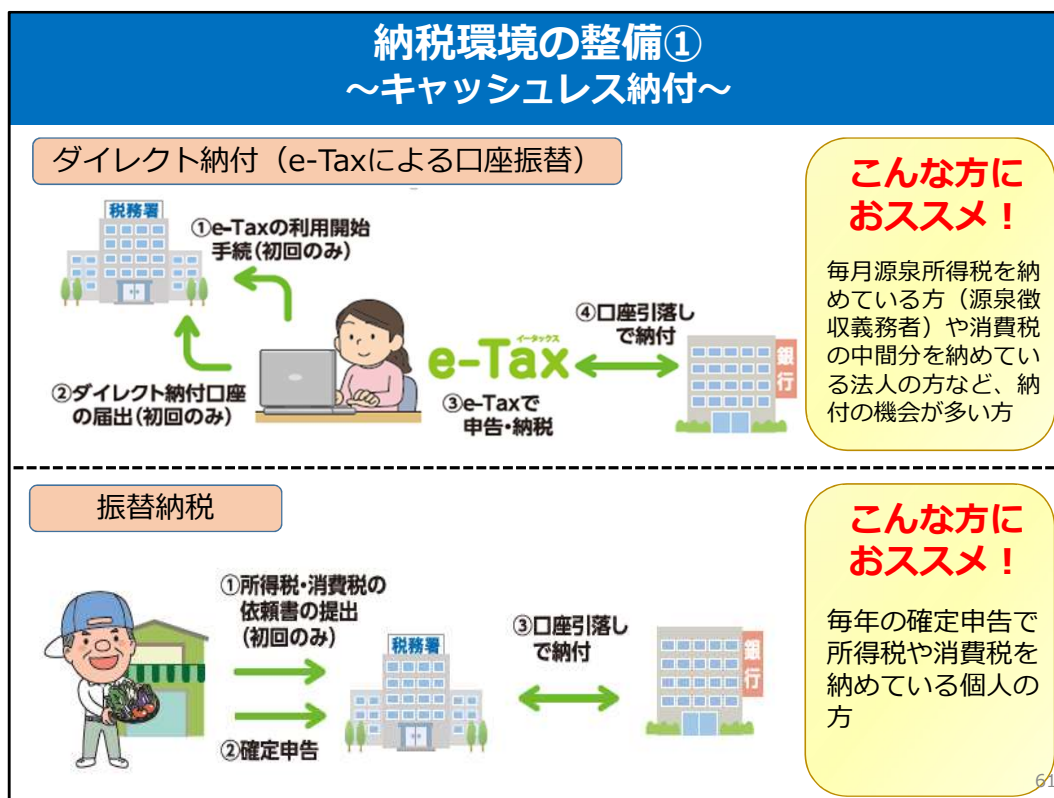
納税者の方が、「より便利に、よりスムーズ」に納税できるよう、引き続きキャッシュレス納付の利便性向上に努め、金融機関や関係団体、地方団体などと連携してキャッシュレス納付の利用拡大に取り組みます。

なお、令和6年4月以降は、ダイレクト納付の機能改善を行い、その利便性を更に向上させる予定です。

（参考）ダイレクト納付の利便性の向上

令和6年4月1日以降、e-Taxで電子申告を行う際に、申告とあわせてダイレクト納付をする意思表示を行うことで、改めて納付手続を行うことなく、法定納期限^(※)に自動で口座振替が行えるようになります。

※ 法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌日



納税環境の整備①

～キャッシュレス納付～

ダイレクト納付とは、あらかじめ預貯金口座情報を記載した利用届出書を税務署又は金融機関に提出することで、e-Taxを利用して電子申告をした後に、簡単な操作で口座振替ができる納付方法です。

このダイレクト納付を利用すれば、申告から納税までの一連の手続が、e-Tax上ですべて完結できるようになります。また、税理士の方が納税者の方に代わって納付手続を行うことも可能になります。

毎月、源泉所得税を納めている方（源泉徴収義務者）や消費税の中間分を納めている法人の方など、納付の機会が多い方におススメです。

振替納税とは、個人の方が、あらかじめ預貯金口座情報を記載した振替依頼書を税務署又は金融機関に提出することで、決まった期日に自動で口座引落としを行う納付方法です。


毎年の確定申告で所得税や消費税を納めている個人の方におすすめてです。

この振替納税は、申告の度に納付手続をする必要がなく、決まった期日に自動的に引き落とされるため、納税を失念するようなこともありません。

なお、個人の方であれば、ダイレクト納付の利用届出書や振替納税の振替依頼書を、書面による提出だけでなく、e-Taxでも提出（送信）することが可能です。


納税環境の整備① ～電子納税証明書～

①インターネットで請求（来署不要）



- ・スマートフォンや自宅・オフィスのパソコンから、e-Taxを使って、納税証明書請求データを作成します。
- ・「納税証明書の交付請求（電子交付用）」画面から、PDF形式を選択し、画面に従い納税証明書の種類、枚数、目的等を入力し、送信してください。


②PDFファイルで受取



- ・e-Taxのメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書（PDFファイル）をダウンロードします。

電子納税証明書（PDFファイル）は、何度でもお使いいただけます。

③自分で印刷しても使用可能



- ・ダウンロードした電子納税証明書（PDFファイル）は、自宅やオフィスのプリンタから印刷ができます。
- ・また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます（印刷サービスの利用には別途料金がかかります。）

電子納税証明書（PDFファイル）は、何枚でもお使いいただけます。

納税環境の整備① ～電子納税証明書～

国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指しており、納税証明書の請求についても、e-Taxの利用を推進しております。

スマートフォンや自宅・オフィスのパソコンから、e-Taxを使ってPDFファイル形式の電子納税証明書を請求することで、請求から受取までの一連の手続が、税務署窓口へ出向くことなく、e-Tax上で完結できるようになっています。

PDFファイル形式の電子納税証明書は、期間内であれば何度でもダウンロードすることができ、また、自宅等のプリンタから印刷可能であるため、納税者の方にとって便利なものとなっています。

【参考】

納税証明書に付されているQRコードを「納税証明書確認コーナー」（国税庁HP）で読み取ることで、証明内容の検証を行うことが可能です。

なお、納税証明書を提出先に提出する場合は、提出先から求められた期限内に発行されたものであることを確認してください。

また、電子納税証明書は、PDF形式のほかに、XML形式で発行することも可能です。

納税者 サービスの充実



- 納税環境の整備②

- ▶ マイナンバー制度について
- ▶ マイナンバー制度の国税分野での利用
- ▶ マイナポータルを活用した年末調整・所得税確定申告の簡便化
- ▶ マイナンバーカード
- ▶ マイナンバーカードのメリット
- ▶ マイナンバーカードの申請方法
- ▶ マイナンバーカードの安全性とお問合せ先
- ▶ 法人番号について

63

納税者サービスの充実について、ここでは、ご覧のような項目をご説明いたします。

納税環境の整備② ～マイナンバー制度について～

マイナンバー制度

概要

マイナンバー制度は、①行政を効率化し、②国民の利便性を高め、③公平・公正な社会を実現するための社会基盤

個人番号（マイナンバー）

- ・ 12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定
- ・ 市区町村から、住民票の住所宛に個人番号通知書^(※)により通知
- ・ 利用範囲は、法令又は条例で定められた事務に限定

(※) 通知カードは、令和2年5月25日に廃止されています。

法人番号

- ・ 13桁の番号で、株式会社などの法人等に1法人1つ指定
- ・ 国税庁から、法人番号指定通知書により通知
- ・ 原則として、公表され、誰でも自由に利用可能

64

納税環境の整備②

～マイナンバー制度について～

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

まず、マイナンバーとは、住民票を有する全ての方に1人1つ指定される12桁の番号です。市区町村長が住民票の住所宛に個人番号通知書により通知します。その利用範囲は社会保障、税、災害対策など、法令又は条例で定められた事務に限定されています。

次に、法人番号とは、株式会社などの設立登記法人、国の機関、地方公共団体、その他の法人や人格のない社団等に1法人1つ指定される13桁の番号です。国税庁長官が法人番号指定通知書により通知します。法人等の3情報、すなわち商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号は、インターネットを利用して広く一般に公表され、誰でも利用可能となっています。

納税環境の整備②

～マイナンバー制度の国税分野での利用～

税務関係書類へのマイナンバーや法人番号の記載

➤ 確定申告書等の提出の際には、その提出の都度

マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付

が必要です。

【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード + 運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証等
(番号確認書類) (身元確認書類)

(注) 1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

2 所得税等の申告書には、控除対象となる配偶者及び扶養親族の方のマイナンバーも記載が必要ですが、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

➤ 法人番号の提供時には、番号法上の本人確認は不要です。

納税者利便の向上

➤ 住宅ローン控除等の申告手続における住民票の添付を省略

➤ マイナポータルを活用した、年末調整や所得税確定申告の簡便化

65

納税環境の整備②

～マイナンバー制度の国税分野での利用～

申告書や法定調書等を税務署等に提出する際には、その提出の都度、マイナンバーや法人番号の記載が必要です。

法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける方は、法定調書の提出義務がある方に対して、マイナンバーや法人番号を提供することが必要となります。

なお、マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、番号法に基づき厳格な本人確認が求められます。

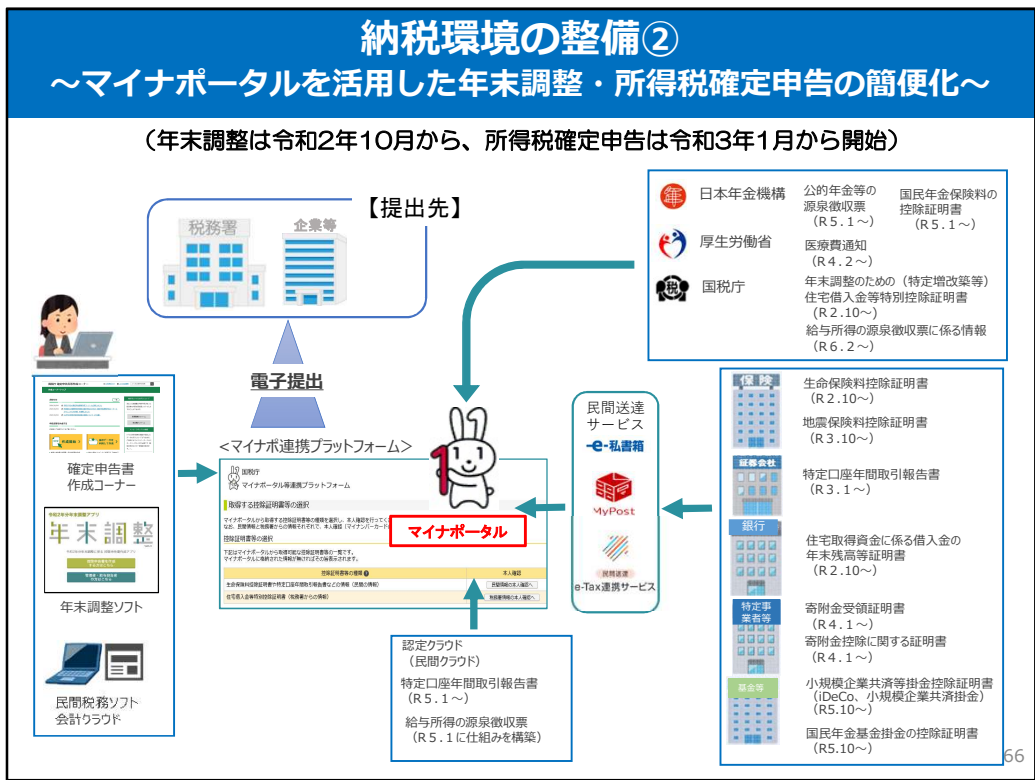
本人確認には、番号確認と身元確認があり、マイナンバーカードはカード1枚で番号確認と身元確認が行えます。通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

また、確定申告書等を提出する際には、税務署等で本人確認をさせていただくことから、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますが、e-Taxで確定申告書等を提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類の提出に当たっては、原本を添付することのないようご注意ください。

加えて、マイナンバー制度の導入を契機とした納税者利便の向上施策として、平成28年分以降の住宅ローン控除等の申告手続における住民票の写しの添付が不要となりました。

さらに、令和2年の10月及び令和3年の1月から、マイナポータルを活用した年末調整や所得税確定申告の簡便化も始まりしました。



納税環境の整備②

～マイナポータルを活用した年末調整・所得税確定申告の簡便化～

マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化について説明します。

まず、マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護に関する行政手続がワンストップでできたり、行政からのお知らせが自動的に届きます。

年末調整や所得税の確定申告の手続において、国税庁が提供している「年末調整ソフト」や「確定申告書等作成コーナー」からマイナポータル連携を利用することにより、手続に必要な書類のデータをまとめて取得し、各種申告書の該当項目へ自動で入力することができます。これにより、簡単に各種申告書を作成・提出することが可能となります。

マイナポータル経由で取得できる情報は、生命保険料控除証明書やふるさと納税の証明書などに加え、令和5年分の確定申告からは、マイナポータルとの連携により自動入力の対象となるデータに新しく「給与所得の源泉徴収票」の情報、iDeCo、小規模企業共済掛金の控除証明書が加わります。今後も連携の対象となる情報を順次拡大予定です。

納税環境の整備② ～マイナンバーカード～

マイナンバーカード

表面に氏名、住所、生年月日、性別及び顔写真、裏面にマイナンバー等が記載されICチップが搭載されたプラスチック製のカード

- 平成28年1月以降、市区町村への申請により交付
- 全国民が無料で取得できる唯一の公的身分証明書

表面



裏面



【想定されるマイナンバーカードの利用例】

- ・本人確認のための身分証明書
- ・市区町村の図書館の利用証や印鑑登録証など、地方公共団体が条例で定めるサービス
- ・e-Tax等の電子申請時の電子証明

大切に保管してください！



67

納税環境の整備②

～個人番号カード（マイナンバーカード）～

次にマイナンバーカードについて説明します。

マイナンバーカードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別及び顔写真、裏面にマイナンバーが記載されるICチップ付きのカードです。市区町村に申請し、交付を受けることができます。

マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策など、法令又は条例で定められた事務に限定されていますが、マイナンバーカードは、様々な場面で利用できます。具体的には、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、ICチップに搭載される電子証明書をを用いて、e-Taxなどの各種電子申請を行うことも可能です。

これからのデジタル社会においては、正確な本人確認が極めて重要になることから、政府においては、マイナンバーカードを安全・安心なデジタル社会の基盤と位置付けています。

現在、マイナンバーカードの人口に対する保有枚数率は、令和5年6月現在で約70%と、多くの方がカードを保有しているところです。

納税環境の整備②

～マイナンバーカードのメリット～

メリットいっぱい! マイナンバーカード

- 1 本人確認書類になる!**
 - ・ライブ会場の入場、携帯電話の契約、会員登録などに使える!
 - ・住民(旧住)の併記ができる!
 - ・行政手帳などでマイナンバーの提示を求められたときに、1枚で済む!
- 2 コンビニで各種証明書が取得できる!**
 - ・市区町村窓口に行けないときも近くのコンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できる!
 - ※マイナンバーカードがなくても利用可能。
 - ※受付時間:10:00～22:00。
- 3 健康保険証としても使える!**
 - ・対応する医療機関・薬局は拡大中!
 - ・本人の同意のもと、医師・薬剤師と特定診断・薬局情報などが共有でき、より良い医療が可能に!
 - ・手続きをしなくても、限度額を「超える自己負担の支払いが不要に!
- 4 マイナポイントももらえる!**
 - ※マイナポイントとは、マイナンバーカードの保有者に対して、マイナポイントとして、マイナポイントが還元される仕組みです。マイナポイントの還元額は、マイナンバーカードの保有期間に応じて異なります。マイナポイントの還元額は、マイナンバーカードの保有期間に応じて異なります。マイナポイントの還元額は、マイナンバーカードの保有期間に応じて異なります。
- 5 新型コロナワクチン接種証明書の電子交付にも利用!**
 - ※接種履歴がマイナポイントカードに記録され、マイナンバーカードで接種履歴を確認することができます。
- 6 オンラインで行政手続!**
 - ・子育てなどに関する手続もオンラインで! ワンストップで!
 - ※マイナポイントカードがなくても利用可能。
 - ・マイナンバーカードを使ったe-Taxがますますペンリに!
- 7 「マイナポータル」で暮らしがもっとペンリに!**
 - ・マイナポータルを使えば…
 - ・行政機関などからあなたの情報を確認できる!
 - ・行政機関などからのお知らせを受け取れる!
 - さらに…
 - ・特定健診情報等、薬剤情報、医療費通知情報が確認できる!
 - ・確定申告の医療費控除がカンタンに!
- 8 民間のサービスでも使える!**
 - ・キャッシュレス決済サービスに合わせた口座選定サービスの本人認証などに使える!
 - ・職員証としての利用も!

ますますペンリに! マイナンバーカード!
スマホにカード機能が搭載!
※2023年5月開始(予定)
運転免許証・電子地方券と一体化!
※2024年度末(予定)

マイナンバーカード読み取り対応機種も拡大中!

68

納税環境の整備②

～マイナンバーカードのメリット～

マイナンバーカードがあれば、顔写真入りの身分証明書として使えるほか、全国のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種証明書を取得できたり、e-Taxによる確定申告や保育所の入所申請等の行政機関へのオンライン申請も利用できます。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用することが可能です。これにより、例えば、就職や転職、引っ越しをした場合でも、保険証の切り替えを待たずに医療機関での受診や薬局での受付ができるほか、高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類を窓口へ持参する必要がなくなります。

そのほか、ご自身の薬剤情報や特定健診の情報を、スマホやパソコンからマイナポータルで確認できるようになるほか、ご自身の医療費情報についてもマイナポータルで確認できるようになり、先ほどご説明したマイナポータルを活用した所得税確定申告の簡便化により、e-Taxと連携して医療費控除の申告も簡単にできるようになりました。



納税環境の整備②

～マイナンバーカードの申請方法～

マイナンバーカードの申請は簡単にできます。

送付された交付申請書に必要な事項を記入し、顔写真を張り付けて郵送する方法などがありますが、スマートフォンによるオンライン申請が便利でおすすめです。

申請から約1か月経つと、市区町村から「交付通知書」が届きますので、「交付通知書」に記載の必要書類を持参することで、マイナンバーカードを受け取ることができます。

納税環境の整備②

～マイナンバーカードの安全性とお問合せ先～

知って安心!
マイナンバーカードの使い方

持ち歩き方
普通に持ち歩いていいの？
ええんじやよ。キャッシュカードの感覚が近いかの。失くさないようにするのじやよ!

提示方法
銀行や勤務先などでマイナンバーの提示を求められたときはどうすればいい？
おもて・うら両面を見せるのじや。
じゃあレンタルショップなどで、本人確認書類として使うときは？
おもて面を見せるのじや。その際、うら面のマイナンバーは見られても大丈夫じやが、マイナンバーを書き留めたりコピーを取ることはダメなのじや。

暗証番号
暗証番号を友達に教えても大丈夫？
キャッシュカードと同様、他人に教えるはいけないのじや。暗証番号はマイナンバーカードを利用するために必要な大事なもののじやよ!

SNSへカードの画像の投稿は??
こんなに安全なら、カードを自慢しても大丈夫？
マイナンバーを誰かに知られても大丈夫なように安全対策は施されているが、不特定多数の目に入る場所への投稿は禁止されているのじや!

まとめ!
マイナンバーカードは安全です!

なりすまはできません
顔写真入りのため、
対応の悪用は困難。

マイナンバーを
見られても悪用は困難
マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類などで
本人確認をする必要があるため、
悪用は困難。

オンラインの利用には
電子証明書を使うため、
マイナンバーが使われる
ことはありません

プライバシー性の高い
個人情報が入って
いません
ICチップ部分には、
税や年金などの個人情報
は記録されません。

プライバシー性の高い対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えたら機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル マイナンバー
0120-95-0178

平日:9時30分～20時00分 土日祝:9時30分～17時30分(※祝日を除く)
※失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合
英語:050-3818-1250 中国語:050-3816-9405
英語:050-3818-1250 中国語:050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to
English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバーカード
の検索はこちら

マイナンバーカード
の検索はこちら

デジタル庁 総務省

持ち歩いて大丈夫!
マイナンバーカードの
安全性

教えて!!
マイナンはあちゃん

マイナン
PFRキャッシュカード
マイナン

マイナン(の)の
マイナンはあちゃん

マイナン(の)の
マイナンはあちゃん

万全なのじや

納税環境の整備②

～マイナンバーカードの安全性とお問合せ先～

マイナンバーとマイナンバーカードのセキュリティ対策について説明します。

まず、マイナンバーですが、これを利用する際には、顔写真付き身分証明書での本人確認が必要であり、マイナンバー単独で手続を行うことはできません。他人にマイナンバーを知られても、その他人が本人になりすまして手続ができない仕組みになっています。

また、マイナンバーカードは、顔写真入りですので、他人が提示して利用することは困難ですし、オンラインで利用する場合には、カードに格納された電子証明書とマイナンバーとは異なる本人しか知らない暗証番号が必要となります。

このように、マイナンバーカードも本人以外の方が入手しても利用できない仕組みとなっています。

さらに、万が一マイナンバーカードを紛失したり、盗まれたりした場合でも、24時間365日体制で一時利用停止が可能であるほか、不正にカードから情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みとなっています。ちなみに、マイナンバーカードのICチップ部分には、税や年金等の機微な個人情報は記録されておりません。

マイナンバー制度に関するご不明な点は、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお問い合わせください。

納税環境の整備② ～法人番号について①～

法人番号は国税庁長官が指定

- 国税庁長官は、①株式会社等の設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人や人格のない社団等に、13桁の法人番号を指定し、通知しています。
- 法人番号を指定した法人等の基本3情報（①名称、②所在地、③法人番号）は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。
- 法人番号は、社会的インフラとして官民間問わず幅広い分野での利活用が期待されています。同サイトでは、基本3情報を検索することができるほか、利用者が法人番号などの情報を利活用しやすいよう、データのダウンロード機能やWeb-API機能^(注)を提供しています。

(注) 利用者のシステムから条件を指定したリクエストを送信することで、その指定した条件に合致する情報を取得することができるシステム間連携の仕組み。

71

納税環境の整備②

～法人番号について①～

次に、法人番号について説明します。

国税庁は、法人番号の指定を行っています。

国税庁長官は、①株式会社などの設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人や人格のない社団等に対して、13桁の法人番号を指定し、通知しています。

法人番号を指定した法人等の名称、所在地、法人番号を合わせて基本3情報といい、この情報を国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

また、法人番号は、マイナンバーと異なり利用範囲に制限がなく、社会的インフラとして官民間問わず幅広い分野での利活用が期待されています。同サイトでは、基本3情報を検索することができるほか、利用者が法人番号などの情報を利活用しやすいよう、データのダウンロード機能やWeb-API機能を提供しています。

納税環境の整備② ～法人番号について②～

- 国税庁法人番号公表サイトでは、名称、所在地、法人番号などの条件で、法人等の情報を検索できます。

国税庁法人番号公表サイト

名称・所在地などから調べる 法人番号から調べる

商号又は名称 部分一致検索 完全一致検索

所在地

検索条件の設定

名称・所在地などから調べる 法人番号から調べる

法人番号 1234567890123

0桁

検索結果

■ 基本情報

法人番号
7000012050002

商号又は名称
株式会社国税商事

商号又は名称(カタカナ)
コクゼイショウジ

本店又は支店等の所在地
東京都千代田区霞が関3丁目1-1

商号又は名称(英語表記)
Kokuzei Shoji, Inc.

本店又は支店等の所在地(英語表記)
3-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo

■ 変更履歴情報

(参考URL)
・ 国税庁法人番号公表サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

納税環境の整備②

～法人番号について②～

国税庁法人番号公表サイトについて説明します。

国税庁法人番号公表サイトでは、名称、所在地、法人番号などの条件で、法人等の情報を検索できます。

また、この検索結果画面を印刷した書面は、法人番号等を金融機関等に提示する書類として使用することができます。

納税環境の整備② ～法人番号について③～

- 国税庁法人番号公表サイト英語版webページでは、法人等からの登録を受けて、名称・所在地の英語表記を公表しています。この登録をしておけば、海外の取引先などから法人番号の照会を受けた際に、同ページを提示することで速やかに対応できます。

英語版webページ

① 法人番号を表示します。

② 名称の英語表記を表示します。

③ 所在地の英語表記を表示します。

(参考URL)

- ・ 国税庁法人番号公表サイト英語版webページ <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>
- ・ 国税庁法人番号公表サイト英語表記登録フォーム <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotouroku/>

73

納税環境の整備②

～法人番号について③～

国税庁法人番号公表サイトの英語版webページについて説明します。

このページでは、法人等からの登録を受けて、名称・所在地の英語表記を公表しています。

この登録をしておけば、海外の取引先などから法人番号の照会を受けた際に、同ページを提示することで速やかに対応できます。

また、輸出相手国の税関が、輸出法人等の情報を確認する場合、同ページによる確認が可能になり、取引が円滑に進むこととなります。

登録方法については、国税庁法人番号公表サイトに掲載しておりますので、ご興味を持たれた方がいらっしゃいましたら、ご確認いただければ幸いです。

災害等からの 復興に向けて



- 災害（震災等）への対応
 - ▶ 申告・納付等の期限の延長の措置
 - ▶ 納税の猶予
 - ▶ 災害にあったときの所得税の軽減

74

「災害等からの復興に向けて」について、ご覧のような項目をご説明いたします。

災害（震災等）への対応 ～申告・納付等の期限の延長の措置～

災害等の理由により、申告・納付等をその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限の延長することができます

地域指定

災害による被害が広い地域に及ぶ場合、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示

対象者指定

国税庁が運用するシステムの使用不能等により、システムを利用して申告・納付等ができない方が多数に上ると認められる場合、国税庁長官が延長する対象者の範囲と期日を定めて告示

個別指定

災害により申告・納付等ができない納税者の申請に基づき、税務署長等が期日を定めて延長

75

災害（震災等）への対応 ～申告・納付等の期限の延長の措置～

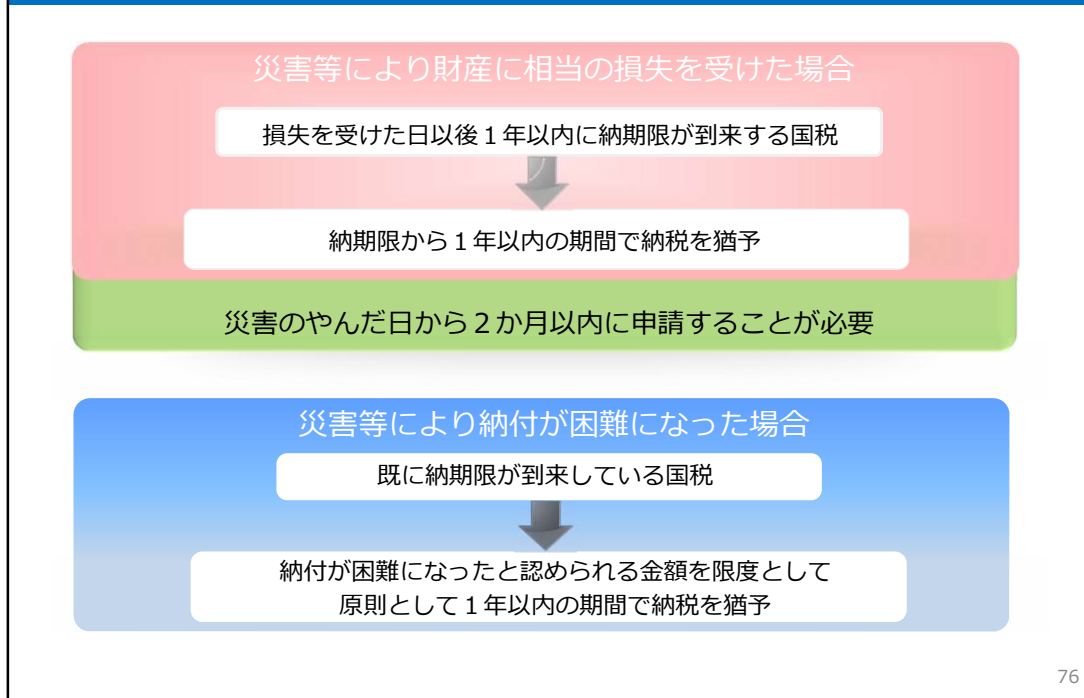
災害等の理由により申告・納付等をその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲で、申告・納付等の期限が延長されます。

これには、①地域指定による場合と、②対象者指定による場合と、③個別指定による場合とがあります。

- ① 地域指定とは、災害による被害が広い地域に及ぶ場合に、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示することで、その告示の期日までに申告・納付等を行えばよいこととなります。
- ② 対象者指定とは、国税庁が運用するシステムが、期限間際に使用不能であるなどにより、システムを利用して申告・納付等などを行うことができない方が多数に上ると認められる場合に、国税庁長官が延長する対象者の範囲と期日を定めて告示することで、その告示の期日までに申告・納付等を行えばよいこととなります。
- ③ 個別指定とは、災害等により申告・納付等ができない場合に、個別に税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることとなります。

なお、地域指定により延長された期限の期日が指定された場合においても、個別指定により期限の延長措置を受けることができます。

災害（震災等）への対応 ～納税の猶予～



災害（震災等）への対応 ～納税の猶予～

災害により、財産に相当の損失を受けた場合は、その損失を受けた日以後1年以内に納期限が到来する国税について、災害がやんだ日から2か月以内に税務署長に申請することで、納期限から原則として、1年以内の期間で納税の猶予を受けることができます。

また、既に納期限が到来している国税についても、税務署長に申請することで、災害等により納付が困難になったと認められる金額を限度として、原則として1年以内（やむを得ない理由があると認められるときは、延長の申請をすることにより最長で2年以内）の期間で納税の猶予を受けることができます。

災害等が発生した後に納期限の到来する所得税及び復興特別所得税の予定納税については、所得税法や災害減税法により減額される取扱いや、相続税、贈与税及び酒税などにおいても、税額が減額されるなどの取扱いがあります。

災害（震災等）への対応 ～災害にあったときの所得税の軽減～

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで、
所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます

	所得税法（雑損控除）	災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失	災害による損失	
対象となる資産の範囲等	住宅や家財を含む生活に通常必要な資産（棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産を除く）	住宅や家財（ただし、損害金額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要）	
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	控除額は次のイとロのうち、いずれか多い方の金額 イ 損害金額－所得金額の10分の1 ロ 損害金額のうち災害関連支出の金額－5万円	その年の所得金額	所得税の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	2分の1の軽減
		750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書に添付又は確定申告書の提出時において提示が必要 ○ その年の所得金額から控除しきれない雑損控除の金額は、翌年以後3年間（※）に繰り越して各年の所得金額から控除可能 ○ 災害関連支出のうち災害により生じた土砂を除去するための支出などは、災害のやんだ日から1年以内（大規模な災害等の場合は3年以内）に支出されるものが対象 （※）特定非常災害による住宅・家財等の損失については、5年間。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限る ○ 確定申告書などに適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載することが必要 	

77

災害（震災等）への対応

～災害にあったときの所得税の軽減～

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、「所得税法」に定める雑損控除の方法、又は「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税額の全部又は一部を軽減することができます。これら二つの方法では、損失の発生の原因や対象となる資産の範囲等が異なります。

このように、万が一災害等にあつて損害を受けた場合には、税制面においても配慮されています。

酒類業の振興

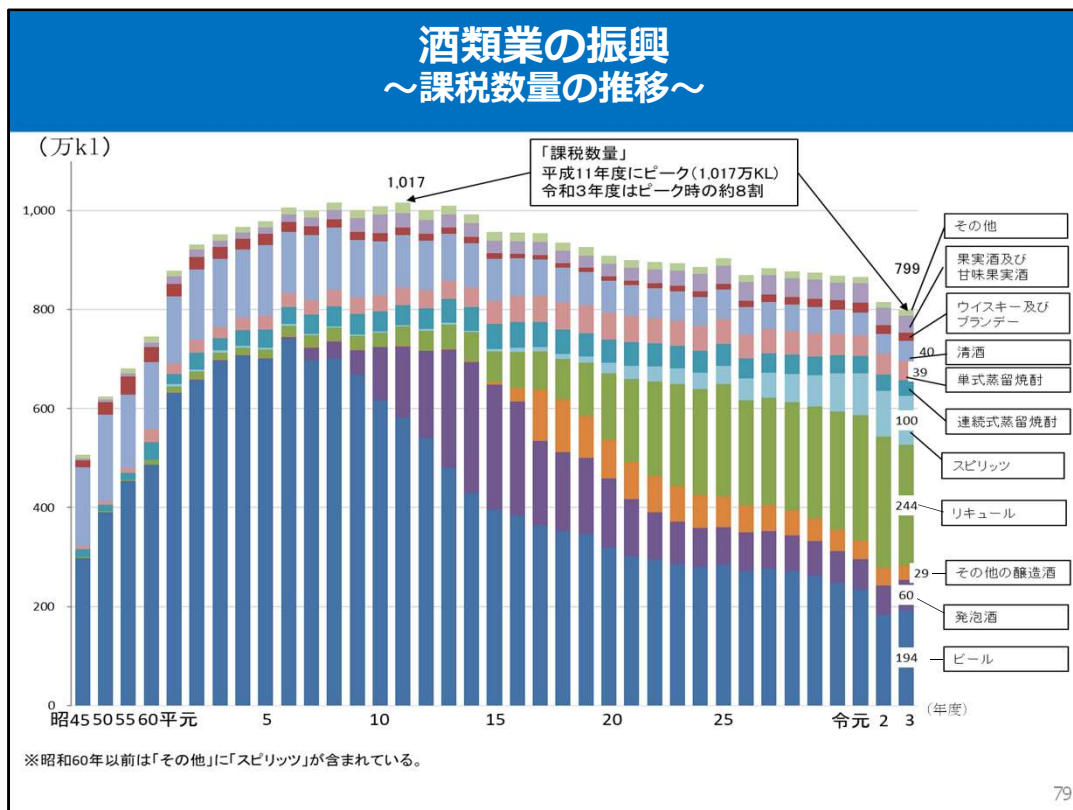


酒類業の振興

- ▶ 課税数量の推移
- ▶ 近年の輸出動向 拡大し続ける海外のSAKE市場
- ▶ 輸出拡大実行戦略
- ▶ 海外販路開拓支援及び消費者の認知度向上
- ▶ 酒類事業者向け補助金
- ▶ ブランド化・高付加価値化の推進
- ▶ 日本酒、焼酎、泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組
- ▶ 酒類総合研究所との連携した技術支援

78

酒類業の振興について、ご覧のような項目をご説明いたします。

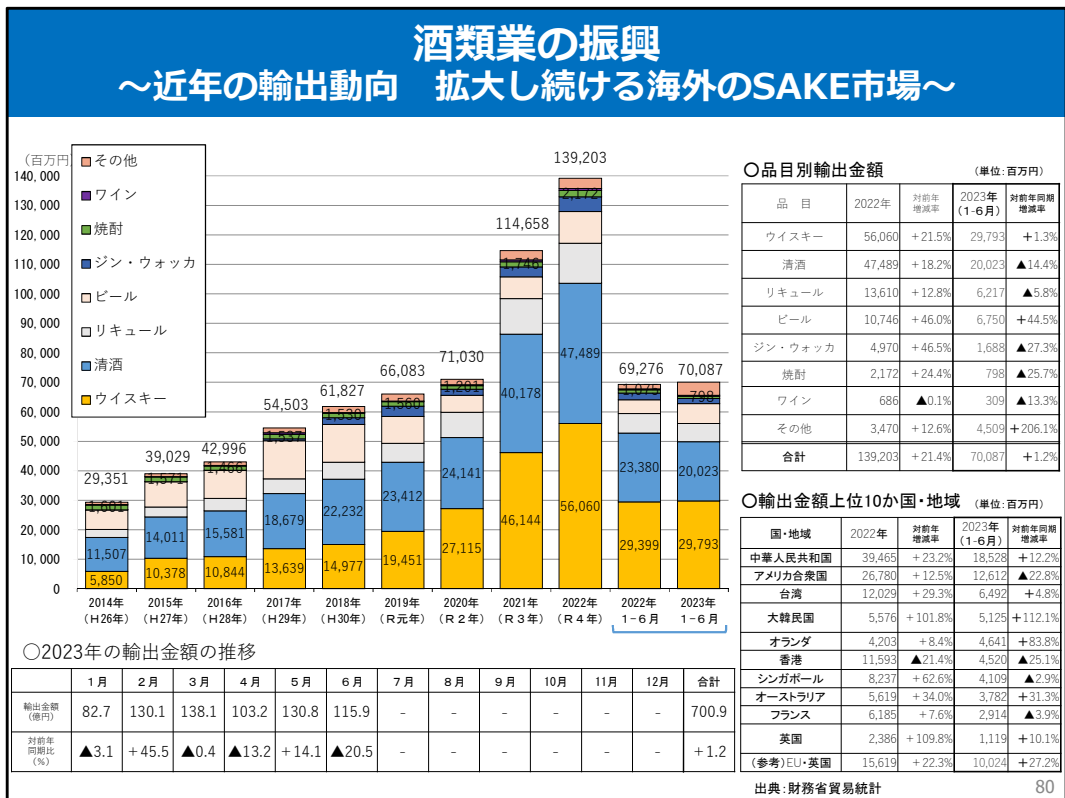


酒類業の振興 ～課税数量の推移～

はじめに、日本における酒類の課税移出数量の推移についてご説明いたします。

酒類の課税移出数量は、少子高齢化や人口減少等を背景に、平成11(1999)年度をピークとして減少しています。特にビールは、低価格の発泡酒やチューハイなどのリキュール等に消費が移行し、大幅に減少しています

このように、酒類の国内市場が縮小傾向にある中で、酒類事業者には、従来型の商品の開発・製造・販売等の方法にとらわれず、新たな商品の開発、販売手法やサービスを創造し、新たな市場の開拓等に取り組んでいくことが求められています。



酒類業の振興

～近年の輸出動向 拡大し続ける海外のSAKE市場～

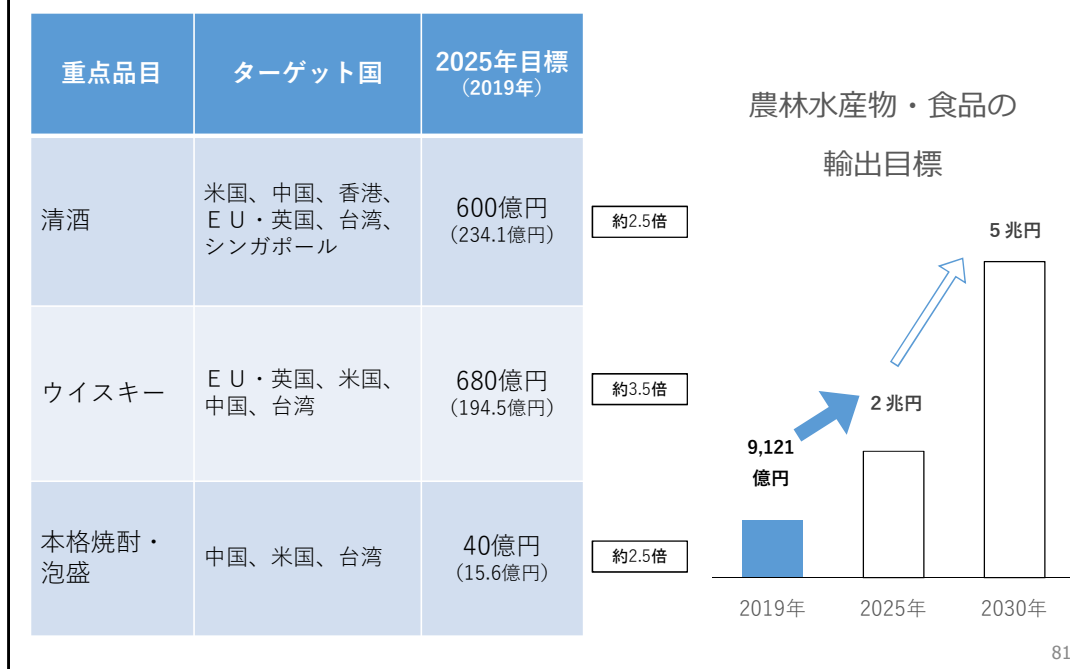
日本産酒類の輸出については、清酒（日本酒）やウイスキー等の日本産酒類の国際的な評価の高まり等を背景に、年々増加傾向にあります。

2022年（令和4年）の日本産酒類の輸出金額は、1,392億円（対前年比21.4%増）となり、初めて1,000億円を超えた2021年（令和3年）に引き続き好調に推移しています。

輸出金額を品目別に見ると、ウイスキーが最も多く561億円（対前年比21.5%増）、次いで清酒が475億円（対前年比18.2%増）となりました。輸出金額が上位の国・地域を見ると、中華人民共和国が395億円（対前年比23.2%増）、次いでアメリカ合衆国が268億円（対前年比12.5%増）、台湾が120億円（対前年比29.3%増）となっています。ただ、年が変わった2023年（令和5年）は、アメリカ合衆国において、物価高・在庫調整等の影響で、清酒の輸出金額が前年よりも減少している状況が続いています。

こうした状況の中、酒類市場や需要の拡大、酒類業の健全な発達に向けた酒類産業振興への取組を進めて行く必要があります。特に、伸びしろが大きい海外市場への輸出促進を中心とした振興策の強化はこれまで以上に重要です。

酒類業の振興 ～輸出拡大実行戦略～



81

酒類業の振興

～輸出拡大実行戦略～

輸出に積極的に取り組むという意識は、政府全体でも共通しています。

政府は、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出目標を設定しています。

この目標達成のため、海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な品目を、重点品目と位置付けています。酒類としては、清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛が、重点品目に選ばれており、これら日本産酒類の輸出促進が政府一丸となって推進されています。

海外展開に向けた意欲的な取組を行っていくことは、日本産酒類の国際的な評価を証明することを通じ、国内での価値の再認識にもつながります。

また、酒類業界の主な課題としては、商品の差別化、高付加価値化、海外市場の開拓、技術の活用と人材の確保、中小企業支援が挙げられます。

国税庁では、酒類業界の現状や課題等を踏まえ、国内外の酒類市場の拡大を図り、酒類業の更なる振興、健全な発達につながるように、以下の取組を実施しています。

酒類業の振興 ～海外販路開拓支援及び消費者の認知度向上～

<p style="text-align: center;">販路開拓支援 (令和4年度海外商談会等)</p> <p>海外主要国において、日本産酒類の販路拡大を図ることを目的に「酒類輸出コーディネーター」を配置し、日本産酒類の調達に意欲的な有力海外バイヤーを発掘したうえで、日本産酒類の輸出に取り組む酒類事業者との「海外商談会」や「オンライン商談会」を開催した。</p> <p>【開催国等】 中国、米国、香港、台湾、シンガポール、英国、フランス、ドイツ</p> <p>【実施内容詳細】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コーディネーターを配置 2. コーディネーターによる①商談会の企画、②国内事業者向けセミナーの開催 3. 国内事業者と海外バイヤーとの、対面型商談会又はオンライン型商談を実施 <p>【実施結果】 約3,600件の商談機会を創出した。</p>	<p style="text-align: center;">消費者の認知度向上 (令和4年度国際的プロモーション)</p> <p>日本の情報発信拠点であるジャパン・ハウスロサンゼルスにおいて、日本酒を気軽に、かつ、多品種飲むことができる「角打ち文化」を中核としたイベントを開催した。</p> <p>現地インフルエンサーを通じて日本酒知識を発信しつつ、一般消費者には角打ち文化を体験してもらい、日本酒の認知度向上を図った。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>①セミナーにより日本酒への理解を深めてもらった上で、現地のインフルエンサーを通じて発信</p>  <p style="font-size: small;">現地のインフルエンサー／バイヤー向けセミナーの様子</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>②来場した一般消費者には、試飲した日本酒が購入できる近隣の店舗やオンラインサイトも併せて紹介</p>  <p style="font-size: small;">イベントの様様</p> </div> </div>
--	--

酒類業の振興

～海外販路開拓支援及び消費者の認知度向上～

まず、日本産酒類の輸出促進のため、海外での販路開拓支援と消費者の認知度向上の取組をしています。

輸出拡大のためには、海外のそれぞれの国や地域に根差して酒類の販売業を行っている事業者と日本の酒類販売業者が販売契約を締結し、その地での日本産酒類の流通量を増やしていく必要があります。そのために、スライドの左側のように対面による海外商談会やオンライン商談を支援しています。

さらに、スライド右側のように、日本産酒類に対する消費者の関心を高めることにより、流通した日本産酒類がしっかりと消費されていく環境を整えるためのプロモーションイベントを実施しています。

酒類業の振興 ～酒類事業者向け補助金～

1. フロンティア補助金

- ◆ 国内外の新市場を開拓するなどの意欲的な取組を支援することにより、酒類業のポストコロナに向けた経営改革・構造転換を促す。
 - ① 商品の差別化による新たなニーズの獲得
 - ② 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得
 - ③ ICT技術の活用による製造・流通の高度化・効率化
 - ④ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により顕在化した課題への対応

● 休耕田を活用した新商品

地域資源を活用した熟成ラムの展開

- ・江戸時代後期から伝統的に続いている地で栽培されたサトウキビを原料とし、地域のダム施設であるトンネルを活用して貯蔵・熟成させたラムを商品化
- ・原料であるサトウキビを効率よく確保していくため、原料生産者とも協力し、休耕田や災害復旧地を活用して作地面積を拡張

● 有機酒類による差別化等

有機焼酎の開発とVRを駆使した新規販路開拓

- ・有機でありながら食用としては規格外のサツマイモを用いた有機焼酎を製造し、農家の収益向上、フードロスの抑制を図る
- ・VRを活用し、消費者へ焼酎の味や香、テロワールを蔵元が伝える仕組みを構築
- ・現代に復元させた伝統的な蒸留器による焼酎を通じ、海外での焼酎の認知を図る



83

酒類業の振興 ～酒類事業者向け補助金～

また、国内外の需要開拓に取り組む事業者を支援する補助金もあります。

フロンティア補助金においては、酒類業のポストコロナに向けた経営改革・構造転換を促すため、①商品の差別化による新たなニーズの獲得や②販売手法の多様化による新たなニーズの獲得などを通じて、国内外の新市場を意欲的に開拓する酒類事業者を支援しています。

2. 海外展開・酒蔵ツーリズム補助金

◆ 酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓といった日本産酒類の高付加価値化や、認知度向上に向けた取組を支援することにより、日本産酒類の輸出拡大を図る。

- ① 酒類事業者による商品等の高付加価値化やブランド戦略策定の取組
- ② 酒類事業者による酒蔵ツーリズムプラン策定や他業種との連携に係る取組

●海外展開

焼酎・泡盛の紹介冊子によるブランディング

・過去ブランディング効果の高かった焼酎・泡盛を育んだ日本の歴史、風土、生産者を紹介する冊子の第2弾

・現地でのプロモーションに活用し、フランス国内での更なる認知度の向上と焼酎・泡盛文化の定着を図る



消費者への提案販売と安定提供体制の構築

・2022年に香港で成功した試飲提案型の販売モデルを横展開

・提案力のある販売プロモーターの育成・管理と、販売場への手配

・定期便、専用倉庫、出荷システムによる安定供給体制の構築



●酒蔵ツーリズム

ウイスキーと日本酒の体験型ツーリズム

・ウイスキーのブレンド、日本酒の製造を体験できるよう既存の体験型観光酒蔵を整備

・地域の宿泊等関係事業者と連携して、高付加価値の周遊・滞在型のツーリズムプランを提供し、地域価値創造・地域連携の機運を醸成



歴史的建造物群を活用した体験型ツーリズム

・300年余の酒蔵の歴史的景観の魅力を高め、インバウンドも安全で快適に過ごせる体制を整備

・周辺の歴史的な街並みやホテルの飛び交う川等の観光コンテンツと一体的な滞在型観光・市内周遊を企画

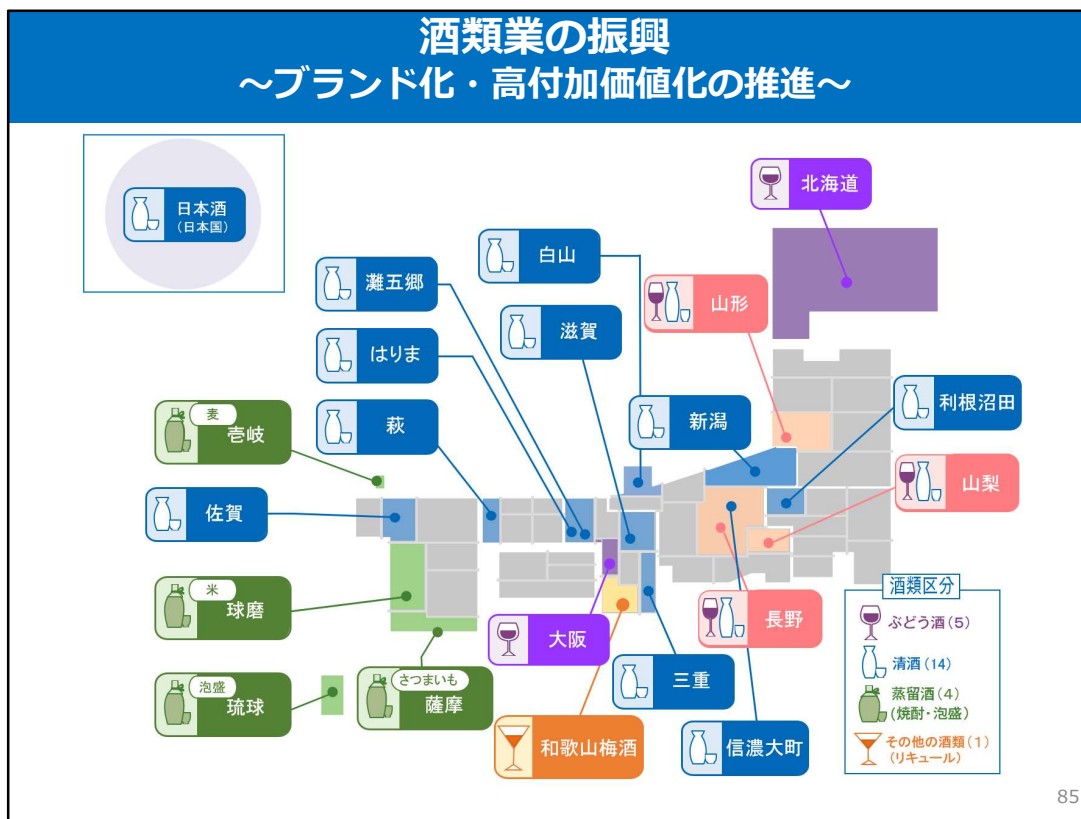


84

商品の高付加価値化に向けては、商品開発における多様な価値の追求とともに、商品の個性やストーリーを的確に伝えていくことが重要であり、また訪日観光客等に日本産酒類を体験してもらうことは、輸出の拡大にも大きく貢献すると考えられます。

海外展開・酒蔵ツーリズム補助金は、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓といった日本産酒類の高付加価値化や、認知度向上に取り組む酒類事業者を支援しています。

これらの施策により、国内外の需要開拓に向けて取り組んでいます。



酒類業の振興 ～ブランド化・高付加価値化の推進～

さらに、商品の差別化・高付加価値化を推進するための取組として、地理的表示制度も実施しています。

地理的表示制度とは、日本酒、焼酎、ワイン、ビールなど全ての日本産酒類を対象として、ある特定の産地ならではの特性が確立されている場合に当該産地内で生産され、生産基準を満たした商品だけが、その産地名を独占的に名乗ることができる制度です。この制度の活用が促進されることで、より一層の地域ブランドの価値向上が図られると考えています。

国税庁が指定した地理的表示は、資料に記載のとおりですが、令和5年には、清酒の地理的表示として、信濃大町が新たに指定され、全てで24件となりました。

なお、国レベルの地理的表示として「日本酒」を指定していますので、日本国内においては、国内産米を原料とし、かつ、日本国内で製造された清酒だけが「日本酒」と表示することができることとなりました。

酒類業の振興 ～日本酒、焼酎、泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組～

○ 政府方針等

- 岸田総理大臣施政方針演説（令和4年1月通常国会）
日本酒、焼酎、泡盛など文化資源のユネスコへの登録を目指すなど、日本の魅力を世界に発信
- 菅総理大臣施政方針演説（令和3年1月通常国会）
日本酒、焼酎などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す

○ 登録無形文化財登録

「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録（令和3年12月2日）
（「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録）

1 登録要件

- ・ 米などの原料を蒸すこと
- ・ 手作業で伝統的なこうじ菌を用いてパラこうじを製造すること
- ・ 並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと 等

2 保持団体

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会（令和3年4月16日設立）
会長：小西 新右衛門（こにし しんうえもん）

（蒸きょう）

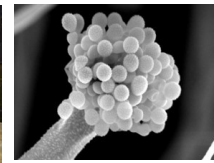


（もろみ管理）

（こうじ造り）



（こうじ菌（国菌））



○ ユネスコ無形文化遺産への提案

- 令和4年3月 ユネスコ事務局に提案書を提出
- 令和5年3月8日 文化審議会無形文化遺産部会において、再提案を答申
- 令和5年3月14日 無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において、審議・決定
- 令和5年3月28日 ユネスコ事務局に提案書を再提出
（令和6年11月頃 政府間委員会において審議・決定見込み）

86

酒類業の振興

～日本酒、焼酎、泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組～

こうした取組だけでなく、技術支援として、日本酒、焼酎・泡盛等の日本のこうじ菌を使った伝統的な酒造り技術について、ユネスコ無形文化遺産登録を目指しており、岸田総理大臣の施政方針演説でも表明されています。

この技術は、令和3年12月に、伝統的酒造りとして、国の登録無形文化財に登録されました。これは、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図る観点から、令和3年4月の改正文化財保護法で新設された制度であり、書道と並び、初めて登録されたものです。

その後、伝統的酒造りは、令和4年3月にユネスコ無形文化遺産へ提案（令和5年3月に再提案）されており、令和6年11月頃にユネスコで審議・決定される見込みとなっています。

国税庁では、酒造り技術の担い手から成る「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等と連携し、国内外でユネスコ無形文化遺産登録に向けたさまざまな取組を進めています。

酒類業の振興 ～酒類総合研究所と連携した技術支援～

酒類総合研究所と連携して酒類製造者の技術力の維持強化を支援し、
日本産酒類の品質向上・競争力強化に貢献

酒類製造技術相談

○酒類総研の研究成果や先端技術の普及を推進するとともに、製造者の抱える技術的課題を解決



清酒製造場への臨場の様子

地理的表示への支援

○ブランド価値向上に有効な地理的表示の推進のため、地域指定に向けた技術的な相談（品質特性やその管理方法など）に対応

酒類の安全性確保

○酒類の放射性物質に関する調査や研究を実施。安全性に関する不安を払拭し、EUなど諸外国における輸出規制の撤廃にも成功

醸造技術者の育成

○ワイン・ビールの研究会等を開催し、各地で醸造技術者が学ぶ機会を提供

○各県酒造組合等が実施している講話会、審査会等に職員を派遣し支援



クラフトビール研究会

鑑評会（国税庁・酒類総研）

○国税局の鑑評会では、地域特性にも配慮した品質評価を実施

○酒類総研では、全国新酒鑑評会及び本格焼酎・泡盛鑑評会を実施



全国新酒鑑評会の品質評価の様子

87

酒類業の振興

～酒類総合研究所との連携 技術支援～

また、国税庁では、酒類総合研究所と連携し、技術支援を実施することで日本産酒類の品質向上・競争力強化に貢献しています。

具体的な取組みとしては、酒類製造者の醸造技術上の課題解決や先端技術の普及を行う「技術相談」、酒類製造者が製造方法などを学ぶ機会を提供する「ワインやビールの研究会の開催」、ブランド価値向上に有効な「地理的表示の地域指定に向けた技術的支援」、地域特性にも配慮した上で、酒類製造者の醸造技術基盤の向上を目的とする「酒類鑑評会の実施」、そして酒類の安全性確保の観点から、例えば放射性物質に関する調査や研究を実施し、科学的根拠に基づいて、諸外国の輸出規制の撤廃を働きかけることなどを行っています。

以上のような取組を通じて、国税庁は引き続き日本産酒類の輸出拡大に尽力することで、酒類業の振興に努めてまいります。

実績評価 (政策評価) と 税務行政の改善

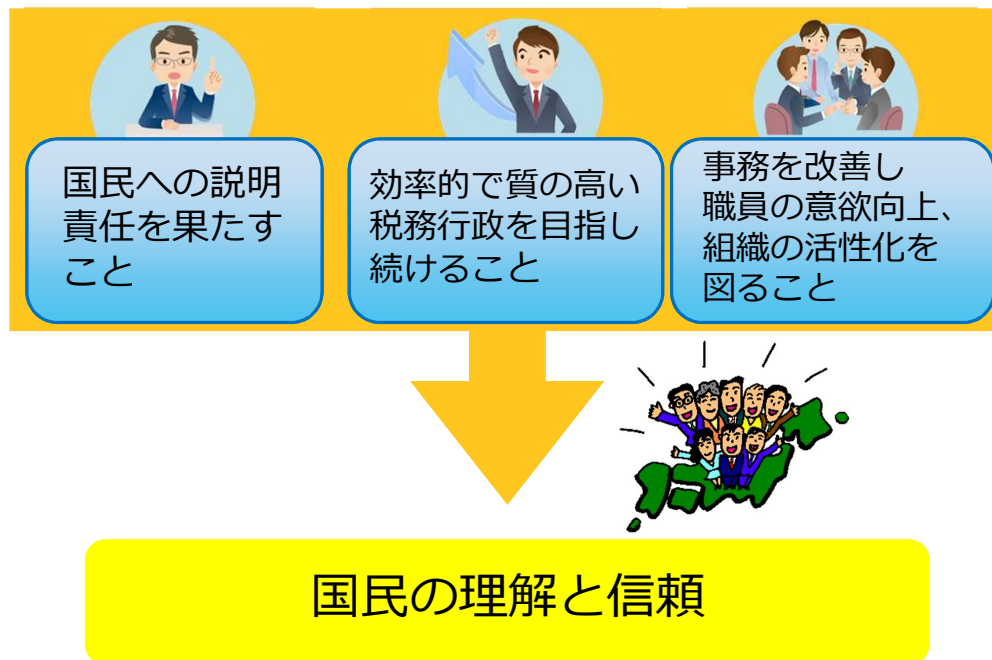


- 実績評価（政策評価）と税務行政の改善
 - ▶ 実績評価（政策評価）の目的
 - ▶ 国税庁の使命と実績評価の目標
 - ▶ 令和3事務年度 実績評価の結果

88

実績評価（政策評価）と税務行政の改善について、ご覧のような項目をご説明いたします。

実績評価（政策評価）と税務行政の改善 ～実績評価（政策評価）の目的～



89

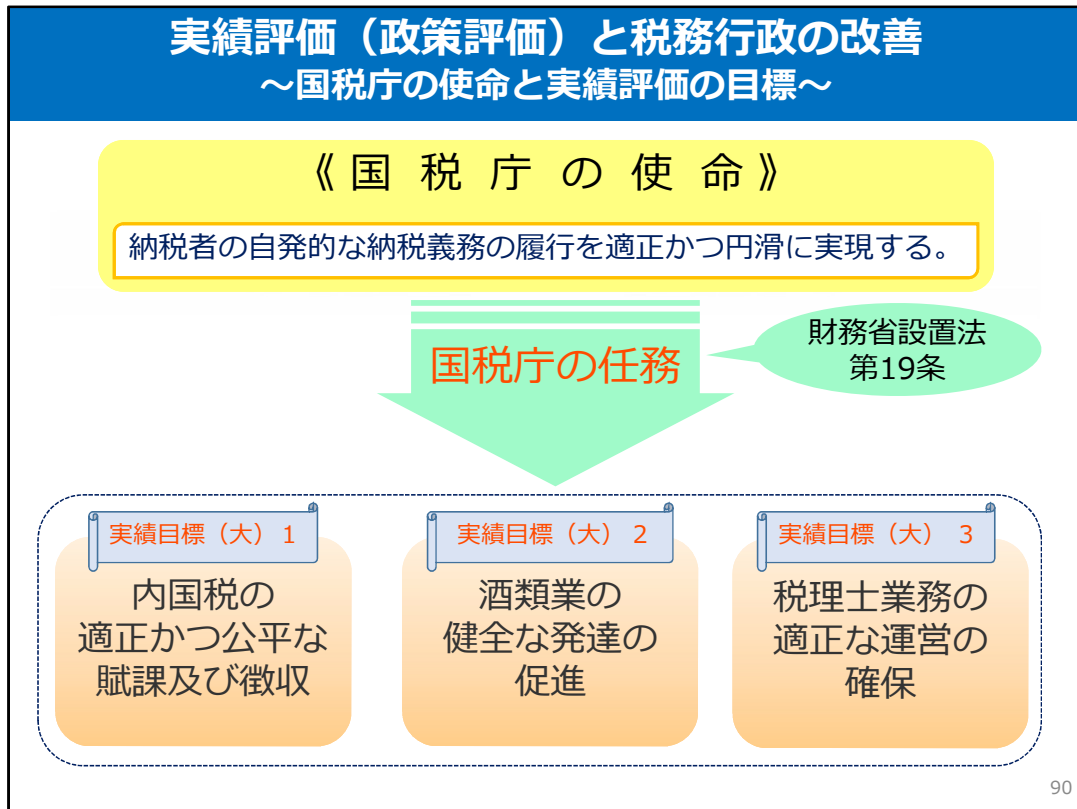
実績評価（政策評価）と税務行政の改善 ～実績評価（政策評価）の目的～

国税庁は主として政策の実施に関する機能を担う実施庁であるため、中央省庁等改革基本法に基づき、財務省が、国税庁の達成すべき目標を設定し、その実績を評価して公表しています。

国税庁の実績評価とは、国税庁が所管する事務について、①あらかじめ達成すべき目標を設定し、②その目標に対する実績を測定し、その達成度を評価することにより、③その達成度合いの情報を提供するものです。

また、国税庁の実績評価を実施する目的は、①国税庁の使命、実績目標、施策等を明らかにし、国民各層・納税者の皆様に対して説明責任を果たすこと、②常に、より効率的で質が高く、時代の要請にあった税務行政を目指し続けること、③国税庁の事務を改善し、職員の意欲向上、組織の活性化を図ることであり、これらについて分かりやすくお知らせすることによって、税務行政の透明性を確保し、国民各層・納税者の皆様からの理解と信頼を得ることです。

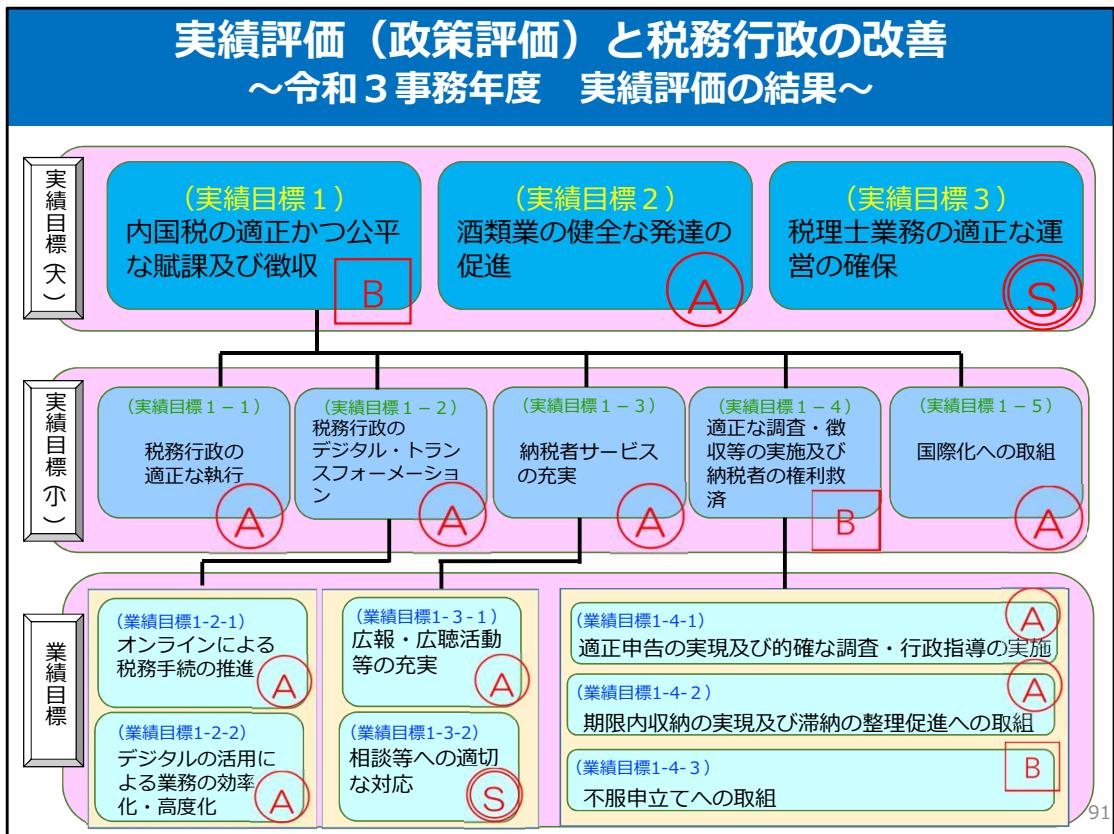
実績評価（政策評価）と税務行政の改善 ～国税庁の使命と実績評価の目標～



実績評価（政策評価）と税務行政の改善 ～国税庁の使命と実績評価の目標～

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、この使命を果たすため、財務省設置法第19条に国税庁の任務として、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」、「酒類業の健全な発達の促進」及び「税理士業務の適正な運営の確保」の3つが定められています。

実績評価では、この3つの任務を、国税庁が達成すべき目標として実績目標（大）1から3に掲げています。



実績評価（政策評価）と税務行政の改善 ～令和3事務年度 実績評価の結果～

目標体系は、ただいま説明しました実績目標（大）1から3が達成すべき目標となりますが、実績目標（大）1の「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」について、その内容が広範囲にわたるため、5つの実績目標（小）と更に7つの業績目標に細分化して設定し、これらの目標を通じて、より分かりやすい評価に努めています。

なお、実績目標1-2「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」は、政府全体の方針である「デジタル化の推進」等を踏まえ、令和3事務年度に新たに設定した目標です。

これらの目標は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階で評価しています。

令和3事務年度の実績評価の結果は、「S 目標達成」と評価したものが2つ、「A 相当程度進展あり」と評価したものが10、「B 進展が大きくない」と評価したものが3つとなっています。

これらの評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に取り組んでいきます。

実績評価の実施に当たっては、その客観性を確保し、評価の質を高めるため、外部有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催し、実施計画及び評価書についてのご意見をいただいた上、財務省ホームページにおいて公表しています（国税庁ホームページからもご覧になれます。）。

なお、実績評価の実施計画については、令和5事務年度も引き続き同じ目標体系の下、各種施策に取り組んでいます。

国税庁の 取組紹介動画



- 消費税の不正還付を許さない！
- 国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～
- 脱税を見逃さない！～国税査察官の仕事～
- 隠された脱税資金を追え！
～国税査察官の仕事Ⅱ～
- 見逃さない、悪質な税金の滞納
- 国際課税に関する取組の現状と今後の方向
- 海を越えた税務調査
- 海を越えた税務調査Ⅱ
- あなたのインターネット取引、
確定申告していますか
- ドラマ版ダイジェスト
- 税のプロフェッショナルを目指して

92

国税庁の取組紹介動画について、ご覧の番組をご紹介します。

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、これ以外にも番組を配信しています。またYouTube「国税庁動画チャンネル」でも配信していますので、ご興味がありましたら、是非、ご覧ください。

調査において重点的に取り組んでいる事項 ～Web-TAX-TV 「消費税の不正還付を許さない！」～



還付を迫る代表者



法人へ税務調査



仕入先へ取引内容確認



海外からの情報収集



調査結果を代表者に説明



不正還付が明るみに

93

調査において重点的に取り組んでいる事項

～Web-TAX-TV 「消費税の不正還付を許さない！」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、消費税の不正還付を企む悪質な納税者に対し、的確な審査・調査により未然防止に取り組む調査官の仕事を、ドラマ仕立てで紹介した「消費税の不正還付を許さない！」を配信しています。

(あらすじ)

税務署に提出された一件の消費税還付申告。

還付申告者である法人の代表者から早期の還付を求められるが、申告の内容に疑問を持った調査官。

上司である統括官の指示のもと、消費税のスペシャリストである専門官、国際取引のスペシャリストである国際官と協力し、

申告内容の疑問点を解明するために、法人が行っている仕入取引や輸出取引の調査を行った結果…。

是非、ご覧ください。

<h2 style="text-align: center;">国際徴収</h2> <p style="text-align: center;">～Web-TAX-TV「国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～」～</p>		
		
滞納者自宅の捜索	国際徴収チーム	国外財産を保有する事実が判明
		
外国税務当局へ徴収共助を要請	外国税務当局が滞納者の国外財産を差押え	滞納国税が徴収された

94

国際徴収

～Web-TAX-TV「国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、悪質な滞納者の国外財産を日々追いかけて、徴収に取り組んでいる国税徴収官の姿をドラマ仕立てで紹介した「国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～」を配信しています。

(あらすじ)

高額な滞納国税の徴収を免れるため、国外に財産を移転させた滞納者とその妻。国税局は滞納者の自宅を捜索したが、めぼしい財産を発見できず、滞納国税を徴収することができなかった。

滞納者が過去に多額の国外送金をしてきたため、国外財産の調査・徴収を専門とする国際徴収チームへ引き継がれ、滞納者の国外財産を追うための調査が進められることになる。

徴収官から国外財産の所有を問われ、白を切る滞納者であったが、外国税務当局への情報交換要請により、滞納者が国外に多額の財産を保有していることが明らかとなり…。

是非ご覧ください。

<h2 style="text-align: center;">査察調査</h2> <p style="text-align: center;">～Web-TAX-TV「脱税を見逃さない！～国税査察官の仕事～」～</p>		
		
脱税を見逃さない！ ～国税査察官の仕事～	国税局における検討会	強制調査着手
		
鞆の中から金塊が…	食器棚から現金が…	嫌疑者に対する質問調査

95

査察調査

～Web-TAX-TV「脱税を見逃さない！～国税査察官の仕事～」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、悪質な脱税者を摘発するために日夜努力している査察官の活躍をドラマ仕立てで紹介した「脱税を見逃さない！～国税査察官の仕事～」を配信しています。

(あらすじ)

嫌疑者は、美容食品「美肌クッキー」をヒットさせたカリスマ経営者。国税査察官による張り込みなどの徹底した内偵調査により、派手な私生活や多額の貯蓄を把握し、脱税の疑いを強めていく。

内偵調査で把握した情報をもとに綿密な検討を重ねた結果、カリスマ経営者の脱税の嫌疑を確信した。強制調査の許可状を請求し、カリスマ経営者や特殊関係人の居宅へ一斉に強制調査を実施する。

真実の収支計算表や、多額の現金・金塊を次々と発見。徐々に脱税の手口が明らかになっていく…。

是非ご覧ください。

査察調査

～Web-TAX-TV「隠された脱税資金を追え！～国税査察官の仕事Ⅱ～」～



相続税法違反嫌疑事件
の着手検討会



強制調査着手



嫌疑者の別荘搜索



嫌疑者のパソコンの
データ分析



外国税務当局へ調査依頼



嫌疑者に対する質問調査

96

査察調査

～Web-TAX-TV「隠された脱税資金を追え！～国税査察官の仕事Ⅱ～」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、悪質な脱税者を摘発するために日夜努力している査察官の活躍をドラマ仕立てで紹介した「隠された脱税資金を追え！～国税査察官の仕事Ⅱ～」を配信しています。

(あらすじ)

富裕層として雑誌等で紹介されていた田中工業のオーナー田中幸一が亡くなり、息子田中剛が財産を相続する。山田査察官は、生前の田中幸一の事業状況等からすると相続税の申告額が余りにも少ないと判断し内偵調査を実施する。

内偵調査の結果、嫌疑者田中剛の相続財産除外額は3億円と見込まれ、強制調査に着手した。自宅庭の地中に隠して保管していた現金1億円を把握するも残りの2億円の行方が不明であった。

発見されていない相続財産を見つけるべく、田中剛の自宅で発見された他人名義の不動産関係書類を基に査察調査を展開し、事件を解決していく…。

是非ご覧ください。

確実な税金の納付
 ～Web-TAX-TV「見逃さない、悪質な税金の滞納」～

		
西沢徴収官	バーで働く滞納者	滞納者宛の差押予告通知書
		
チラシを配る女性	滞納者と面接する徴収官	差押財産

97

確実な税金の納付

～Web-TAX-TV「見逃さない、悪質な税金の滞納」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、納税者個々の実情に即しつつ、法令等に基づいて、滞納整理に取り組む国税徴収官の仕事ぶりをドラマ仕立てで紹介した「見逃さない、悪質な税金の滞納」を配信しています。

(あらすじ)

西沢徴収官は、徴収事務5年目の徴収官。

ある日、税務調査で決定された税金を一切納付せず、文書や電話の催告等も無視し続けているバー経営者の滞納事案を担当することになる。

様々な方法で滞納者に接触を試みるも、なかなか会うことができない。

そんな中、偶然もらった一枚のチラシから滞納者との接触に成功した西沢徴収官。

滞納者の自宅を捜索し、そこで発見したものは・・・？

滞納者が改心し、滞納税額を全額納めたその理由とは・・・？

是非ご覧ください。

国際的な取引への課税 ～Web-TAX-TV「国際課税に関する取組の現状と今後の方向」～



海外への財産隠し



富裕層PTの打合せ



情報収集をする山都実査官



海外からの情報収集



田楠家への調査



真実に辿り着く山都実査官

98

国際的な取引への課税

～Web-TAX-TV「国際課税に関する取組の現状と今後の方向」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、富裕層や海外取引のある企業による資産隠しなどの国際的な租税回避行為を調査する「重点管理富裕層プロジェクト（富裕層PT）」の活躍をドラマ仕立てで紹介した「国際課税に関する取組の現状と今後の方向～富裕層PTの展開～」を配信しています。

（あらすじ）

国内で5法人を経営する田楠グループの田楠育夫は、「田楠家の財産を海外に隠した」と息子守に言い残し亡くなった。

富裕層PTの一員となった山都実査官は、育夫の相続財産が国外に隠されているのはいかと疑問を抱き、先輩実査官である海野実査官とともに調査を開始する。

「国税の調査は海外に及ばない」と豪語する田楠一族に、富裕層PTはどう立ち向かうのか！海を越えた国税の調査が動き出す。

是非ご覧ください。

国際的な取引への対応
 ～ Web-TAX-TV「海を越えた税務調査」～

		
売上目標達成に燃える 醍醐産業海外事業部長平井	取引先の仕入担当者は 裏金を要求	国税局による調査
		
海外の税務当局調査官	外国の税務当局との 積極的な情報交換の実施	税に関する コーポレートガバナンスの 重要性に気づく醍醐社長

99

国際的な取引への対応

～Web-TAX-TV「海を越えた税務調査」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、租税条約等に基づく情報交換を活用した国際的取引に関する税務調査の実態をドラマで紹介する番組「海を越えた税務調査～国税局調査部の仕事～」を配信しています。

(あらすじ)

グローバル企業である醍醐産業の海外事業部長の平井は、売上目標を達成するため、取引先の仕入れ担当者のジョーンズに要求されるままに裏金を支払った。

そして、日本の国税局の調査権限が海外にある企業を直接調査できないことを利用し、ジョーンズに支払った裏金を、海外にある子会社への販売手数料に偽装した。

国税局調査部の森下国際税務専門官は、醍醐産業から子会社に支払われた不審な販売手数料に疑問を抱き、平井との面接で、その疑問は確信へと変わった。

森下は、租税条約等に基づく情報交換制度を活用し、海外税務当局に海外子会社に対する税務調査を依頼する。

日本の国税局と海外の税務当局による国境を越えた税務調査が始まる…。

適正・公平な課税のために、国境を越えた税務調査に励む調査官の仕事ぶりが分かりやすく紹介されたドラマ仕立ての番組です。更に、企業のコーポレートガバナンスの在り方を再考させられる内容となっています。

是非ご覧ください。

国際的な取引への対応 ～ Web-TAX-TV「海を越えた税務調査Ⅱ」～



ポッタリ（運び屋）



ソウル地方国税庁
チ・ジニ調査官、イ・ソジン調査官



国税局調査部
渡辺主査



ゴンドー電機工業
権藤社長



国際的な連携調査



観念するキム社長

100

国際的な取引への対応

～Web-TAX-TV「海を越えた税務調査Ⅱ」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、「海を越えた税務調査」シリーズの第二弾として、日韓両税務当局による情報交換を活用した両国の税務調査の実態を、ドラマ仕立てで紹介した「海を越えた税務調査Ⅱ～日韓税務協力の推進～」を配信しています。

（あらすじ）

電機機器を取り扱うゴンドー電機工業。日本企業のグローバル化が進む中で、社長の権藤は、韓国企業キム・ファクタリングとの取引を増やしていた。

その権藤社長の前には、毎月ある女性が現われる。このフレーズとともに。

「アニョハセヨ。おいしいキムチはいかがですか？」

日本の国税局調査部と韓国地方国税庁が協力し合い、権藤社長のたくらみを暴いていく…。

日韓両国の調査官が直接に会い、調査情報の交換や協議を行う国際的な連携調査ともいえる協力関係を分かりやすく紹介しています。

是非ご覧ください。

調査において重点的に取り組んでいる事項
 ～Web-TAX-TV「あなたのインターネット取引、確定申告していますか」～



サイトを更新するブロガー



主婦のオークションサイト



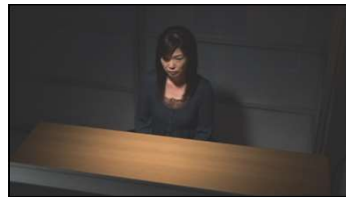
税務署担当者による
情報収集



主婦への税務調査が始まる



私は大丈夫と思うブロガー



無申告を指摘され落ち込む
ブロガー

101

調査において重点的に取り組んでいる事項

～Web-TAX-TV「あなたのインターネット取引、確定申告していますか」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、インターネット広告やオークションで収入を得ていたにもかかわらず、申告をしていなかった主婦2人を題材にして、ドラマ仕立てで紹介した「あなたのインターネット取引、確定申告していますか」を配信しています。

(あらすじ)

趣味で始めた主婦のブログが次第に人気になり、アクセス件数のランキングも上位になっていった。

そして、ブログに掲載しているバナー広告の収入は次第に増えていき、お小遣い程度とは言えない金額になっていった。

親友の主婦も、インターネットで収入を得られることを知り、オークションサイトで自作の造花を販売し、次第に多額の収入を得ていった。

2人とも確定申告のことを気にすることなく日々を過ごしていたが、そんな2人に税務署の担当者が気付くことに…。

是非ご覧ください。

国税庁の取組紹介動画
～Web-TAX-TV「ドラマ版ダイジェスト」～



102

国税庁の取組紹介動画

～Web-TAX-TV「ドラマ版ダイジェスト」～

これまでご紹介した国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」の人気の6番組を2分30秒のダイジェストにまとめた「ドラマ版ダイジェスト」を配信しています。

[収録ドラマ 6作品]

- ・「国税査察官の仕事」
- ・「海を越えた税務調査 国税局調査部の仕事」
- ・「海を越えた税務調査Ⅱ 日韓税務協力の推進」
- ・「国際的租税回避行為への対応 国際税務専門官の仕事」
- ・「あなたのインターネット取引、確定申告していますか」
- ・「国税徴収官の仕事」

国税庁の調査、徴収の現場の雰囲気だけを体験いただけるものとなっていますので是非ご覧ください。

国税庁の仕事や魅力
 ～Web-TAX-TV「税のプロフェッショナルを目指して」～

<p style="text-align: center;">国税庁の仕事</p>	<p style="text-align: center;">調査官</p>	<p style="text-align: center;">徴収官</p>
<p style="text-align: center;">実査官</p>	<p style="text-align: center;">査察官</p>	<p style="text-align: center;">税のプロフェッショナルを 目指して</p>

103

国税庁の仕事や魅力

～Web-TAX-TV「税のプロフェッショナルを目指して」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、税のプロフェッショナルを目指す方に、国税庁の仕事やその魅力・やりがいをご紹介した「税のプロフェッショナルを目指して」を配信しています。

是非ご覧ください。

税の スペシャリスト になるためには



- 税のスペシャリストになるためには
- 令和5年度国税専門官採用試験から国税専門B区分（理工・デジタル系）が新設
- 事務職員の採用状況（令和5年4月）
- 女性の職場として…

104

「税のスペシャリストになるためには」について、ご覧のような項目をご説明いたします。

税のスペシャリストになるためには			
試験区分	対象	申込時期	採用予定数 (令和6年4月)
税務職員 採用試験	高卒程度	例年 6月頃	約710名
国税専門官 採用試験	大卒程度	例年 3月頃	A区分 (法文系) 約1,000名
			B区分 (理工・デジタル系) 約100名
国税庁経験者 採用試験 (国税調査官級)	転職希望の者 (大卒後8年を経過した者)	例年 8月頃	約50名
就職氷河期世代 選考試験	S41.4.2生～ S61.4.1生	本年は 7月	約13名

105

税のスペシャリストになるためには

それではここで、税のスペシャリストとして、国税局や税務署で働く国税職員になるための採用試験について紹介させていただきます。

令和5年度に実施の採用試験には、

- ① 高卒程度の方を対象とした税務職員採用試験
- ② 大卒程度の方を対象とした国税専門官採用試験
- ③ 転職希望の方を対象とした国税庁経験者採用試験
- ④ 昭和41年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方を対象とした就職氷河期世代選考試験

があります。

税務行政を担う意欲のある方を毎年募集しております。

税の職場にご興味のある方は、是非、国税庁ホームページをご覧ください。

令和5年度国税専門官採用試験から 国税専門B区分（理工・デジタル系）が新設

国税専門B区分（理工・デジタル系）の専門試験について

専門試験は、理工・デジタル系の方が大学等で学ぶ基礎的な内容を中心に出題します。

多肢選択式

必須問題（16題）	選択問題（42題中24題選択）
基礎数学①、 民法・商法②、会計学②	情報数学・情報工学①、 物理③、化学③、統計学③、 経済学③、英語③

- 選択問題は、42題の中から24題を任意に選ぶことができます。
- 解答時間は、2時間20分です。
- なお、民法・商法、会計学の4題は、基礎的な内容とする予定です。

記述式

必須問題（1題）

科学技術に関連する領域

- 専門試験（記述式）は、科学技術に関連する一般的な課題（情報・理工・工学等の分野に関連する時事問題や社会事情など）について論述する小論文形式の問題です。
- 解答時間は、1時間20分です。
- なお、専門試験（記述式）は第1次試験で実施しますが、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験科目の成績と総合します。

人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAVI）では、例題を掲載しています。 https://www.jmij.go.jp/saiyo/siken/mondairai/mondairai_top.html

106

令和5年度国税専門官採用試験から国税専門B区分（理工・デジタル系）が新設

近年、経済取引のICT化が進展したことにより、調査・徴収事務は複雑・困難化しており、税務行政を取り巻く環境が大きく変化しています。国税庁としては、このような経済社会の変化に税務行政が的確に対応できるような取組を着実に進めることが重要であると考えています。

そこで、国税庁においては、将来的には、AIを用いた申告内容の自動チェックや、大量かつ多種・多様な納税者データをICT・AIを活用して分析することによる調査選定などを行うことも想定し、現在、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組んでいます。

国税庁としましては、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションをより一層進めていくため、ICTに関する素養を備えている方を積極的に採用していきたいと考えており、令和5年度から、国税専門官採用試験に国税専門B区分（理工・デジタル系）が新設されました。

この新試験区分は、試験科目を見ていただければわかるように、デジタル（情報）系の学部の学生のみをターゲットとしているのではなく、ICTに関する素養を備えていると考えられる、理工・デジタル系学部の学生が広く受験できるような試験科目を設定しています。

国税の職場は、法文系出身者の多い職場と思われがちですが、システム開発やデータ分析、ICT調査技法の開発を行う部署などが多く設置されており、理工・デジタル系学部出身の方が活躍できる様々なフィールドが用意されていますので、是非、理工・デジタル系学部の皆さんには、この機会に国税の職場に興味を持っていただき、多くの方に国税専門官採用試験を受験していただければと思います。

事務職員の採用状況（令和5年4月）

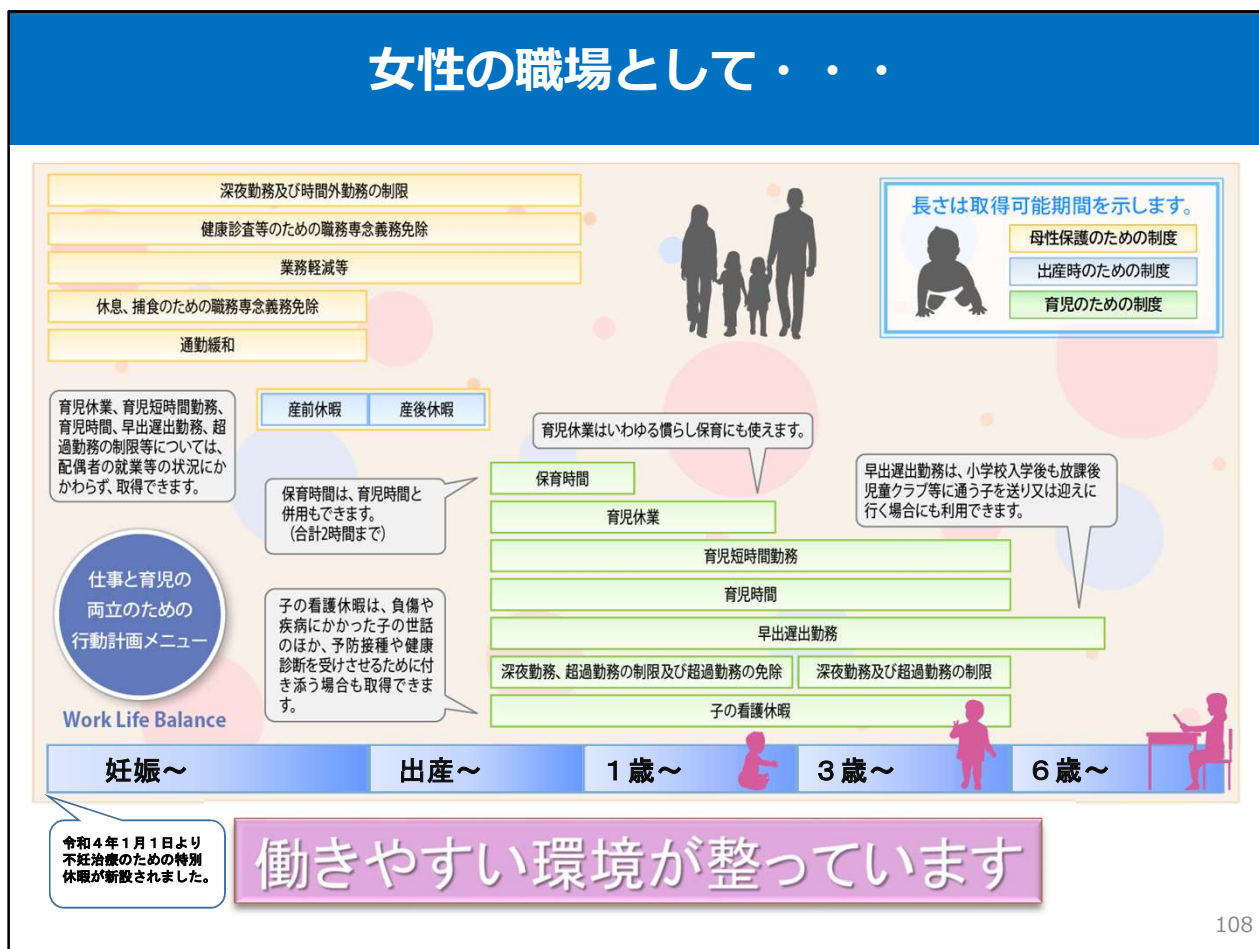
試験区分	採用人数（全国）
税務職員採用試験	873人 （内女性345人）
国税専門官採用試験	1,198人 （内女性425人）
国税庁経験者採用試験 （国税調査官級）	46人 （内女性3人）
障害者選考試験 ※ ステップアップ選考含む	6人 （内女性5人）
就職氷河期世代選考試験	16人 （内女性7人）

107

事務職員の採用状況（令和5年4月）

令和5年度の職員の採用状況ですが、税務職員採用試験、国税専門官採用試験、国税庁経験者採用試験、障害者選考試験等及び就職氷河期世代選考試験での採用者数は、全国で873人、1,198人、46人、6人、16人となっております。

女性の職場として・・・



女性の職場として・・・

また、男性だけでなく女性にも活躍してもらえるような環境づくりに取り組んでいます。

例えば、妊娠・出産という女性にしか経験できない人生のイベントにおいて、職場全体でサポートするといった取組を行っています。その結果として女性職員の育児休業取得率は、ほぼ100%と非常に高く、妊娠・出産後も職場からのサポートがあるので、ほとんどの女性職員が職場復帰をし、キャリアを重ねています。

さらに、配偶者である男性も子育てを気兼ねなく担えるよう、環境作りに努めており、男性職員の育児休業取得率は92.6%と非常に多くの男性職員が育児休業を取得しています。国税の職場は、男性、女性共に非常に働きやすい環境となっています。

おわりに

皆様のご意見・ご要望をお待ちしております。

詳しくは、国税庁ホームページの
「税を考える週間」コーナーをご覧ください。

税を考える週間 で 検索 

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

109

おわりに

以上、これまで「これからの社会に向かって」と題しまして、税の役割やその使途、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組みや国税庁のICT化・国際化に向けた諸施策について紹介させていただきました。

なお、国税庁ホームページに、「税を考える週間」のコーナーを開設しておりますので、今回紹介した内容について、更に詳しくお知りになりたい場合は、そちらも併せてご覧ください。

また、国税庁では、税務行政に対するご意見・ご要望をお待ちしています。

国税庁ホームページ又は最寄りの税務署にお寄せください。

ご清聴ありがとうございました。